武蔵野市第五期長期計画 · 調整計画

主な個別計画の概要

この資料は、第六期長期計画の策定にあたり、現在計画期間となっている 主な個別計画の概要をまとめたものです。

平成30年8月 武 蔵 野 市

目 次

分野	計画名	課	頁
		地域支援課、生活福祉課、	
	武蔵野市第3期健康福祉総合計画	高齢者支援課、障害者福祉	1
	 武蔵野市第5期地域福祉計画	課、健康課 地域支援課、生活福祉課	
	武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	高齢者支援課	7
健康・福祉	武蔵野巾筒節有価性計画・第7朔升護休陝事業計画 武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画	高	10
	武蔵野巾厚舌有計画・第5 朔厚舌価性計画 武蔵野市第4 期健康推進計画	健康課	13
	武蔵野市食育推進計画	健康課	16
	武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健		
	康診查等実施計画	保険課	19
	第四次子どもプラン武蔵野	子ども政策課	22
子ども・教育		教育企画課・指導課・教育	
丁とも・教育	第二期武蔵野市学校教育計画	支援課	25
	武蔵野市特別支援教育アクションプラン	教育支援課	28
	武蔵野市産業振興計画	生活経済課	31
	第二期武蔵野市観光推進計画	生活経済課	34
	武蔵野市農業振興基本計画	生活経済課	37
	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画	市民活動推進課	40
	武蔵野市第三次男女共同参画計画	市民活動推進課	43
	武蔵野市生活安全計画	安全対策課	46
文化・市民生活	武蔵野市国民保護計画	安全対策課	49
	武蔵野市地域防災計画	防災課	52
	武蔵野市耐震改修促進計画	建築指導課	55
	武蔵野市生涯学習計画	生涯学習スポーツ課	58
	武蔵野市スポーツ振興計画	生涯学習スポーツ課	61
	武蔵野市図書館基本計画	図書館	64
	「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野	企画調整課	67
	市の取組み方針」に基づく行動計画 第四期武蔵野市環境基本計画	環境政策課	70
	第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画	環境政策課	73
	武蔵野市地球温暖化対策地域プラン	環境政策課	76
	武蔵野市生物多様性基本方針	環境政策課	
	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画	環境以来味 ごみ総合対策課	82
緑・環境	新武蔵野り 一般廃棄物処理基本計画	クリーンセンター	85
	武蔵野市緑の基本計画2008	緑のまち推進課	88
	山川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画	緑のまち推進課	91
	一川上水整備基本計画	緑のまち推進課	94
	公園・緑地リニューアル計画	緑のまち推進課	97
_	武蔵野市都市計画マスタープラン	まちづくり推進課	100
	武蔵野市バリアフリー基本構想	まちづくり推進課	100
	正	まちづくり推進課	105
	武蔵野市景観ガイドライン	まちづくり推進課	106
	古祥寺グランドデザイン	吉祥寺まちづくり事務所	112
	造化するまち「NEXT―吉祥寺」プロジェクト		112
	一吉祥寺グランドデザイン推進計画	吉祥寺まちづくり事務所	115
	武蔵野市自転車等総合計画	交通対策課	118
	第10次武蔵野市交通安全計画	交通対策課	121
	第3次武蔵野市市民交通計画	交通対策課	124
	武蔵野市地域公共交通総合連携計画	交通対策課	127
都市基盤	武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画	交通対策課	130
	武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版	住宅対策課	133
	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画	住宅対策課	136
	道路総合管理計画	道路課	139
	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画	道路課	142
	景観整備路線事業計画(第2次)	道路課	145
	御殿山通り (武蔵野都市計画道路7・6・1号線) 整備基本計画	道路課	148
	橋りよう長寿命化計画	道路課	151
	路上看板等の改善指導	道路課	154
	武蔵野市下水道総合計画	下水道課	157
		下水道課	160
	武蔵野市下水道長寿命化計画		
	武蔵野市下水道長寿命化計画第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針		163
	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針	企画調整課	
	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 武蔵野市行財政改革アクションプラン	企画調整課 企画調整課	163 166
7 - 81 4	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 武蔵野市行財政改革アクションプラン 武蔵野市公共施設等総合管理計画	企画調整課 企画調整課 資産活用課	163 166 169
行・財政	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 武蔵野市行財政改革アクションプラン 武蔵野市公共施設等総合管理計画 武蔵野市人材育成基本方針	企画調整課 企画調整課 資産活用課 人事課	163 166 169 172
行・財政	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 武蔵野市行財政改革アクションプラン 武蔵野市公共施設等総合管理計画 武蔵野市人材育成基本方針 第7次職員定数適正化計画	企画調整課 企画調整課 資産活用課 人事課 人事課	163 166 169 172 175
行・財政	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 武蔵野市行財政改革アクションプラン 武蔵野市公共施設等総合管理計画 武蔵野市人材育成基本方針	企画調整課 企画調整課 資産活用課 人事課	163 166 169 172

※本文中における年・年度の表記は、原則として全て和暦とし、平成31年度以降も、便宜上「平成」の元号を使用する。

	計画名称	武蔵野市第3期健康福祉総合計画
	所管部署	健康福祉部 地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	 分野 	I 健康・福祉
	該当施策名及び該当ページ	1 支え合いの気持ちをつむぐ P.19 2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進 P.20 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 P.22 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり P.23 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備 P.24
基礎情	根拠法等の有無及びその名称	健康福祉総合計画・地域福祉計画(社会福祉法第107条)【努力義務】 高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8)【義務】 介護保険事業計画(介護保険法第117条)【義務】 障害者計画(障害者基本法第11条)【義務】 障害福祉計画(障害者総合支援法第88条)【義務】 障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【義務】 健康推進計画(健康増進法第8条)【努力義務】 食育推進計画(食育基本法第18条)【努力義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	武蔵野市福祉三計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画)の総 合化は平成15年
	計画策定の背景・目的	背景:少子高齢化の進行に加え、家族や親族の支え合いの機能の低下、非正規労働者の増加など、社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化し、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化等から、将来の暮らしに関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。また、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられ、高齢者、障害者、児童等の各施策分野については、住民参加による総合的、包括的な取組みの方向性が明確とされた。
		目的:これらの背景を受け、本総合計画では、健康・福祉分野の個別計画に共通する横断的な課題や連携すべき課題を総合的に整理し、市の健康福祉行政の目指すべき方向性と総合目標を明らかにするとともに、重点的な取組みを定め、その推進を図るものとした。
	 現計画の策定時期 	平成29年度(平成30年3月)
	現計画の対象期間	平成30年度~平成35年度(なお介護保険事業計画と障害福祉計画は計画期間が3年となっているため、一体となって策定している高齢者福祉計画と障害者計画とともに平成32年度に改定を行い、さらには地域福祉計画、健康推進計画・食育推進計画も関連する部分の見直しを行う。)
	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体:第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会
策定方法		学識経験者3名、福祉関係者4名、保健医療関係者1名、関連計画委員3名、公募市民1名 計12名
	市民意見の反映方法	①策定委員として公募市民が参加 ②各種実態調査を実施(9調査) ③団体ヒアリングを実施(5種類) ④市民意見交換会の実施(3日間、124名参加) ⑤パブリックコメントの実施

第五期長期計画・ 第3期健康福祉総 各個別計画 調整計画基本施 合計画 重点的取 横断・共通する施策 篅 組み 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 高齢・健康 重点的取組み1 まちぐるみの支え 地域福祉活動の推進や障害者団体 支え合いの気持ち 合いを実現するた やボランティア団体などの活動支援の 地域・高齢・障害 をつむぐ めの取組み 充実 「食」に関するセルフマネジメントとライ 高齢・食育 フステージに応じた支援 誰もがいつまでも シニア支え合いポイント制度の拡充 地域•高齢 健康な生活を送る ための健康づくり 心のバリアフリー事業の推進 地域•高齢•障害 の推進 摂食嚥下支援体制の充実 高齢・障害 市民の生命と健康を守る病院機能の 健康 維持·充実 重点的取組み2 生命と健康を守る 在宅医療と介護連携の強化 健康・高齢 地域医療充実へ 在宅医療を支える後方支援病床の検 の取組みと連携の 高齢・健康 強化 保健・医療・介護・福祉関係者の連携 による課題解決に向けた取組みの推 障害·健康 誰もが地域で安心 相談支援体制の充実とネットワークの して暮らしつづけ 地域・高齢・障害 られる仕組みづく 強化 重点的取組み3 りの推進 計 安心して暮らしつ 権利擁護事業・成年後見制度の利用 地域・高齢・障害 画 づけるための相 促進 施策の体系 談・支援体制の充 の 虐待防止の推進 地域・高齢・障害 実 中 身 見守り・孤立防止の推進 地域・高齢・障害 自殺対策の推進 障害・健康 災害時における避難支援体制づくり 地域•高齢•障害 等の推進 地域・高齢・障害 福祉人材の確保及び育成 誰もが地域でいき 重点的取組み4 いきと輝けるス 人材の確保と育成 地域包括ケア推進人材育成センター 地域•高齢•障害 テージづくり に向けた取組み (仮称)の設置 複合的なニーズに対応する新しい施 高齢・障害 設の検討 重点的取組み5 住み慣れた地域 新しい介護・福祉 での生活を継続 ダブルケア、トリプルケアへの支援や 高齢 サービスの整備 するための基盤整 介護離職防止のための取組みの検討 備 桜堤地域における福祉サービス再編 高齢・障害 の検討

計画名称 | 武蔵野市第3期健康福祉総合計画 | 計画期間 平成30年度~平成35年度 所管部署

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 人口構成などの変化
- ・本市の人口は緩やかに増加し、本計画期間中の平成34(2022)年には、15万人台まで伸びると見込まれる。
- ・高齢者人口の伸びが大きく、75歳以上の人口は大きく伸びると見込まれる。
- ・障害のある人についても高齢化が進んでおり、大きな課題となることが予想される。

・サービスの質を高める努力をしながら、持続的に多様な福祉ニーズにも対応するためには、新たな財源や 負担のあり方の検討を含め、これまで以上に歳入の確保に努めることはもちろん、負担の在り方、事務事業 の見直しやコストの削減を強力に推進し、経常的な経費をいかに抑制していくかが重要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

○基本理念「地域リハビリテーション」(第5期長期計画の重点施策より)

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が 続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体 系的な支援

○総合目標「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」

介護と子育て、介護と障害、といった複合的な課題への対応。医療と介護の両方を必要とする高齢者等の 増加や育児環境の変化に伴う要支援家庭の増加などといった課題に対応するためには、医療・介護・福祉の さらなる連携を進めるとともに、健康福祉施策を総合的、横断的、相互補完的に推進する必要がある。

国が目標として掲げる「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体が つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」=「地域共生社会」 については、本市の「地域リハビリテーション」の理念と趣旨が同一であると言える。そのため、年齢や状 態にかかわらず、自らの選択が可能となるような環境の整備や、複合的な課題に対応する包括的な相談・支 援体制の充実・ネットワーク整備、介護・看護人材の確保・育成などに取り組む。

また、本総合計画では、各個別計画で掲げられている基本目標のもとに、武蔵野市の福祉施策を総合的・ 横断的に推進する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

・重点的取組み1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

「健康長寿のまち武蔵野」の推進

地域福祉活動の推進や障害者団体やボランティア団体などの活動支援の充実 「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援

シニア支え合いポイント制度の拡充

心のバリアフリー事業の推進

摂食嚥下支援体制の充実

・重点的取組み2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実

在宅医療と介護連携の強化

在宅医療を支える後方支援病床の検討

保健・医療・介護・福祉関係者の連携による課題解決に向けた取組みの推進

・重点的取組み3 安心して暮らしつづけるための相談・支援体制の充実

相談支援体制の充実とネットワークの強化

権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

虐待防止の推進

見守り・孤立防止の推進

自殺対策の推進

災害時における避難支援体制づくり等の推進

・重点的取組み4 人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保及び育成

地域包括ケア推進人材育成センター (仮称) の設置

・重点的取組み5 新しい介護・福祉サービスの整備

複合的なニーズに対応する新しい施設の検討 ダブルケア、トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討

桜堤地域における福祉サービス再編の検討

	計画名称	武蔵野市第5期地域福祉計画
	所管部署 	健康福祉部 地域支援課、生活福祉課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	I 健康・福祉
	該当施策名及び該当ページ	1 支え合いの気持ちをつむぐ P.19 2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進 P.20 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり P.23 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備 P.24
	根拠法等の有無及びその名称	社会福祉法第107条【努力義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	最初の地域福祉計画は、平成3年に策定され、平成4年〜平成13年を計画期間として実施された。
		背景:少子高齢化等の進行に加え、子育てや医療・介護・年金への不安、格差の拡大、社会的つながりの希薄化など、暮らしに関わる不安やリスクが拡大し、高齢者の孤立防止対策、生活困窮者自立支援対策について、地域福祉計画等で対応するものとされた。また、平成30年4月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会」の実現のために、福祉、介護、保健医療等に限らないあらゆる課題(地域生活課題)を把握し、関係機関と連携することで課題の解決を図ることとされた。 目的:これらの背景を受け、本計画は地域福祉分野での施策の推進を担う計画として位置づけられるものとした。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)
		平成30年度〜平成35年度(なお介護保険事業計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画は計画 期間が法令で3年となっているため、一体となって策定している高齢者福祉計画と障害者計 画とともに平成32年度に改定を行い、それに伴い必要となった場合は地域福祉計画、健康推 進計画・食育推進計画も関連する部分の見直しを行う。)
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会
策定方法	策定委員の構成	学識経験者3名、福祉関係者4名、保健医療関係者1名、関連計画委員3名、公募市民1名 計12名
	市民意見の反映方法	①策定委員として公募市民が参加 ②地域福祉に関するアンケート調査を実施(平成28年11月~12月 対象2,000人 回収率43.2%) ③地域福祉団体等ヒアリングを実施(7団体、3日間) ④市民意見交換会の実施(3日間、124名参加、第3期健康福祉総合計画、高齢者 福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会、障害者計画・第5期障害福祉計画、第4期健康推進計画、食育推進計画と合同) ⑤パブリックコメントの実施

		第五期長期計画· 調整計画基本施 策	第5期地域福祉計画 基本施策	個別施策
		支え合いの気持ち をつむぐ		地域社協(福祉の会)をはじめとする地域福祉関係団 体への活動支援の充実
			促進	共同募金事業のあり方の検討
				市民社協等財政援助出資団体との連携強化
				障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実
		誰もが地域で安心 して暮らしつづけ		シニア支え合いポイント制度の拡充
				地域福祉コーディネーター(仮称)設置の検討
				民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の 活動支援の充実
		られる仕組みづく		心のバリアフリー事業の推進
		りの推進		ボランティア学習・福祉学習の推進
				地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組 みづくり)の推進
				見守り・孤立防止の強化
				ひとり暮らし高齢者の安心の確保
				安否確認及び避難支援体制づくりの推進
				福祉避難所の充実
現 計			安心・安全な暮ら	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進
		誰もが地域でいき いきと輝けるス	しを支える自助・ 共助・公助の連携	成年後見制度利用促進基本計画策定の検討
画の	施策の体系			虐待防止の推進
中身				健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議等による課題解決のためのネットワークの強化
		テージづくり		健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議
		バーサルデザイン化の推進 生活困窮者を早期に発見し支援する 及び庁内・庁外のネットワークの充実 生活困窮者への 支援 生活困窮者の経済的自立を支援する 事業の実施の検討	バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニ バーサルデザイン化の推進	
			生活困窮者への支援	生活困窮者を早期に発見し支援するための広報活動 及び庁内・庁外のネットワークの充実
				生活困窮者の経済的自立を支援する家計相談支援 事業の実施の検討
				貧困の連鎖を防止する子どもの学習支援事業等の対 象者拡充の検討
		住み慣れた地域	誰もがいきいきと 輝けるステージづ	キャリア活用による社会貢献活動の推進
		での生活を継続するための基盤整	くりの促進	様々なステージ(活動、機会など)づくりの支援
		備	サービスの担い手の確保	地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置
				福祉人材の確保と育成
				社会福祉法人への連携・支援の充実

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

1 人口構成などの変化

- ・本市の人口は緩やかに増加し、本計画期間中の平成34(2022)年には、15万人台まで伸びると見込まれる。
- ・高齢者人口の伸びが大きく、75歳以上の人口は大きく伸びると見込まれます。
- ・障害のある人についても高齢化が進んでおり、大きな課題となることが予想される。

・サービスの質を高める努力をしながら、持続的に多様な福祉ニーズにも対応するためには、新たな財源や 負担のあり方の検討を含め、これまで以上に歳入の確保に努めることはもちろん、負担の在り方、事務事業 の見直しやコストの削減を強力に推進し、経常的な経費をいかに抑制していくかが重要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

○基本理念「地域リハビリテーション」 (第5期長期計画の重点施策より)

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が 続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体 系的な支援

○基本目標「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」

基本目標である「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共 助力を高めていくため、5つを基本施策として位置づけている。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進

地域社協(福祉の会)をはじめとする地域福祉関係団体への活動支援の充実

共同募金事業のあり方の検討

市民社協等財政援助出資団体との連携強化

障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実

シニア支え合いポイント制度の拡充

地域福祉コーディネーター (仮称) 設置の検討

民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援の充実

心のバリアフリー事業の推進

ボランティア学習・福祉学習の推進

基本施策2 安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助の連携

地域包括ケアシステム (まちぐるみの支え合いの仕組みづくり) の推進

見守り・孤立防止の強化

ひとり暮らし高齢者の安心の確保

安否確認及び避難支援体制づくりの推進

福祉避難所の充実

権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進

成年後見制度利用促進基本計画策定の検討

虐待防止の推進

健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議等による課題解決のためのネットワークの強化

在宅医療・介護連携推進事業による多職種連携の強化

バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

基本施策3 生活困窮者への支援

生活困窮者を早期に発見し支援するための広報活動及び庁内・庁外のネットワークの充実 生活困窮者の経済的自立を支援する家計相談支援事業の実施の検討

貧困の連鎖を防止する子どもの学習支援事業等の対象者拡充の検討

基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進

キャリア活用による社会貢献活動の推進

様々なステージ(活動、機会など)づくりの支援

基本施策5 サービスの担い手の確保

地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置

福祉人材の確保と育成

社会福祉法人への連携・支援の充実

	計画名称	武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	
	所管部署	健康福祉部 高齢者支援課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	I 健康・福祉	
	該当施策名及び該当ページ	1 支え合いの気持ちをつむぐ P.19 2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進 P.20 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 P.22 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり P.23 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備 P.24	
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8)【義務】 介護保険事業計画(介護保険法第117条)【義務】	
_	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市健康福祉総合計画	
礎情報	この計画が初めて策定された 時期	平成12年3月(武蔵野市高齢者保健福祉計画・武蔵野市介護保険事業計画)	
報	計画策定の背景・目的	背景:現在、団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、各地で「地域包括ケアシステム」の構築が進められている。平成26年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」では、介護予防・日常生活支援総合事業を開始することが義務付けられいた(武蔵野市では平成27年10月から開始)。また、平成29年5月26日成立の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の接続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることとされた。今後、市町村は、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが求められている。 目的:本計画は市の長期計画の下位計画として、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険計法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した計画であり、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるようにするために、実績と現状の分析に基づいて、平成30年度から平成32年度までの3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業の施策体系、取組み等を示すものである。	
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)	
	現計画の対象期間	平成30年度~平成32年度	
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会 策定期間:平成29年5月~平成30年1月(全6回開催)	
	策定委員の構成	学識経験者2名、保健医療関係者3名、福祉関係者4名、公募市民2名 計11名	
策定方法	市民意見の反映方法	①策定委員として公募市民が参加(第1号被保険者・第2号被保険者 各1名) ②団体ヒアリングを実施(3日間、26団体) ③市民意見交換会の実施(3日間、73名参加) ④パブリックコメントの実施 ⑤実態調査を実施 ・高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査(有効回答数1,095件回答率73.0%) ・要介護高齢者・家族介護者実態調査(有効回答数488件) ・ケアマネジャーアンケート調査(有効回答数225件回答率88.2%) ・介護職員・看護職員等実態調査(事業所:配布数167件回収数121件 職員:配布件数 3,160件 回収件数1,292件) ・独居高齢者実態調査(有効回答数1,245件) ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所事由アンケート調査(有効回答数224件)	

現計画の中身

武蔵野市高齢者福祉計画

- いきいきと暮らしつづけられるために
- 1.いつまでも健康でありつづけるための自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2.介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実
- 市民の支え合いをはぐくむために
- 1. 市民が主体となる地域活動の推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために
- 1.ひとり暮らしでも安心して暮らしつづけられる
- 2. 認知症になっても安心して暮らしつづけられる
- 3.介護離職をせずに安心して暮らしつづけられる
- 4. 中・重度の要介護状態になっても安心して暮らしつづけられる
- 5. 災害が発生しても生活できる
- 6. 在宅医療・介護連携の推進
- 医療ニーズの高い高齢者を支えるために
- 1. 医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える新しいサービスの整備
- 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働きつづけられるため に
- 1. 高齢者とその家族を支える人材の確保・育成

施策の体系

第7期介護保険事業計画

- ■第7期介護保険事業計画のポイント
- 1. 平成30 (2018) 年度からの介護保険制度改正
- 2.2040年をも見据えた「まちぐるみの支え合い」のさらなる推進
- 3. 武蔵野市の介護保険制度改正への対応
- 4. 第7期介護保険事業計画策定のポイント
- ■武蔵野市の介護保険事業の実態把握と分析
- 1.人口及び被保険者の実績
- 2. 要支援・要介護認定者数の実績
- 3. 日常生活圏域の設定と地域分析
- 4. 第6期介護保険事業計画の給付の分析
- 5. 介護保険事業会計の推移
- ■介護保険事業の充実及び地域分析に基づく保険者機能の向上
- 1. 武蔵野市の第7期介護保険事業計画の基本的方向性と特徴
- 2. 国の介護保険制度改正への武蔵野市の対応
- 3.介護保険サービス事業量および給付費の推計
- 4. 地域支援事業の推計
- 5. 第1号被保険者料の見込み
- 6. 地域分析に基づく自立支援・介護予防の取組みの推進
- 7. 持続可能な介護保険制度への取組みの推進

計画名称 武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 計画期間 平成30年度~平成32年度 所管部署 健康福祉部 高齢者支援課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現在、団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、各地で 「地域包括ケアシステム」の構築が進められている。平成26年6月18日に成立した医療・介護総合確保法 (正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法 律」) では、地域包括ケアシステム構築の入口として位置付けられる「介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)」を、平成29年4月までに開始することが義務付けられているが、武蔵野市 では平成27年10月に導入し、地域づくりを進めている。

そのような中、平成29年5月26日には、介護保険法改正を含む地域包括ケアシステム強化法(正式名称は 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」)が成立した。同法は、高齢 者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保す ことに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としてい る。今後、市町村は、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、客観的なデータに基づいた地域の実 態把握・課題分析を通じて、地域の共通の目標を設定し、関係者間で共有し、その達成に向けた具体的な計 画や方針を作成・実行し、評価と計画の見直し (PDCA サイクル) を繰り返し実施することで、目標達成に向 けた活動を継続的に改善する「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが求められ る。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

武蔵野市では、"まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市の地域包括ケアシステム)"のため、自 らの健康は自ら維持するという「自助」、支え合いの精神に基づく「共助」、自助や共助が対応できない課 題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを目指し、取組みを進めてきた。支えられる 側と支える側という関係性を越えて、高齢者も地域活動の担い手となるような地域づくりに取り組み、ま た、その高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方はこれからも 同様である。

また、市民を含めた地域のすべての関係者が目標を共有し、一体となって取組みが進められるよう、2025年 に向けて武蔵野市が目指す"高齢者の姿とまちづくり"を提示し、これからも引き続き、いつまでもいきい きと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた 地域で生活できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市における地域共生社会を実現していく。

そのため、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者の自立支援と重度化防止のために不可欠な医療 と介護の連携に重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

1:いつまでもいきいきと健康に"誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる"

2:ひとり暮らしでも"誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる"3:認知症になっても"誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる" "誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる"

4:中・重度の要介護状態になっても"誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる"

5:自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

6: 高齢者を支える人材の確保・育成

	計画名称	武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画
	所管部署	健康福祉部 障害者福祉課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	I 健康・福祉
	該当施策名及び該当ページ	1 支え合いの気持ちをつむぐ P.19 2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進 P.20 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 P.22 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり P.23 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備 P.24
	根拠法等の有無及びその名称	障害者計画(障害者基本法第11条) 【義務】 障害福祉計画(障害者総合支援法第88条)【義務】
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市健康福祉総合計画
情	この計画が初めて策定された 時期	障害者計画 平成10年 障害福祉計画 平成18年
	計画策定の背景・目的	武蔵野市では、第五期長期計画の重点施策に「地域リハビリテーション」の理念を掲げ、「すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援」の構築に努めている。またこれに基づき、健康福祉分野においては、武蔵野市健康福祉総合計画を策定し、障害者福祉をはじめ、地域福祉、健康推進、武蔵野市健康福祉総合計画を策定し、障害者語祉とじめ、地域福祉、健康推進、高齢者福祉に関する取組みを一体的に進めている。障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定し推進してきた。国では発達障害者支援法の改正や、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、第5期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けるなど、障害者福祉を取り巻く環境は絶えず変化している。平成29年度は、第4期障害福祉計画が法律で定められた見直し年度となり、また、武蔵野市健康福祉総合計画も見直し年度を迎えた。市ではこの機会を捉え、国・都などの動向や各種制度、障害のある人とともに地域保健福祉全体における社会情勢の変化に的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に見直すとともに、新たに「障害児福祉計画」を含む「武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画」を策定した。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)
	現計画の対象期間	平成30年度~平成32年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	1 策定主体:武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会 2 策定期間:平成29年4月~平成30年3月 3 概要 計画の策定に先立ち、障害者実態調査や障害者団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握した。実態調査結果や市の施策の実施状況などを基に、地域自立支援協議会の委員で構成された「武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会」において、今後の取組みの方向性や重点など幅広く審議を行った。また、計画策定委員会による審議の過程で、パブリックコメントや市民意見交換会を開催し、広く市民意見を反映して策定を行った。
	策定委員の構成	学識経験者1名、福祉関係者11名、保健医療関係者1名、公募市民1名 計14名
	市民意見の反映方法	1 障害者福祉についての実態調査 ・調査期間:平成28年11月25日~12月19日 ・調査対象者:3,000名(無作為抽出) ・有効回収数:1,660名(回収率55.3%) 2 障害者団体ヒアリング ・実施期間:平成29年5月15日~5月19日 ・実施団体数:25団体 3 パブリックコメントの実施 ・実施期間:平成29年12月1日~12月22日 ・件数:53件 4 市民意見交換会の実施 ・平成29年12月8日(武蔵野商工会館 参加者18名) ・平成29年12月10日(武蔵野市役所 参加者15名) ・平成29年12月19日(武蔵野スイングホール 参加者51名)※4計画同時実施

計画名称┃武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画┃計画期間┃ 平成30年度~平成32年度 ┃**所管部署**┃ 健康福祉部 障害者福祉課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 相談支援体制について
- ・相談体制の機能強化と各機関の役割の明確化
- ・大人の発達障害に対する対応
- ・地域活動支援センターの整備
- 2 地域生活支援について
- 地域生活支援拠点の整備
- ・地域生活を支援する施設としての旧くぬぎ園跡地の活用方針
- 人材の育成
- 3社会参加について
- ・成人期における通所後の活動
- 重度障害者向け通所施設の整備
- ・オリ・パラに向けた文化・スポーツ活動
- 4 障害児支援体制について
- 地域療育支援体制
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害者差別解消に向けた取組みについて
- 情報保障の充実
- ・差別解消に向けた取組
- 6福祉手当等のあり方の見直しについて
- ・障害福祉手当等のあり方見直し

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

其 木 日 煙

障害のあるすべての人が 住み慣れた地域社会の中で 生涯を通じて安心して 自分らしい生活を送るために

2 基本的視点

- ①障害のあるすべての人が自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮し続けることができるよう相談支援体制を充実させる。
- ②ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう環境の整備を進める。
- ③障害福祉サービスのさらなる充実のため、必要に応じて既存の施策を再編し、持続可能なサービス提供体制を構築する。
- ④広く市民の中で障害が正しく理解され、差別や権利侵害のないまちづくりを推進する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

重点1 相談支援体制の強化

相談支援体制の役割を明確化し、地域活動支援センターを増設するなど相談支援業務の拡大と体制の強化に取り組む。(発達障害者を対象とした地域活動支援センターの設置など)

重点2 地域生活支援の充実

地域生活支援施設などの整備を中心に、地域社会での安心した生活を継続できるよう、地域生活支援サービス体制の構築に取り組む。(地域生活支援拠点の整備、旧くぬぎ園跡地におけるグループホームの整備など)

重点3 社会参加の充実

地域での様々な社会参加を促進するため、障害の特性に応じた参加しやすい活動の充実と情報提供に取り組む。(引きこもりサポート事業の充実、成人期の余暇活動の充実など)

重点4 障害児支援体制の充実

乳幼児期、学齢期、青年期など、ライフステージに応じた切れ目のない支援が継続できるよう、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた総合的な支援体制の構築に取り組む。 (「地域療育相談室ハビット」の児童発達支援センター化の検討など)

重点 5 福祉手当等のあり方の見直し

今後も安定的にサービスを提供していくため、福祉手当と各サービスの果たすべき意義や役割を再整理し、 持続可能な制度の構築に取り組む。(心障手当、難病手当の見直しなど)

重点6 障害者差別解消に向けた取組みの推進

障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して暮せる社会を目指すため、関係機関と連携を図りながら、障害 者差別の解消に向けた取組みを推進する。(虐待防止の推進、情報保障の充実など)

	計画名称	武蔵野市第4期健康推進計画
	所管部署	健康福祉部 健康課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	I 健康・福祉 Ⅱ子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	I 2 誰もが地域で安心して暮らしつづける仕組みづくりの推進 P.20 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 P.22 Ⅱ 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援 P.26 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実 P.28
	根拠法等の有無及びその名称	健康増進法(平成14年法律第103号)【努力義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市健康福祉総合計画
基	この計画が初めて策定された 時期	平成16年度(第2期21年度~、第3期24年度~、第4期30年度~)
^金 礎情報	計画策定の背景・目的	背景:東日本大震災の発生により、災害時医療体制の重要性が増すとともに、家族や地域の絆の大切さが再認識された。また、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、結核や風しん等の新興・再興感染症、食中毒など市民の生命や健康を脅かす健康危機が発生し、迅速な対応が重要となっている。国の動きを見ると、平成24年7月には、「健康日本21(第2)が策定され、「健康寿命の延伸」や「健康格差の縮小」を目的とした国民健康づくり対策が始まった。加えて急速な高齢化の進展により、平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、医療と介護を連携させる動きが加速した。国の動きに呼応して、東京都でも新しい取り組みを進めている。「健康日本21」の一翼を担う「健やか親子21」は母子保健の主要な取り組みを進めている。「健康日本21」の一翼を担う「健やか親子21」は母子保健の主要な取り組みを進示するビジョンであるが、平成27年から始まった第2次では、10年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」としている。基盤課題のひとつとして「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」が、重点課題として「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」が挙げられている。平成28年の母子保健法の改正では、国・地方公共団体は母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならないと明記された。健康づくりは市民一人ひとりの主体的な取り組みとともに、健康づくりを地域と一体となって推進するため、市と市民と協働で行う健康づくり施策の視点も重要となってきている。目的:第5期長期計画の重点施策としている「地域リハビリテーション」の理念を基本理念として、市民を主役とし、多様な主体が協力しあうことによって健康づくりに取り組み、健康増進を進めるまちを目指す。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)
	現計画の対象期間	平成30年度~平成35年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画策定委員会 策定期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日
策定方法	策定委員の構成	委員長(学識経験者) 1 名、副委員長(学識経験者) 1 名 委員(保健医療、行政、健康増進、食育振興、公募) 9 名 計11名
	市民意見の反映方法	策定委員として公募委員が1名参加、市民意見交換会(3回)の実施、パブリックコメントの実施

計画名称 武蔵野市第4期健康推進計画 ┃計画期間 平成30年度~平成35年度 ┃ **所管部署** 健康福祉部 健康課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

平成28年に実施した「市民の健康づくりに関するアンケート調査」、「妊娠届出書」、「乳幼児健診票」、健康診査等の結果から健康施策に関する現状・課題を抽出。

<基本施策の課題等>※個々の課題が複数あるため、例示として以下に記載

1 予防を重視した健康診査等の推進

健康診査・保健指導、がん検診の実施と精度管理等について、より周知徹底していく必要がある。

2 市民の主体的な健康づくりと生活習慣改善の支援

健康な食生活、運動習慣、歯と口腔の健康維持、たばこ・アルコールの健康への影響、こころの健康づくり等の必要性が高い。

3 市民の生命と健康を守る環境づくりと連携の強化

医療ネットワーク、災害時対応の充実の必要性、健康危機管理対策の推進の必要性。

4 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期からの母子保健事業、子どもの成長を見守る連携を構築し、継続していく必要がある。

5 ライフステージの特性に応じた食育の推進

妊娠期から子育て期、学齢期、若年層、壮年期、高齢期への食育について、より多くの情報が求められている。

6 地域と連携した食育の推進

食の循環、食を通じたコミュニケーション、栄養ケアを必要とする人への支援などに関する連携が求められている。

7 市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり

食に対する理解を深め食育を実践するための情報発信、多様な関係者の連携による食育の推進が求められている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

<基本目標>

誰もが"いきいき"と暮らしつづけられる"まち"武蔵野

- <基本視点>
 - 1 オールライフステージにわたる健康づくりへの取り組み
 - 2 市民自らの健康づくりへの支援
 - 3 市民の生命と健康を守る環境づくり
- <方針・考え方>

本計画では、市民を主役とし、多様な主体が協力しあうことによって健康づくりに取り組み、健康増進を進めるまちを目指して、「誰もが"いきいき"と暮らしつづけられる"まち"武蔵野」を基本目標とした。予防を重視した健康づくりへの取り組み、市民自らの健康づくりへの支援、病院機能の維持等の視点を持って基本施策を掲げ、地域の関係機関等と連携・協働して計画内容の効果的かつ着実な推進を図っていく。また、平成28年に実施したアンケート調査や各種健康診査の結果から、市民の食をめぐる状況を把握・分析し、市特有の課題を明確にして体系的に整理した。本計画では、基本目標である「食を通じて"いきいき"と暮らす"まち"武蔵野」を目指して、ライフステージに応じた食育、地域と連携した食育等についてそれぞれ施策を掲げ、計画の推進を図る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

<武蔵野市第4期健康推進計画>

- 1 予防を重視した健康診査等の推進
- 2 市民の主体的な健康づくりと生活習慣病改善の支援
- 3 市民の生命と健康を守る環境づくりと連携の強化
- 4 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

	計画名称	武蔵野市食育推進計画		
	所管部署	健康福祉部 健康課		
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり		
	分野	I 健康・福祉 Ⅱ子ども・教育		
	該当施策名及び該当ページ	I 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進 P.22 II 5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 P.31		
	根拠法等の有無及びその名称	食育基本法(平成17年法律第63号)【努力義務】		
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市健康福祉総合計画		
	この計画が初めて策定された時期	平成30年度		
基礎情報		背景:近年、「食」をめぐる社会環境は変化しており、朝食欠食率の増加、肥満とやせ、嘱託を中心とした家族の団らんの喪失など課題が多くなってきている。平成27年、食育基本法の改正に伴い国では平成28年4月に第3次食育推進基本計画策定している。第3次食育基本計画では食育の総合的な推進に関する7つの事項と5つの重点課題を揚げている。(食育の総合的な促進に関する事項) 1家庭における食育の推進 2学校、保育所等における食育の推進 3地域における食生活の改善のための取組の推進 4食育推進運動の展開 5生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 6食文化の継承のための活動への支援等 7食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 (食育推進に係る5つの重点課題) 1若い世代を中心とした食育の推進 2多様な暮らしに対応した食育の推進 3健康寿命の延命につながる食育の推進 4食の循環や環境を意識した食育の推進 4食の循環や環境を意識した食育の推進 5食文化の継承に向けた食育の推進 5食文化の継承に向けた食育の推進 5食文化の継承に向けた食育の推進		
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)		
	現計画の対象期間	平成30年度~平成35年度		
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市第4期健康推進計画・食育推進計画策定委員会 策定期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日		
	策定委員の構成	委員長(学識経験者) 1 名、副委員長(学識経験者) 1 名 委員(保健医療、行政、健康増進、食育振興、公募) 9 名 計11名		
	市民意見の反映方法	策定委員として公募委員が1名参加、市民意見交換会(3回)の実施、パブリック コメントの実施		

計画名称 武蔵野市食育推進計画 **計画期間** 平成30年度~平成35年度 **| 所管部署 |** 健康福祉部 健康課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

平成28年に実施した「市民の健康づくりに関するアンケート調査」、「妊娠届出書」、「乳幼児健診票」、健康診査等の結果から健康施策に関する現状・課題を抽出。

<基本施策の課題等>※個々の課題が複数あるため、例示として以下に記載

1 予防を重視した健康診査等の推進

健康診査・保健指導、がん検診の実施と精度管理等について、より周知徹底していく必要がある。

2 市民の主体的な健康づくりと生活習慣改善の支援

健康な食生活、運動習慣、歯と口腔の健康維持、たばこ・アルコールの健康への影響、こころの健康づくり等の必要性が高い。

3 市民の生命と健康を守る環境づくりと連携の強化

医療ネットワーク、災害時対応の充実の必要性、健康危機管理対策の推進の必要性。

4 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期からの母子保健事業、子どもの成長を見守る連携を構築し、継続していく必要がある。

5 ライフステージの特性に応じた食育の推進

妊娠期から子育て期、学齢期、若年層、壮年期、高齢期への食育について、より多くの情報が求められている。

6 地域と連携した食育の推進

食の循環、食を通じたコミュニケーション、栄養ケアを必要とする人への支援などに関する連携が求められている。

7 市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり

食に対する理解を深め食育を実践するための情報発信、多様な関係者の連携による食育の推進が求められている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

<基本目標> …「食を通じていきいきと暮らすまち武蔵野」

一人ひとりが、その人らしくいきいき暮らすためには、充実した食生活を日々送ることが基本と考える。 そのような「まち」であることを目指す。

<基本方針> …「食に関するセルフマネジメント(自己管理)力の推進」

基本目標を達成するために、市民一人ひとりが「食」についての意識を高め、自己管理力を向上することで、生活の質の向上につながることを目指す。

<基本施策> …「ライフステージの特性に応じた食育の推進」「地域と連携した食育の推進」「市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり」

基本目標を達成するために、基本方針に基づき、3つの基本施策を掲げて推進していく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

<武蔵野市食育推進計画の考え方>

- 1ライフステージの特性に応じた食育の推進
- ・乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージで食に関する能力を身につけ、効果的なアプローチにより支援する。
- ・乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進する。
- 2地域と連携した食育の推進
- ・より良い食環境を維持するための生産者と消費者
- ・地域の力を活用した食の楽しみ、食文化、伝統行事、料理技術などの継承
- ・栄養ケアを必要とする人への支援体制や方法の検討
- 3市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり
- ・正しい食の情報発信
- ・クックパッド武蔵野市の公式キッチンにおける情報発信
- ・関係機関の連携等、様々な角度からの食育推進

	計画名称	武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市 特定健康診査等実施計画
	所管部署	市民部 保険課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	なし
	分野	_
	該当施策名及び該当ページ	_
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条【努力義務】 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針【努力義務】
其	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
礎情報	時期	特定健康診査等実施計画は、平成19年度(平成20年3月)から策定 データヘルス計画は平成28年度(平成29年3月)から策定
		【データヘルス計画】 健康・医療情報を活用して、PDCAに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するために策定する計画。情報を活用しながらターゲットを絞った保健事業を展開し、生活習慣病の予防をはじめとする被保険者の健康増進や医療費の適正化への取組み等網羅的に国民健康保険事業を進めることを目的とする。 【特定健康診査等等実施計画】 高齢者の医療の確保に関する法律にもとづいて、医療保険者は、その被保険者等に対して、生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することとされた。本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条等に規定された健康診査及び保健指導を実施する上での基本的事項を定めることにより、これらの事業の円滑な実施に資することを目的とする。 以上2計画を、より効率的・効果的に実施及び評価を行うことができるよう、一体化した計画とする。
	現計画の策定時期	平成30年3月
	現計画の対象期間	平成30年度~平成35年度(データヘルス計画は平成29年度~平成35年度)
	策定方法 (策定主体·期間等)	職員による策定。平成29年度中に関係部署(健康福祉部健康課、公益財団法人武蔵 野健康づくり事業団)の職員と協議して策定。専門業者による策定支援あり。
策定方法	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	計画(案)に関するパブリックコメントを実施(平成30年3月)

現計画の中身施策の体体系	大目標 1 被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防 目標 1 特定健康診査受診率の向上 施策の方向性 特定健康診査未受診者対策 目標 2 特定保健指導実施率の向上 施策の方向性 特定保健指導利用勧奨・生活習慣病等予防知識の普及啓発 目標 3 生活習慣病重症化予防(糖尿病・高血压症・脂質異常症への対策) 施策の方向性 生活習慣病等予防知識の普及啓発・生活習慣病重症化予防 目標 4 生活習慣改善者の増加 施策の方向性 特定保健指導和用勧奨・生活習慣病等予防知識の普及啓発・ 生活習慣或重症化予防 大目標 2 医療費の適正化 目標 1 医療費適正化への取組の推進 施策の方向性 重複・規回受診への対応・後発医薬品の使用促進・ 国民健康保険制度の周知・審査機能の強化・ 被保険者の健康増進
	が、体験自の関係。
	画 施策の体系 中

平成30年度~平成35年度(データへル 成29年度~平成35年度) 計画期間

所管部署

市民部 保険課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 医療費データの分析から見える現状
 - ・被保険者数は年々減少、65歳~69歳の被保険者が多い。
 - ・今後、被保険者の高齢化により、被保険者1人当たり医療費や、生活習慣病医療費の増加が予想される。
 - ・若年層から疾病発症前の予防や早期発見・早期治療が可能な疾患について保健事業を行うことが重要。
 - ・入院となる前の疾患発症予防、早期治療による医療費の適正化が重要。
 - ・健診未受診者は疾病が重症化してから医療機関を受診する傾向がみられる。
- 2 特定健康診査・特定保健指導データの分析から見える現状
 - ・特定健康診査の受診率は平成24年度以降横ばい状態。
- ・若年層からの受診率を向上させるとともに、男性の受診率を向上させるための取組を強化していくことが必要 ・受診者の有所見率は、年代に比例して高くなる傾向があり、肥満者の有所見率は、非肥満者に比べ性・年代別に関 わらず高い割合となっている。
- ・特定保健指導の対象とならない非肥満者にも一定数生活習慣病のリスク者がいることから、生活習慣病の発症及び 重症化予防のための保健事業が重要である。
- ・保健指導対象者が参加しやすい環境整備やプログラムの充実、勧奨の強化等実施方法の見直しや検討を行い、利用 率とともに実施率の向上が必要

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防

被保険者の生活習慣病の発症予防については、特定健康診査等により血圧、脂質、血糖といった発症リ スクを早期に把握するとともに、特定保健指導等による生活習慣の改善が有効である。また、健診結果から 医療受診が必要であるにもかかわらず、未受診となっている者への受診勧奨等を行い、早期治療による重症 化を予防することが重要である。

医療費の適正化

被保険者の高齢化の進展や医療の高度化に伴い、被保険者1人当たりの医療費の増加が予想されてお り、被保険者の健康増進等の施策も進め、生活習慣病に関する費用のみならず医療費全体の適正化を図る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- 特定健康診査受診率の向上 1
 - 未受診者対策、継続受診を促す方法の検討
 - 効果的な周知、情報提供の方法についての検討
- 特定保健指導実施率の向上
 - 効率的・効果的な指導、支援の方法及び体制の検討
 - 未利用者等に対する利用勧奨の強化
- 生活習慣病等予防・知識の普及啓発
 - がん検診や若年層健康診査、生活習慣改善に関する講座等の対象者への周知、情報提供
- 生活習慣病重症化予防
- 広く被保険者に呼びかける講座等ポピュレーションアプローチ事業及び糖尿病重症化予防を目的とする医療機関受 診勧奨、保健指導事業の実施
- 5 重複・頻回受診への対応
 - 対象者の抽出、誘導の方法の検討、実施
- 後発医薬品の使用促進
 - 差額通知及び希望シールの配布
 - 定期的な情報提供
- 国民健康保険制度の周知
 - 医療費通知の実施
- 審査機能の強化
- 療養費支給申請内容点検 被保険者の健康増進
 - 保養施設利用助成事業の再編

基礎情	計画名称	第四次子どもプラン武蔵野(平成27~31年度)
	所管部署	子ども家庭部 子ども政策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援 P.26
	根拠法等の有無及びその名称	次世代育成支援対策推進法 第8条1項【努力義務】 子ども・子育て支援法 第61条【義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された 時期	平成12年12月(子育てプラン武蔵野)
	計画策定の背景・目的	0歳から18歳までのすべての子どもの健やかな育ちを保障するために、家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもの視点に立った施策を展開をすることが求められている。 本計画は、第五期長期計画の「子ども・教育」分野だけでなく、「健康・福祉」や「緑・環境」、「都市基盤」等の分野も含め、子どもに関わるすべての施策・事業を計画に取り込むとともに、第五期長期計画には書き込みのない、既に実施されている施策・事業を含めている。 本計画の推進により、すべての子どもが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指す。
	現計画の策定時期	平成26年度(平成27年3月)
	現計画の対象期間	平成27年度~平成31年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:子ども施策推進本部(庁内) ※策定段階において、子どもプラン推進地域協議会を常設の機関として設定し、 計画案の内容について協議、意見聴取を行った。 策定期間:子ども施策推進本部会議は平成25年8月~平成27年1月(8回開催) ※子どもプラン推進地域協議会は平成25年6月~平成27年2月(9回開催)
	策定委員の構成	【子ども施策推進本部】 市長、副市長、教育長、総合政策部長、市民部市民活動担当部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、教育部長 (子どもプラン推進地域協議会) 学識経験者2名、事業主2名、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者1 名、子育て関係団体を代表する者2名、子育てサービスの利用者3名、保健又は福祉の関係者2名、教育の関係者3名、企業を代表する者1名、労働者団体を代表する者1名、公募市民2名 計19名
	市民意見の反映方法	「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、子育て関係団体ヒアリング、市 民ヒアリング、無作為抽出ワークショップ(保護者対象、中高生対象)、パブリッ クコメントの実施

計画名称 第四次子どもプラン武蔵野(平成27~31年度) 計画期間 平成27年度~平成31年度 所管部署 子ども家庭部 子ども政策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、親の就業環境・ライフスタイルの変化に伴い、子どもを取り巻 く環境も大きく変化している。ゲーム機やスマートフォン等の普及と相まって、屋外での集団遊びが減少 し、生活習慣が不規則になるなど、子どもの体力や気力、身体や脳の発達等にも大きな影響を与えている。 また、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、犯罪など、子どもを巡る様々な問題が生じており、親の子育てに 対する不安感・負担感も高まっている。さらに、保育施設の利用希望者数が定員を上回る状況にあるため、 積極的に保育定員の拡充を図っている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

以下の3つの基本的な考えのもと、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策を総合的に推進していく。

- (1) 社会の希望・未来である子ども自身の健やかな育ちを尊重し、保障します。
- 子どもの貧困等の環境要因に左右されることなく、すべての子どもの発達を保障し、子どもの利益が最大限に尊重 されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開します。
- (2) 家庭の教育力・子育て力を高める環境をつくります。 父母・保護者には子育てについての第一義的責任があり、また、家庭は教育の原点・出発点であることから、 親としての成長を支援する取組みを推進し、子どもの成長に喜びと生きがいを感じながら子育てができるように、 子育てしやすい環境の整備を進めます。
- (3) 地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援します。
- 父母・保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を 実現するためには、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支えていくことが必要です。行政や教育・保育・子育て 支援施設、市民、地域団体・NPO、民間企業など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して子ども の健全な育成や妊娠・出産期から子育て家庭と関わっていけるような施策を進めます。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- 1 子ども・子育て支援新制度への取組みの推進
- 2 セーフティーネットの充実
- 3 共助の仕組みづくり
- 小学生の放課後施策の充実
- 5 子育て支援施設の再編・整備
- 学力の向上
- 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組み
- 学校施設整備基本方針の着実な実施

	計画名称	第二期武蔵野市学校教育計画
	所管部署	教育部 教育企画課、指導課、教育支援課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 P.30
	根拠法等の有無及びその名称	教育基本法 第17条第1項【努力義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第2期教育振興基本計画(国)
	この計画が初めて策定された 時期	平成21年度
	計画策定の背景・目的	前計画の改訂計画。社会情勢の変化や地方教育行政法をはじめとする教育関連法の改正、第2期教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、本市の学校教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにすることを目的とする。なお、改訂にあたっては、「武蔵野市特別支援教育推進計画」と一体化した。
	現計画の策定時期	平成27年度(平成27年3月)
	現計画の対象期間	平成27年度~平成31年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:第二期武蔵野市教育基本計画(仮称)策定委員会 策定期間:平成26年1月から平成27年3月まで(13回開催)
	策定委員の構成	学識経験者5名、医療関係者1名、市立小・中学校長各2名、PTA代表4名、青少年問題協議会地区協議会代表1名、開かれた学校づくり協議会代表1名、公募市民1名、教育部長計16名
	市民意見の反映方法	① 策定委員に公募市民を含めた(1名)。 ② 中間報告に対するパブリックコメントを実施した(5人 11件)。

基本理念:知性・感性を磨き 自ら未来を切り拓く 武蔵野の教育

I「生きる力」を育む教育

[基本方針1] 知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・ 表現力等を育む指導の充実
- 2 言語活動の充実
- 3 理科教育の充実
- 4 読書活動の充実

「基本方針2] 豊かな心や感性を育む教育を推進します。

- 5 道徳教育の充実
- 6 自然体験活動・長期宿泊体験の充実
- 7 文化・芸術活動の充実
- 8 生活指導の充実
- 9 教育相談の充実

[基本方針3] 健やかな体を育む教育を推進します。

- 10 体力向上・健康づくりの取組の充実
- 11 食育の充実

[基本方針4] 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を 推進します。

- 12 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上
- 13 早期からの一貫した相談・支援の充実
- 14 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築
- 15 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

[基本方針5] 社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取組の充実を 図ります。

- 16 ICT機器を利用した教育の推進
- 17 国際理解教育・英語教育の充実
- 18 安全教育・安全管理の充実
- 19 市民性を高める教育の推進
- 20 今日的な教育課題への対応

Ⅱ学びの質を高める教育環境

[基本方針6] 学びの質を保証する学校体制の充実を図ります。

- 21 学校運営組織の活性化
- 22 学校評価を生かした経営改善
- 23 若手教員と学校経営の中核となる教員の育成

「基本方針7] 学びの質を支える教育施設・設備・機能の充実を図ります。

- 24 教育センター機能の充実
- 25 教育施設の整備
- 26 ICT環境の整備

Ⅲ学校と地域が協働した教育

「基本方針8] 学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

- 25 開かれた学校づくりの充実
- 27 地域の学校支援体制の充実

施策の体系

計画名称 第二期武蔵野市学校教育計画 計画期間 平成27年度~平成31年度 所管部署 教育部 教育企画課、指導 教育支援課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

①児童・生徒の状況について

マンション開発等に伴う児童数の増加とともに、特別支援学級の児童・生徒数の増加が見込まれる。学力面では概ね良好である。不登校やいじめといった心の問題へのアプローチや、セカンドスクールをはじめとする体験活動、体力向上への取組などがより一層求められている。

②学校の状況について

教員の年齢構成の若年化、学校施設及び給食施設の老朽化、ICT機器の更なる充実といった課題がある 一方で、学校と地域の連携については、開かれた学校づくり協議会を中心とした展開が進んでいる。

③特別支援教育推進計画に関して

子どもたちの特別な教育ニーズに応じた指導・支援に対する研修の充実、スクールソーシャルワーカーの 更なる活用が望まれている。学校支援人材と学校の連携体制の整備、個別支援教室の整備を目指す。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念:知性・感性を磨き自ら未来を切り拓く武蔵野の教育

緑が豊かで、多様な文化的環境が整っているこの武蔵野市で育つ子どもたちは、これからの社会を支えていく大切な存在であり、本市が大切にしてきたコミュニティを支える一員でもある。

そのため、一人一人の子どもたちには、自己の能力を最大限に生かすとともに、知性や感性をより一層磨き、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動する主体的な力が必要である。このような力は、生涯学び続ける力の源ともなる。

よって、今までも大切にしてきた知・徳・体のバランスの取れた教育やセカンドスクールをはじめとする 特色ある教育を一層推進するともに、社会の変化に対応したコミュニケーション能力や情報活用能力の育成 の充実を図り、保護者や地域と連携して、活気ある教育活動を展開するものとする。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ①個に応じた指導の充実(習熟度別・少人数指導等)
- ②各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実
- ③セカンドスクールの充実
- ④運動習慣の定着と体力向上の取組
- ⑤特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組
- ⑥都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実
- ⑦個別支援教室や特別支援学級の適切な配置
- ⑧学習活動でのICT 機器の積極的な活用・ICT 機器の整備
- ⑨外国語活動・英語教育の充実
- ⑩教育センター構想の推進
- ⑪学校施設整備基本方針の着実な実施
- ⑫開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実

	計画名称	武蔵野市特別支援教育アクションプラン(平成27年度〜平 成31年度)
	所管部署	教育部 教育支援課
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	Ⅱ 子ども・教育
	該当施策名及び該当ページ	5 次代を担う力をはぐくむ学校教育 P.30
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第二期武蔵野市学校教育計画
報	この計画が初めて策定された時期	平成27年度
	計画策定の背景・目的	第二期武蔵野市学校教育計画は、国のインクルーシブ教育推進に関する提言を踏まえ、従来の特別支援教育推進計画と学校教育計画を一体的に策定した。特別支援教育アクションプランは、第二期武蔵野市学校教育計画で示された特別支援教育に関する施策について、具体的な取り組みを示すことを目的として策定した。
	現計画の策定時期	平成27年度(平成27年4月)
	現計画の対象期間	平成27年度~平成31年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	教育部 教育支援課
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	

- I 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上
 - 1 校内における特別支援教育推進のための体制の強化
 - (1)校内委員会の活性化
 - (2)特別支援教育コーディネーターの育成と専門性の向上
 - (3)「個別指導計画」「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の作成と活用
 - 2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組
 - (1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフの派遣と活用の充実
 - (2)相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力の推進
 - (3) 個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実
 - 3 特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施
 - (1)特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進
 - (2) 交流及び共同学習の計画的・組織的な推進
 - (3) 通級指導学級と通常の学級の連携強化
 - 4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進
 - (1) 個別支援教室指導員の専門性の向上
 - (2) 個別支援教室と担任・保護者・学校支援人材との連携
 - 5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上
 - (1)特別支援教育の視点を明確にした学校経営
 - (2)特別支援教育・教育相談に関する市独自の研修会の実施
 - (3) 教員の研修ニーズに対応した校内研修会の実施
- Ⅱ 早期からの一貫した相談・支援の充実
 - 1 教育支援センターの相談・支援機能の充実
 - (1)教育支援センターの機能の充実
 - (2) 学校派遣相談支援の充実
 - (3) スクールソーシャルワーカーの効果的活用
 - 2 「就学前相談」と「就学後の相談」体制の充実
 - (1)教育支援委員会(仮称)の設置の検討
 - (2)柔軟な「就学後の相談」体制の充実
 - 3 関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実
 - (1) 保護者や地域への理解・啓発活動の促進
 - (2) 専門機関との連携による学校支援の充実
 - (3) 地域リハビリテーションの理念に基づいた支援の検討
- Ⅲ 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築
 - 1 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実
 - (1)特別支援学校と連携した教育内容・指導方法の工夫・充実
 - (2)副籍制度の充実
 - 2 大学・民間との連携・協力体制の充実
 - (1)学校支援人材に関する大学との連携・協力
 - (2)子育て経験者・NPOなどの地域人材の活用
 - (3)子どもたちの社会参加・自立の意欲を培う系統的・計画的な活動の推進
 - 3 医療・福祉・心理などの専門職の活用
 - (1) 多様な学びの場における専門家スタッフの活用
 - (2) 医療・福祉などの専門的な資格を有する人材の活用
 - 4 特別支援教育推進のための体制づくり
 - (1)特別支援教育推進委員会のあり方の見直しと新しい体制づくり
 - (2)特別支援学級設置校連絡協議会及び運営委員会の充実
- IV 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進
 - 1 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化
 - (1) 就学支援シートを活用した幼・保・小の連携
 - (2) 幼・保・小及び小・中学校との連携プログラムの検討
 - 2 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置
 - (1) 個別支援教室のさらなる拡充の検討
 - (2)特別支援学級の適切な配置の検討
 - (3)特別支援学級担任による巡回指導の検討と実施

計画名称 | 武蔵野市特別支援教育アクションプラン(平成 | 計画期間 | 平成27年度~平成31年度 | **所管部署** | 教育部 教育支援課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

武蔵野市特別支援教育推進計画(平成21年度~平成26年度)の進捗や特別支援教育に関する国や都の動向 を踏まえて、以下の課題認識をした。

- (1) 各校において特別支援教育に関する専門性をさらに向上させる必要がある。
- (2) 関係機関との連携を強化し、早期からの継続した支援体制づくりを進める必要がある。
- (3) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を見据えた対応が必要である。
- (4) 児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学級の検討・設置を計画的に進める必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

保護者・園・学校・関係機関との切れ目のない連携づくりをもとに、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校教育修了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図る。併せて、インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」「合理的配慮」「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取組の検討・実施に努める。

これらの施策を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する特別支援教育を推進する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

第二期学校教育計画においては、重点的な取り組みとして、12の項目を示しており、特別支援教育に関しては「特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組」「都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実」「個別支援教室や特別支援学級の適切な配置」の3項目を挙げた。特別支援教育アクションプランでは、これらについて、具体的な施策・事業を掲げている。

	計画名称	武蔵野市産業振興計画(平成26年度~30年度)
	所管部署	市民部 生活経済課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	5 地域の特性を活かした産業の振興 P.38、39
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された 時期	平成25年度
	計画策定の背景・目的	本市で行ってきた計画行政によるまちづくりは、地域生活を支える事業者等の知恵や努力、市民のまちへの愛着や理解、協力が大きく寄与し、生産機能や生活機能の向上などの好循環を育んできた。しかし、昨今の市内の現況を鑑みると、高齢化や競争激化などの状況変化により、これからもこのような経済循環のバランスを保っていくことは、困難となることが予想される。 このような状況にある中、今後、市内における産業活動を促進していくことが必要であるという認識のもと、産業全体を俯瞰した戦略的な方針を定め、施策を総合的に推進するための武蔵野市産業振興計画を策定するに至った。
	現計画の策定時期	平成25年度
	現計画の対象期間	平成26年度~平成30年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市産業振興計画策定委員会 ・武蔵野市産業振興推進本部:策定委員会や関係機関との連絡調整を行いながら庁内における横断的連携体制を構築し、計画の進行管理をするために設置・平成24年度に事前調査として、市民意向調査、事業所調査、来街者調査、産業振興基礎調査を実施期間:平成25年度
策定方法	策定委員の構成	武蔵野市産業振興計画策定委員会(計12名) 市民部長、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、金融機関、公益法人等、公募 市民
	市民意見の反映方法	・公募市民の参画 ・中間報告のパブリックコメントの実施

施策の体系

- 1 武蔵野のブランド力を高める産業振興
 - (1) 武蔵野の特性を活かした産業振興
 - ①武蔵野のブランドイメージの確立と向上
 - ②都市型産業の誘致・育成等の推進
 - ③都市農業の振興と農地の保全
 - (2) 都市観光の推進
 - ①武蔵野の資源を活用した都市観光
 - ②観光・シティプロモーションの推進
 - ③推進体制等の充実と強化
 - (3) 都市生活を支えるまちづくり
 - ①商業地域のリニューアル
 - ②交通・物流体系の整備
 - ③歩いて楽しい快適なまちづくり
 - ④安全・安心なまちづくり
- 2 地域生活を支え合う産業振興
 - (1) 市民の生活を支え、高める商店街の形成
 - ①魅力ある個店づくり
 - ②商店街環境整備の推進
 - ③活力ある商業・商店街活動の推進
 - ④大型店舗等と商店会が連携・協力した商業活性化
 - (2) 市民ニーズ等に対応したサービスの充実
 - ①市民生活の課題に応じたサービス等の推進
- 3 武蔵野市内で働く多様な人材による産業振興
 - (1) 起業・創業の活性化
 - ①起業・創業の支援
 - (2) 雇用・労働環境の充実
 - ①就労支援策及び市内雇用の推進
 - ②ワークライフバランスの推進
 - ③高齢者・障害者の雇用・就労支援
 - (3) 人材の育成と活用
 - ①人材育成の充実
 - ②後継者育成
 - ③地域人材等の活用
- 4 都市の活力を担う産業振興
 - (1) 産業基盤の高度化の推進
 - ①事業等の高度化推進
 - ②連携・共同事業の推進
 - ③広域的連携の推進
 - ④市内事業所の環境対策の推進
 - ⑤情報化・国際化の推進
 - (2) 産業基盤の安定化の推進
 - ①中小企業の経営支援の充実
 - ②事業承継の推進
 - ③市内事業者の状況把握

計画名称 | 武蔵野市産業振興計画(平成26年度~30年 | 計画期間 | 平成26年度~平成30年度 | **所管部署** | 市民部 生活経済課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) まちの魅力の維持・創出

時代変化や人々のニーズに合わせ、地域の資源を見直し、まちづくり等と一体となった事業展開の策を講じる。

(2) 地域生活の維持・向上

誰もが地域で安心して生活するため、市民やNPO、大学、大型店や多様な産業の事業者などと協力した 課題解決型のサービスの充実を図る。

(3) 人材の確保・育成

誰もが、安心して地域で働くことのできる環境をつくるため、就業を望む人材やニーズの掘り起こし、市内事業者の雇用・労働環境の育成を支援する。

(4) 産業基盤の強化

市内で創業する専門職種とそれらの専門知識を必要とする事業者のマッチングや、大型飲食チェーン店や研究機関が立地する環境を最大限活かすための、産学官連携の基盤強化を図る。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念:「"まち"の魅力を高め"豊かな暮らし"を支える 産業の振興」

基本理念に基づき、以下4点を基本目標とする。

- (1)「武蔵野のブランド力を高める産業振興」多様な人々に選ばれる武蔵野であるために、豊かな環境を生かし、個々の期待に応えた産業の振興を図る。
- (2) 「地域生活を支え合う産業振興」商店街をはじめ日常生活を支える身近な産業の振興を図りながら、地域ニーズに応える新たな担い手を迎えるための土壌を育む。
- (3) 「武蔵野市内で働く多様な人材による産業振興」誰もが心地よく働き続けることのできるようなまちを実現するため、産業の振興や、人々の知恵や技術を地域や次世代に活かすための土壌を育む。
- (4)「都市の活力を担う産業振興」地域の歴史とともに育まれ、地域の未来を育む産業の振興を図る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

4つの基本目標ごとに、以下の事業に重点的に全市で取組んでいく。

基本目標1「武蔵野のブランド力を高める産業振興」

■都市型産業誘致・育成方針の策定

本市が持つ特性に適した成長性の高い産業等を、誘致・育成し、個々の消費者ニーズに応えていく。

基本目標2「地域生活を支え合う産業振興」

■大学と商店会や事業者、NPO等との連携促進

地域住民や来街者のニーズにマッチした商店会の新たな事業や取組み等を、商店会が市内の事業者や大学、NPO等との協働によって企画・推進していく。

基本目標3「武蔵野市内で働く多様な人材による産業振興」

■インベキューションオフィスの開設・推進

市の保有する施設等を活用したインキュベーション機能等を有する施設の設置の検討、空き店舗の活用を進めていく。

基本目標4「都市の活力を担う産業振興」

■ビジネス・マッチングの機会づくり

商工会議所、金融機関等と連携し、産業基盤の高度化を推進するため、多業種間等のビジネスマッチングを検討・推進します。

	計画名称	第二期武蔵野市観光推進計画(平成29年度~38年度)
	所管部署	市民部 生活経済課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	3 市民文化の醸成 P.36、37
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市産業振興計画
	この計画が初めて策定された時期	平成19年度
	計画策定の背景・目的	国の観光立国推進基本法制定(平成18年12月)や、都の東京都観光産業振興プラン策定 (平成19年3月)などの国や都の観光振興施策の推進に合わせ、本市でもまちの魅力と集 客力の向上、商業・サービス業などへの支援につながる施策として、新たに「観光」とい う視点を取り入れ、武蔵野市第五期長期計画・調整計画を上位計画、武蔵野市産業振興計 画(平成26年策定)を中位計画として、観光施策を総合的に実施するため策定した。
	現計画の策定時期	平成28年度
	現計画の対象期間	平成29年度~平成38年度
策定方法	策定方法 (策定主体・期間等)	策定主体:武蔵野市観光推進計画策定委員会 期間:平成28年7月~平成29年3月
	策定委員の構成	武蔵野市観光推進計画策定委員会(計12名) 市民部長、学識経験者、商工業関係者、 NPO等市民団体関係者、公募市民
	市民意見の反映方法	パブリックコメントの実施

1 第二期武蔵野市観光推進計画の目的と位置付け

- (1)都市観光とは
- (2) 武蔵野市のこれまでの取り組み
- (3) 武蔵野市の観光を取り巻く状況変化
- (4) 計画改定の視点
- (5) 武蔵野市における観光推進の目的
- (6) 第二期武蔵野市観光推進計画の位置付け
- (7) 第二期武蔵野市観光推進計画の期間
- 2 武蔵野市の観光の特徴と課題
- (1) 武蔵野市の観光の特徴
- (2) 武蔵野市の観光の課題
- 3 武蔵野市の観光が目指す姿
- (1) 武蔵野市の観光が目指す姿
- (2) 数值目標
- (3) 観光推進の基本的な方向性
- 4 観光推進の方策
- (基本方針1)多彩な魅力を守り育てる(啓発、活動支援)
 - 1) 武蔵野市の魅力の市民への周知(再認識できる場の提供)
 - 2) 多彩な魅力を保全・創出する市民活動の支援
 - 3) 個性的な店舗の魅力の活用
 - 4) 観光の意義や効果を市民に伝える情報発信
- (基本方針2) 多彩な魅力で惹きつける (魅力向上、誘致)
 - 1) 魅力あるコンテンツの創造
 - 2) 他地域との連携強化
 - 3)情報発信の強化
 - 4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人 観光客の誘致強化
 - 5) MICE誘致
 - 6) 武蔵野市の多彩な魅力を磨くための情報分析と戦略構築
- (基本方針3) 多彩な魅力に親しみやすくする (受け入れ環境整備)
 - 1) もてなす人材の育成
 - 2) 観光客の安全・安心の向上
 - 3) 交通環境の整備
 - 4) 誰もが快適に過ごせるまちづくりの推進
- 5 重点プロジェクト

(重点プロジェクト1) 国際的スポーツイベントを契機とした観光推進

(重点プロジェクト2) 市民や学生が参画しやすい観光まちづくりの推進

(重点プロジェクト3) 来街者を呼び込むための既存イベントの魅力アップ

6 観光推進計画の推進体制

T 回 施策の体系 D 計画名称 第二期武藏野市観光推進計画(平成29年度 計画期間 平成29年度~平成38年度 **所管部署** 市民部 生活経済課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

武蔵野市は、住みたいまちとして高い評価を受けているが、これはさまざまな要素が積み重なりまちの魅力を複合的に高めてきた結果である。市民、事業者など都市に関わる人々がまちをよりよくするためにさまざまな活動をすることで、都市は多くの魅力を持つことになる。少子高齢化社会の中で地域の活力を維持するためには、他の地域から人をひきつけ、呼び寄せることが重要となる。このことから、新たに都市観光の視点からのまちづくり、及びまちの魅力の発見・発信といった観光施策を総合的に推進する必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

(基本方針1) 多彩な魅力を守り育てる(啓発、活動支援)

(基本方針2) 多彩な魅力で惹きつける (魅力向上、誘致)

(基本方針3) 多彩な魅力に親しみやすくする(受け入れ環境整備)

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

特に計画期間前半で重点的に取り組むべきテーマ (重点プロジェクト1)国際的スポーツイベントを契機とした観光推進

(重点プロジェクト2) 市民や学生が参画しやすい観光まちづくりの推進

(重点プロジェクト3) 来街者を呼び込むための既存イベントの魅力アップ

	計画名称	武蔵野市農業振興基本計画(平成28年度~37年度)	
所管部署 市民部 生活経済課		市民部 生活経済課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	5 地域の特性を活かした産業の振興 P.38、39	
	根拠法等の有無及びその名称	農業経営基盤強化促進法 第6条【義務】	
	(長期計画、調発計画を除く)	武蔵野市産業振興計画	
基礎情	この計画が初めて策定された 時期	平成11年度	
報	計画策定の背景・目的	本市では、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進めるため、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく基本構想として平成11年10月に「武蔵野市農業振興基本計画」を策定した。前後して、国の「農業基本法」の大幅見直し(11年7月)、「食料・農業・農村基本法」の制定、「食料・農業・農村基本計画」の策定(12年3月)、東京都の「東京農業振興プラン」の策定(13年12月)があり、さらに国が17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を変更し、本市の計画も国、都の計画と整合性を図る必要が生じた。また、本市の第四期基本計画の期間が17年度から26年度であることから、農業振興基本計画も期間を合わせることが望ましいとされ、計画期間途中の17年度に見直しを行い、新たに18年度から27年度を計画期間とする武蔵野市農業振興基本計画を策定した。本計画の期間は、平成18年度から27年度の計画であるが、5年後に実施状況を検証し、計画の見直しを行うこととしている。また、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、計画を改定する必要が生じたため23年度に改定を行った。本計画はこのように都市農業を取り巻く環境の変化に対応し、前計画の達成状況を踏まえ、平成28年度から平成37年年度までの10年間を見据えた新たな武蔵野市農業振興計画として策定した。	
	現計画の策定時期	平成27年度	
	現計画の対象期間	平成28年度~平成37年度	
		策定主体:武蔵野市農業振興基本計画策定委員会 期間:平成27年6月~平成28年3月	
策定方法	策定委員の構成	武蔵野市農業振興基本計画策定委員会農業委員会会長、農業委員、学識経験者、公募市民、農業関係者、農業団体職員、東京都職員、市民部長	
	市民意見の反映方法	農家向けアンケート調査 市民向けアンケート調査 パブリックコメントの実施	

(1) 農地の保全
① 生産緑地の保全と追加指定の推進
② 宅地化農地の保全
③ 武蔵野市登録農地制度の活用
(2) 都市農地の多様な機能の発揮
① 防災機能の発揮
②農業景観の保全
③ 都市環境の維持・確保
④ 生物多様性の保全⑤ 体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進
③ 体験展園、市民展園、展業公園、子佼展園等の推進(3) 人と環境にやさしい農業の推進
① 新鮮で安全な農産物の生産と提供
② 環境保全型農業の推進
③ 農あるまちづくりの推進
(4) 食と農の教育
① 農を通しての食育の推進
② 農業体験機会の充実
(5) 農業の伝統・文化の保存と承継
① 農業を通じた伝統・文化の継承
② 品評会の実施
(6) 地産地消の推進
① 顔の見える農産物の生産 ② 高付加価値化の推進
② 高刊加価値化の推進 ③ 直売体制の改善
④ 学校給食への食材の提供
⑤ 他産業との連携の推進
(7) 経営感覚に優れた農業者の育成
① 認定農業者及び認定農業者の育成・支援
② 女性農業者の参画の推進
③ 他地域農業者との交流
④ 職としての魅力を高める
(8) 農業後継者と多様な担い手の確保と育成
① 後継者の育成・支援
② 接農ボランティア等の育成・活用 (9) 安定した農業経営の確立
① 施設、設備、機械化の推進
②農作業の省力化の推進
③ 消費者との交流会の実施
④ 生産性の向上
⑤ 農業経営確立の支援
⑥ 国、都、農業関係団体との連携
(10) 情報発信の充実
① 直売情報の提供

計画名称 武蔵野市農業振興基本計画(平成28年度~ 計画期間 平成28年度~平成37年度 **所管部署** 市民部 生活経済課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現代の農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増加に伴う収益性の悪化や農業者の高齢化など、一層厳しさを増しています。一方で都市農業においては、これらに加え、都市化の影響や農家の相続などを契機とした農地の減少など課題を抱えながらも、都市農地を保全すべきとの声が広がっており、農業・農地を生かしたまちづくりなど市民の期待は高まっています。

計画策定にあたり集約した課題は以下のとおり。

- (1)農地の保全
- (2) 担い手の育成
- (3) 安全・安心の取り組み
- (4) 農業に対する市民理解の促進
- (5) 地産地消の推進
- (6) 販売方法の多様化
- (7) 安定した農業経営の確保
- (8) 国、都、関係機関・団体との連携

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民の豊かな生活を彩る 安全・安心武蔵野農業

- ・市民生活を支える都市農地の保全をはかる
- ・市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く
- やりがいのある農業経営を進める

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- (1)農地の保全
- (2)人と環境にやさしい農業の推進
- (3) 市民とふれあう農業の推進
- (4)経営感覚に優れた農業者への支援

	計画名称	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画(平成29度~33年度)	
	 所管部署 	市民部 市民活動推進課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	画に あり	
	 分野 	Ⅲ 文化・市民生活、VI 行・財政	
	該当施策名及び該当ページ	基本施策 1 地域社会と市民活動の活性化 P.35 基本施策 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 P.60	
	根拠法等の有無及びその名称	なし	
基	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし	
礎 情	この計画が初めて策定された時期	平成23年度(平成18年度に策定された「武蔵野市NPO活動促進基本計画」を引 継)	
報	計画策定の背景・目的	本市においては、市民による自主的かつきめ細やかな活動が長年にわたり広範に取り組まれてきており、これらの市民の活動が現在の武蔵野市を形作っているといっても過言ではない。 こうした中、市では平成19年3月、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とした「武蔵野市NPO活動促進基本計画」を策定し、様々な取組みを進めてきた。平成23年7月には、市民活動支援の全市的な拠点として武蔵野プレイスが開館し、市民活動のさらなる重層化・活性化が期待されているところである。しかし、前計画策定時から市民活動を取り巻く状況は大きく変化し、同時に本市における市民活動の課題も明らかになったことから、名称を「武蔵野市市民活動促進基本計画」と改め、多様な市民活動が地域・分野ごとに新たに生まれ、成長し、相互に連携を図り、より豊かな社会の形成を図るため策定に至った。計画期間も半ばを迎え、地域コミュニティにおける新たな活動の展開、武蔵野プレイス市民活動支援機能の充実、学生団体・NPO法人等の自主的活動の活発化といった基本計画策定以降の市民活動を取り巻く状況の変化をふまえ、計画後期に向けた本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方の方向性を示すために策定した。	
	現計画の策定時期	平成29年3月	
	現計画の対象期間	平成29年度~33年度	
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市市民活動推進委員会 任期:平成27年9月8日から平成29年3月31日まで(計8回開催)	
	策定委員の構成	 (1) 学識経験者 2名 (2) NPO活動関係者 3名 (3) 公募による者 2名 (4) 行政関係者 1名 計8名 	
	市民意見の反映方法	(1) 策定委員会に公募市民を含めた(2) 市民活動団体等へのグループインタビューの実施(3) 中間まとめへのパブリックコメントの実施	

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) 市民活動団体等と行政の間にみられる「信頼性のギャップ」

市民活動団体等と行政との間のコミュニケーションの場と機会の不足により、相互の信頼関係を構築することができず、「信頼性のギャップ」が生じている。今後、「信頼性のギャップ」の解消と信頼関係の構築のために、コミュニケーションの不足と不全の解消に向けた、双方による課題認識と不断の取組みが必要とされる。

(2) 協働を進める上でみられる市民活動団体等と行政の「傾斜的関係」

協働という枠組みが構築されても、多くの場合は、市民活動のきっかけや方向性、資金等が行政から市民に「提供され」、市民活動団体等と行政とが同じ立場で向き合うことが困難になっている。こうした「傾斜的関係」を改善するために、双方で協働をめぐる意識のすり合わせを行うとともに、協働の仕組みについて意識し、絶え間なく是正していくことが必要とされる。

(3) 計画の実施段階への参加の不足

計画の実施過程で「信頼性のギャップ」や「傾斜的関係」が生じないようにする必要がある。このためには、計画見直しへの市民参加や、双方が同じ目線で議論するための場の設定、市民参加の結果を計画へフィードバックする仕組みが必要不可欠である。現状では、計画の実施過程における参加の仕組みが不足しているため、こうした仕組みの構築を盛り込むことが必要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

目指す将来像:【市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会】

■基本施策1:市民活動の裾野の拡大

市民活動に対する意識や関心を高めるとともに、その意識を具体的な参加へとつなげることのできるような、きっかけとなる多様な機会と場及び情報の提供を図る。

■基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

市民活動をより活性化し、自律・自立した成長・発展を支えるために、各種情報提供の充実を図るとともに、課題解決につながるような相談体制の充実や活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等を実施する。

■基本施策3:市民活動の場の活用促進

武蔵野プレイスの有効活用を図るとともに、市民活動の拠点として、また活動同士が出会う場として期待されているコミュニティセンターをはじめとした様々な施設を、市民活動の場として活用する。

■基本施策4:課題解決のための「連携と協働」の推進

各種団体との間におけるネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図るとともに、市の協働推進のための体制を整備する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

【市民活動のきっかけづくり】

ボランティア意識向上に向けた場の提供や、活動のきっかけの場の提供、地域の魅力発信による参加につなげる地域の魅力発信を行う。

【市民活動に関する学びの機会の提供】

講座等の開催により、市民活動の多様性とステージにあわせ、必要な意欲・能力の向上の場を提供する。 あわせて、地域課題を体系的に学ぶ場の構築を進めます。

【コーディネート機能の強化】

複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、地域としてコーディネートしていく体制作りを進める。

	計画名称	武蔵野市第三次男女共同参画計画
	所管部署	市民部 市民活動推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	Ⅲ 文化・市民生活
	該当施策名及び該当ページ	基本施策 2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築 P.35、36
	根拠法等の有無及びその名称	男女共同参画社会基本法 第14条 3 項【努力義務】
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
情		平成2年度
	計画策定の背景・目的	本市では、平成2年度に武蔵野市女性行動計画を策定し、平成10年11月にはむさしの ヒューマン・ネットワークセンターを開設、平成16年4月には武蔵野市男女共同参画計画 を策定するなど、男女共同参画の推進に取り組んできた。 国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を公布・施行し、平成19年12月 に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進 のための行動指針」を策定した。平成22年12月に男女共同参画基本計画(第3次)を策定 し、「女性の活躍による経済社会の活性化」及び「男性、子どもにとっての男女共同参 画」等を掲げた。その後、男女共同参画社会に向けた関連法を改正した。 武蔵野市第二次男女共同参画計画の計画期間が平成25年度に終了することから、これを 継承発展させるため、『武蔵野市配偶者暴力対策基本計画』を包含した『武蔵野市第三次 男女共同参画計画』を策定した。
	現計画の策定時期	平成25年度(平成26年3月)
	現計画の対象期間	平成26年度~平成30年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:男女共同参画推進委員会 策定期間:平成24年10月から平成25年10月まで(13回開催)
策定方法	策定委員の構成	武蔵野市男女共同参画推進委員会委員(計12名) 社会福祉団体関係者、商工業関係者、教育関係者、学識経験者、弁護士、医師、む さしの男女共同参画市民協議会会長、公募市民
	市民意見の反映方法	①武蔵野市男女共同参画推進委員会を委員12名(うち公募市民4名)で組織し、議論した。 ②計画案に対するパブリックコメントを実施した(4人 26件)。 ③「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」を実施した(等間隔無作為抽出法、対象者数1,500人(満18歳以上の男女750人づつ)、調査期間:平成24年11月30日~12月14日、郵送、回収率32.3%)

現計画の中身

施策の体系

基本目標I

男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女共同参画の意識づくり

基本施策 2 男女平等教育の推進

基本施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本目標Ⅱ

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進

基本施策 5 男性の家庭、地域活動への参画推進

基本目標Ⅲ

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

基本施策2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

基本目標IV

男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策1 計画推進体制の拡充

基本施策 2 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

計画名称│武蔵野市第三次男女共同参画計画 ┃計画期間│ 平成26年度~平成30年度 ┃**所管部署**│市民部 市民活動推進課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

女性差別撤廃条約から35年、男女共同参画社会基本法の公布・施行からほぼ15年が経過し、改善されてきたとはいえ、依然残る固定的な性別役割分担意識などから、男女間の格差は社会のさまざまなところに存在している。近年、経済活動のグローバル化による雇用形態の多様化、景気の低迷に伴う労働環境の悪化、高度情報化の急速な進展などにより、生活様式や価値観も急速に多様化している。さらに、少子高齢化の加速、女性の社会進出と非正規雇用化の進行、配偶者による暴力の問題など女性をとりまく環境は大きく変動しつつある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

男女が社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方ができる、武蔵野市のまちづくりを実現することを基本理念に掲げ、市民・市民団体・事業者・市が協働して、男女共同参画のまちづくりを推進し、実効性のあるプランとすること。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

基本目標I

男女平等の意識を育むまち

(1) 男女共同参画の意識啓発

基本目標Ⅱ

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

- (1) 市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 子育て支援施策の充実

基本目標Ⅲ

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談事業の充実
- (3) ひとり親家庭等への支援

基本目標IV

男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

- (1) ヒューマン・ネットワークセンターの拡充
- (2) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

	計画名称	武蔵野市生活安全計画	
	所管部署	防災安全部 安全対策課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	8 多様な危機への対応の強化 P.41	
	根拠法等の有無及びその名 称	武蔵野市生活安全条例 第6条【義務】	
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし	
報	この計画が初めて策定された時期	平成16年度	
		<背景> 大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童殺傷事件を契機として、「地域の安全は自ら守っていくもの」との考えのもとに犯罪の未然防止を目的とした生活安全条例を平成14年に制定した。同条例の規定にもとづき、毎年度生活安全計画を策定するもの。 <目的> 市民生活の安全に関する施策について基本的な事項を定めるとともに、市民及び事業者等の役割を明らかにすることにより、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。	
	現計画の策定時期	平成30年度(平成30年4月)	
	現計画の対象期間	平成30年度(毎年度改定)	
	東定万法 (策定主体・期間等) 	【策定主体】 武蔵野市生活安全条例にもとづき組織した武蔵野市生活安全会議が策定主体となり、関係機関との協議により毎年度計画を策定する。 【期間等】 29年10月~30年3月(毎年度同時期)	
策定方法	策定委員の構成	生活安全会議:市長(会長)、武蔵野警察署長、武蔵野消防署長、多摩府中保健所長、武蔵野市消防団長(計5名)	
	市民意見の反映方法		

施策の体系

- ①子どもの安全・安心を守る対策の推進
 - (1) ホワイトイーグル
 - (2)武蔵野市市民安全パトロール隊
 - (3)情報の共有化
 - (4)児童等に関わる様々な施策の実施
 - (5)薬物乱用防止対策
 - (6) 非行防止の取組み
- ②市民の平穏な生活を脅かす犯罪の被害防止
 - (1) 吉祥寺ミッドナイトパトロール
 - (2) ホワイトイーグル
 - (3) 武蔵野市市民安全パトロール隊
 - (4)ながら見守り連携事業
 - (5)振り込め詐欺対策
 - (6) 危機管理対策
 - (7) 吉祥寺安全対策会議
 - (8)街頭防犯カメラ
 - (9) 市民安全大会
 - (10)各種防犯活動
 - (11)武蔵野市地域安全のつどい
 - (12) 隣接区市との合同パトロール
 - (13)その他各種施策
- ③風俗環境浄化の推進と暴力団排除のまちづくり
 - (1)ブルーキャップ
 - (2)歳末特別環境浄化推進パトロール
 - (3)環境浄化作戦の実施
 - (4) 吉祥寺地区盛り場総合対策
 - (5)飲食店講習会
 - (6)環境浄化審議会
 - (7) 商店会との連携
 - (8) 暴力団排除のまちづくり
- ④自転車の安全対策の推進
 - (1)自転車安全利用講習会
 - (2) 自転車マナーアップキャンペーン
 - (3)市立小学校での自転車安全教室
 - (4) 市立中学校での自転車事故再現型講習
 - (5)来街者等に対する事故再現型講習
 - (6) 自転車等の放置防止、撤去活動等
- ⑤火災予防と建物の避難路確保
 - (1)火災予防運動等の実施
 - (2)立入検査の実施状況
 - (3) 武蔵野市建築物安全対策連絡協議会
- ⑥建物の耐震化及び地震による家具等の転倒防止の推進
 - (1)建物の耐震化の推進
 - (2) 家具等の転倒防止推進状況
- ⑦市民の健康被害軽減対策の推進
 - (1) 新型インフルエンザ等感染症対策
 - (2) 熱中症対策
 - (3) その他の対策

計画名称 武蔵野市生活安全計画 計画期間 平成30年度(毎年度改定) **| 所管部署 |** 防災安全部 安全対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ①大きな事件や事故の発生は抑止できている。また、刑法犯認知件数も半減してきている。
- ②しかし、市外では災害や凶悪事件が発生している。
- ③また、東京オリンピック開催等にむけたテロ対策・治安対策も今後必要となる。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

刑法犯認知件数の減少、大事件・事故の未発生に慢心することなく、今後も引き続き対策を講じていく。テロ対策・治安対策、新たな詐欺等の出現に対応した施策等についても推進しながら、より安全安心なまちづくりを目指す。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

①子どもの安全安心を守る対策の推進

近年市内では大きな事件は発生していないが、引き続き子どもの安全確保施策を行っていく。

②振り込め詐欺対策

刑法犯認知件数は10年間で半減してきたが、振り込め詐欺等の特殊詐欺は依然として横ばいの状態が続いている。武蔵野警察署その他の関係機関と連携しながら詐欺抑止を図っていく。

③風俗環境浄化の推進

環境浄化地区の風俗環境は小康状態にあるが、風俗スカウト等については悪化の懸念もあるため引き続きブルーキャップを通じた活動を行っていく。

④建物の耐震化及び地震による家具等の転倒防止の推進

大阪府北部地震を機に発覚したブロック塀の耐震化等をはじめとした建物の耐震化を行っていく。

	計画名称	武蔵野市国民保護計画	
	所管部署	防災安全部 安全対策課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	8 多様な危機への対応の強化 P.41	
	・ 根拠法等の有無及びその名 称	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第 112号)(国民保護法)第35条【義務】	
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし	
	この計画が初めて策定された 時期	平成18年度	
	計画策定の背景・目的	国民保護法第35条の規定に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロの発生時に、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を定めたものである。	
	現計画の策定時期	平成18年度(平成19年3月)	
	現計画の対象期間	平成18年度~	
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	【策定主体】 国民保護法に基づき、武蔵野市国民保護協議会が計画を承認し、東京都が了解した ものを市長が決定し、議会報告をする。 【策定期間】 平成18年4月~19年3月	
	策定委員の構成	国民保護協議会の委員の総数は、30人以内。(学識経験者等7名、指定公共機関7名、指定地方公共機関3名、自衛官1名、消防吏員3名、都職員4名、助役(当時)2名、教育長、市職員2名、計29名)	
	市民意見の反映方法	平成18年9~10月に武蔵野市国民保護計画素案についてパブリックコメントを実施した。 *意見は5名から15件いただいた。	

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第2章 国民保護措置に関する基本方針

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第4章 市の地理的、社会的特徴

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第4章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事熊等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第2章 市対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

第5章 警報及び避難の指示等

第6章 救援

第7章 安否情報の収集・提供

第8章 武力攻撃災害への対処

第9章 被災情報の収集及び報告

第10章 保健衛生の確保その他の措置

第11章 国民生活の安定に関する措置

施策の体系

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態 (大規模テロ等) への対処

第1章 初動対応力の強化

第2章 平時のおける警戒

第3章 発生時の対処

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

付編 東海地震事前対策

第1章 東海地震事前対策の考え方

第2章 災害予防対策

第3章 当会地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられる までの対応措置

第4章 警戒宣言時の応急活動体制

第5章 市民・事業者等のとるべき措置

付編 風水害対策

第1章 応急活動体制の確立

第2章 気象予警報の収集・伝達

第3章 応急対策活動

計画名称 武蔵野市国民保護計画 ┃計画期間 平成18年度~ ┃ 所管部署 | 防災安全部 安全対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本計画は、国民保護法にもとづき、法定受託事務として策定した。

①武力攻撃事態(弾道ミサイル攻撃・ゲリラ攻撃等)時・緊急対処事態(大規模テロ・大量殺傷物質による 攻撃等)時の、市民の保護のための措置(国民保護措置)計画がないため、市が市民を保護する時の関係機 関と連携した迅速かつ的確な対処が難しい。

②国民保護措置の実施にあたり、市民の自由と権利に制限を加える場合の、公正かつ適正な手続きが定められていない。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (9) 外国人への国民保護措置の適用

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

◎緊急対処事態への対処

東京オリンピック開催等にともなう大規模テロへの対応のため、関係機関・東京都や近隣市等とも連携した 実動訓練・机上訓練を計画に基づき行っていく。

	計画名称	武蔵野市地域防災計画(平成27年修正)	
	所管部署	防災安全部 防災課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	7 災害への備えの拡充 P.40	
	根拠法等の有無及びその名称	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条【義務】	
基礎情	(長期計画、調整計画を除く)	なし	
	-の計画が切めて筆字された	昭和51年	
	計画策定の背景・目的	災害対策基本法第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。 市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団 体、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を 有効に発揮し、連携を図ることにより、地震をはじめとするあらゆる災害の予防対 策、応急・復旧対策を実施し、速やかな復興をめざすことにより、市民の生命、身 体及び財産を守ることを目的とする。	
	現計画の策定時期	平成26、27年度(平成27年10月)	
	現計画の対象期間	平成27年10月~	
	東定力法	前計画(平成25年修正)を基とし、平成26年に修正した災害時医療救護体制及び風水害対策、平成26年度に避難行動支援体制検討委員会で検討された避難行動支援体制、及びその他本市に関する現状等を反映し、策定した。	
策定方法		自主防災組織やコミュニティ研究連絡会、地域福祉活動推進協議会などの団体をは じめ、有識者、防災関係機関の実務担当者など	
	市民意見の反映方法	パブリックコメント (平成27年9月15日から9月28日まで募集)	

現計画の中身施策の体系	(1) 「災害予防計画」は「被害軽減へ向けて取り組むべき事前対策」として位置付ける (2) 「災害応急対策計画」は「災害発生時の行動計画」として位置付ける 第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて ○首都直下地震等の被害想定、
-------------	--

計画名称┃武蔵野市地域防災計画(平成27年修正)┃計画期間┃ 平成27年10月~ ┃ 所管部署┃ 防災安全部 防災課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

東日本大震災の教訓を踏まえ、次の基本的な修正の視点に基づき、全面的に計画の見直しを行った。

- (1) 「武蔵野市の取り組みと今後の防災対応指針」を踏まえた修正
 - ・的確な情報伝達手段の確保、初動態勢の強化、帰宅困難者対策の充実など
- (2) 新たな知見を反映した被害想定の見直しに伴う修正
 - ・あらゆる事態に備えるために複数種類の地震を前提とした被害想定への対応を検討 など
- (3) 市地域団体や防災関係機関で構成する計画修正案検討専門委員会を設置して、地域特性に応じた実効性のある修正
 - ・自助・共助・公助の推進、避難者の多様なニーズに対応した支援など
- (4) 東京都地域防災計画 (平成24年修正) との連携と整合性のある修正
 - ・総則部分の充実、広域課題への対応、広域連携などについて整合性を図る

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民の「命」と「財産」を守ることを第一に考え、「自助・共助・公助により武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を図り、被害の最小化を目指す」ことを計画の基本目標とする。この目標を実現するため、次の基本方針に基づいて計画を推進する。

【基本方針1】 あらゆる事態に備えた事前対策の充実と応急対応力の強化

【基本方針2】地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・自宅で生活継続ができる自助の推進
- ・共助の推進による地域防災力の向上
- ・女性の視点や子育てニーズに配慮した防災対策の推進
- ・災害時医療救護体制の充実と保健・医療・介護の連携による災害時要援護者対策の強化
- 非常配備態勢の再編
- ・帰宅困難者対策の充実
- ・放射性物質対策の推進

	T		
	計画名称	武蔵野市耐震改修促進計画(改訂版)	
	所管部署	都市整備部 建築指導課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	7 災害への備えの拡充 (2)災害に備えたまちづくり P.41	
	根拠法等の有無及びその名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第6条【努力義務】	
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	東京都耐震改修促進計画武蔵野市地域防災計画	
其	この計画が初めて策定された時期	平成20年3月	
基礎情報	計画策定の背景・目的	平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、都市型地震に備えた災害に強いまちづくりの実現に向け、平成10年9月に「武蔵野市耐震改修促進基本方針」を定め、民間住宅に対する耐震診断・改修助成などの取り組みを開始。この方針に沿って具体的な施策を計画的に展開するため、平成16年「武蔵野市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定め、平成19年「住宅・建築物耐震改修促進計画」策定まで適宜改定しながら、公共建築物の耐震化と民間住宅の耐震化助成に取り組んできた。このような中、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、都道府県は、「都道府県は両援改修促進計画」を定めることと、市町村においては、「市町村耐震改修促進計画」を定めるよう努めることとされた。これを受け東京都は、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画」を策定。これらの経緯と現状を踏まえ、市内にあるすべての建築物の耐震化の方針を示す総合的な計画として「武蔵野市耐震改修促進計画」を平成20年3月に定めた。平成25年11月には東日本大震災を教訓に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、平成28年3月に東京都が「東京都耐震改修促進計画」を改訂したのと同時期に、本市でも耐震化の目標値の見直し、緊急輸送道路沿道建築物や不特定多数などが使用する大規模建築物の耐震化の更なる推進を盛り込んだ「武蔵野市耐震改修促進計画(改訂版)」を定めた。また、平成30年3月に「武蔵野市耐震改修促進計画(改訂版)」を一部改正し、更なる住宅耐震化に向けた積極的な取組みを進めるため『住宅耐震化緊急アクションプログラム』を位置づけた。	
	現計画の策定時期	平成27年	
	現計画の対象期間	平成28年度~平成32年度	
策定	策定方法 (策定主体·期間等)	市建築指導課による策定 平成27年6月に「武蔵野市耐震改修促進計画検討委員会」を設置し、市内にある 建物の耐震化を促進するための計画の見直しを検討。 検討委員会:防災課・施設課・まちづくり推進課・住宅対策課・建築指導課期 間:平成27年6月~平成28年3月	
方法	策定委員の構成		
	市民意見の反映方法	平成27年12月15日から平成28年1月15日まで、原案に対する意見募集を実施した。	

	I	1	
		第1章	計画の概要と地震による被害等
		1	計画の概要
		2	地震による被害等
		3	耐震化の必要性
		第2章	耐震化の基本的な考え方
		1	対象区域と対象建物
		2	耐震化の現状と課題
		3	耐震化の目標
		4	耐震化促進の基本方針
		第3章	耐震化の促進施策
		1	耐震化率の目標
		2	基本的な取り組み方針
Ŧ]	3	商業地における事業用建築物の耐震化
玛	b - -	4	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
直	施策の体系	5	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化
0.	} - -	6	高経年・耐震性不足の分譲マンション建替え等の促進
身		175 4 Tr	At IT State) - BB L y Abote
			普及啓発に関する施策
		1	耐震化に係る啓発
		第5章	総合的な安全対策
		1	
		2	
		第6章	今後の取組み
		1	計画の進行管理
		2	関連施策の推進

計画名称│武蔵野市耐震改修促進計画(改訂版) ┃計画期間│ 平成28年度~平成32年度 ┃**所管部署**┃都市整備部 建築指導課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

1 耐震化の現状

○住宅については約86%が耐震性を満たしていると見込まれる。(H20時点耐震化率78%、H29時点89%) しかし住宅のうちマンションの割合が棟数では20%であるが戸数では70%を占めており、一戸建住宅については旧耐震基準で建築されたものが多く存在している。

また、必ずしも診断の結果が耐震改修につながっていない。

- ○民間の特定建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については約60%が耐震性を満たしていると見込まれる。(H29年時点耐震化率75%)
- ○特定緊急輸送道路沿道建築物については耐震性を満たしているものが約25%となっており、今後、東京都と連携して更なる耐震化を図る必要がある。 (H29時点耐震化率40%)

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

1 耐震化率の目標

防災上重要な建築物、住宅、民間特定建築物について、「国の基本方針」や「東京都耐震改修促進計画」「武 蔵野市地域防災計画」との整合を図り、平成32年度までに目標とする耐震化率を定め、耐震化を促進する。

- ・防災上重要な建築物 100% (目標達成済)
- ・住宅 95% ・ 民間特定建築物 95% ・ 緊急輸送道路沿道建築物 (特定緊急に限る) 95%
- 2 基本的な取り組み方針
 - (1) 促進の方向性
 - ・市民、関係団体、行政は、適切な役割分担のもとに連携を図る。
 - ・建物所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう必要な支援を行う。
 - ・施策を合理的・効率的に展開するため、重点化を図る。
 - ・建築物の耐震化と並行して特定天井などの地震対策に関連する有効な施策を総合的に進める。
 - (2) 役割分担と連携
 - ・自助・共助・公助の原則を踏まえ、市民(建物所有者等)、関係団体、行政の適切な役割分担と連携のもとに、住宅・建築物の耐震化に取り組む。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

① 住宅の耐震化

住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に耐 震化に取り組む必要がある。

このため、東京都や関係団体等と連携し、所有者の耐震化の取組を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路の沿道建築物は、建物倒壊による道路の閉塞が震災時の救急救命活動や支援物資輸送の障害となるため、建築物所有者が耐震化の重要性を認識できるよう、普及啓発に取り組んでいくとともに、東京都のアドバイザー派遣制度等と連携して継続的に技術的な支援を行うことで所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整備していく。

	計画名称	武蔵野市生涯学習計画	
	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課	
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり	
	分野	Ⅲ 文化・市民生活	
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P.39	
	根拠法等の有無及びその名称	なし	
基礎情	(長期計画 調敕計画を除く)	なし	
	この計画が初めて策定された 時期	平成22年度	
	計画策定の背景・目的	平成18年の教育基本法の改正、そしてこれを踏まえ平成20年に改正された社会教育法等、この数年来生涯学習に関わる一連の法制度の整備が実施された。また、本市においては平成23年夏に「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が開館を予定していた(平成23年7月9日に開館)。本市の生涯学習をめぐる環境が大きく変化する中で、今後本市がめざすべき生涯学習について方向性を示すとともに、事業を体系化し、生涯学習施策を総合的に推進することを目的として計画を策定した。	
	現計画の策定時期	平成22年度(平成22年4月)	
	現計画の対象期間	平成22年度~平成31年度	
	(策定主体・期間等)	策定主体:武蔵野市生涯学習計画(仮称)策定委員会 策定期間:平成21年5月から平成22年2月まで(9回開催) ※策定委員会報告書を平成22年3月教育長へ答申後、平成22年4月「武蔵野市生涯 学習計画」として教育委員会に承認された。	
策定方法	策定委員の構成	学識経験者2名、社会教育委員1名、学校教育又は生涯学習に関する機関又は団体に属する者4名(市立小学校長1名及び市教育部長含む)、公募市民1名 計8名	
		① 策定委員に公募市民を含めた(1名)。 ② 「中間のまとめ」に対するパブリックコメントを実施した(5人 10件)。 ③ 策定委員会と社会教育委員の意見交換会を開催した(2回)。 ④ 市民意識調査を実施した(一般対象2,000名・回答682名及び社会教育団体対象200団体・回答154団体)。	

		ーともに学び、つなぎあう ひと・まち・文化ー
		1 学びを育む基礎づくり
		1 人それぞれの「学びはじめ」の支援
		1 乳幼児教育・家庭教育の支援
		2学校教育との連携
		3 青少年への生涯学習機会の提供 4 自ら学ぶきっかけづくり
		2 誰でも、いつでも、どこでも学べる環境づくり
		1 図書館サービスの充実
		2武蔵野プレイスにおける機能連携
		3 学ぶ機会の保障
		3 健康で学び続けるための支援
		1 健康づくり支援
		2 高齢者の学びの継続支援 3 障害のある方の学びやともに学ぶ活動の支援
		2 多様に学ぶ機会の拡充
		1 ライフスタイルに応じた学びの支援
		1働きながら学べる機会の提供
		2 ライフステージにおける自己実現の支援
		3子育てや介護中の生涯学習支援
		4 起業・就労・キャリアアップ支援
		2 さまざまなテーマによる学習機会の提供
		1 文化・芸術・語学について学ぶ機会の提供 2 スポーツ・レクリエーション体験機会の提供
		3野外・自然体験機会の提供
		4 食について学ぶ機会の提供
		5 安全に暮らすために学ぶ機会の提供
		6 福祉について学ぶ機会の提供
18		7 地域の再発見につながる学びの機会の提供
現 計		3 学びの成果の共有 1 自主的な学びと活動の活性化
画		1 生涯学習関係団体活動支援の充実
lの	施策の体系	2コミュニティセンター事業支援
中		3 出前講座等の提供
身		2 共助につながる学び
		1市民協働推進につながる取組
		2 学びの活動から地域への還元
		3ボランティア養成講座の開催 4 市民文化の発信
		1 発表や交流の促進
		1 市民の祭典などによる交流機会や場の提供
		2 国際交流・国内交流の推進
		3 グローバルな文化発信の支援
		2 市民・団体の自律的な活動への協力
		1 ボランティア活動やNPO団体への支援 2 シニア世代による生涯学習事業への協力
		3 学びの成果を活かす事業運営支援
		4 学校と地域との連携支援
		5 生涯学習社会基盤の強化
		1 地域資源との連携強化
		1 豊富な人的資源の活用
		2 五大学や研究機関との連携
		3 多様な事業主体との連携推進
		4 市民会館等既存施設の有効活用 2 学びを促進する体制の整備
		1 生涯学習情報の共有化
		2 生涯学習推進体制の確立
		6 未来への学びの継承
		1 次世代へ広がる学び
		1市の歴史や文化の知識の提供
		2 平和・環境について学ぶ機会の提供
		3 人権・男女共同参画について学ぶ機会の提供 4 未来に向けての人材育成
		4 未来に同りての人材育成 5 武蔵野らしい文化の醸成
<u> </u>		

計画名称 武蔵野市生涯学習計画 | 計画期間 平成22年度~平成31年度 | 所管部署 | 教育部 生涯学習スポーツ課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

【経緯と現状に関する認識】

- ・社会教育法が施行された昭和24年以降の、成人学校、青年学級、婦人学級等の実施。
- ・自ら主体的に学ぶ市民の活動、400を超える社会教育団体の登録。
- ・昭和46年の「武蔵野市コミュニティ構想」、コミュニティセンターの性格の位置づけ。
- ・コミュニティセンターによるさまざまな生涯学習の場の地域への提供。
- ・財団法人武蔵野文化事業団による芸術鑑賞の機会を提供、7つの文化・市民施設の管理。
- ・武蔵野市芸術文化協会による市民が多様な文化・芸術に触れる機会の提供。
- ・生涯学習の場である多くの公共施設。市立小・中学校の学校施設開放条例による市民の活動の場の提供。
- ・市と地域の五大学と連携した武蔵野地域自由大学。
- ・「モーニング・コンサート」「いきいきセミナー」「むさしのジャンボリー」「土曜学校」「むさしのサイエンスフェスタ」等の開催。
- ・「市民の学び」という切り口で見ると、生涯学習としての側面も持ち合わせる市長部局の各部課や財政援助出資団体のさまざまな施策の実施と事業の重複。
- ・平成23 年夏の武蔵野プレイスの開設。

【課題に関する認識】

- ・生涯学習事業の全体像の把握
- ・機能連携を可能とする場の創設による市民活動の推進
- ・ 「活動」に根ざした団体支援の必要性
- ・多様な事業主体との関係
- 生涯学習情報の提供手法
- ・学習活動のさらなる発展

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

■ 基本理念

知ることに親しみ、学ぶことを求める人々の知的好奇心に応え、学びたいときに、いつでも学びはじめることができるようなきっかけづくりや環境を整備します。

また、市民が学びを継続することを通して自分づくりやまちづくり、地域に関わる人づくりができるように支援し、成熟した生涯学習社会の実現をめざします。

「ともに学び、つなぎあうひと・まち・文化」

市民と行政がこのような理念を共有し、協働して活動するために、武蔵野市生涯学習計画は、次のような役割を果たします。

- ◇ 市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習をはじめ自主的に行うさまざまな学びの活動にまで拡げることにより、学習目的を共有する人々の活動を活性化し、武蔵野市らしいコミュニティづくりに寄与します。
- ◇ 生涯学習情報の共有化や発信方法をさらに工夫することにより、青少年や勤労者、子育て世代等を含め、 学びに参加しやすい環境づくりを進め、共に学ぶ層を拡げます。
- ◇ 本市では、すでに多くの生涯学習事業が行政と市民・団体との協働事業として実施されています。今後も、市民サービスの向上を第一の目的に、多様な担い手による事業展開をめざし、生涯学習を通した市民協働の推進に寄与します。
- ◇ 生涯学習団体・NPO・民間等、多様な事業主体や市民による自律した生涯学習活動を支援します。
- ◇ 学びを通した精神的な豊かさを追求するとともに、武蔵野市というまちの特性を活かし、新しい文化を創造したいと思う人々の響き合う心=「交響力」を応援します。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

■ 重点施策

- ◇ 生涯学習関係団体活動支援の充実
- ◇ 多様な事業主体との連携推進
- ◇ 生涯学習情報の共有化
- ◇ 武蔵野らしい文化の醸成

	計画名称	武蔵野市スポーツ振興計画				
	所管部署	教育部 生涯学習スポーツ課				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	 分野 	Ⅲ 文化・市民生活				
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P.38				
	- 根拠法等の有無及びその名 称	スポーツ振興法 第4条(平成23年6月24日「スポーツ基本法」に改正)【義務】				
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市生涯学習計画				
	この計画が初めて策定された時期	平成21年度				
	計画策定の背景・目的	スポーツ振興法及び国のスポーツ振興基本計画を踏まえるとともに、東京都スポーツ振興基本計画を参考とし、本市の長期計画・調整計画や、その他の計画を踏まえた計画である。 多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯学習スポーツ社会を目指し、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として策定した。				
	現計画の策定時期	平成21年度(平成21年4月) ※一部改訂 平成28年度(平成28年4月)				
	現計画の対象期間	平成21年度~平成30年度 ※一部改訂 平成28年度~平成33年度				
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市スポーツ振興計画策定委員会 策定期間:平成20年7月から平成21年2月まで(10回開催) ワーキングチーム:策定委員会の元にワーキングを設置 ※策定委員会報告書を平成21年3月教育長へ答申後、平成21年4月「武蔵野市スポーツ振興計画」として教育委員会に承認された。				
策定方法	策定委員の構成	学識経験者1名、体育協会を代表する者1名、体育指導委員協議会(策定当時)を代表する者1名、小中学校校長を代表する者2名、PTA連絡協議会を代表する者1名、青少年問題協議会を代表する者1名、健康推進活動関係者1名、障害者スポーツ活動関係者1名、スポーツクラブ関係者1名、財団法人武蔵野スポーツ振興事業団(平成23年4月「公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団」に改組)職員1名、市職員1名、計12名。				
	市民意見の反映方法	①中間報告(案)に対するパブリックコメントを実施した(14名)。 ②スポーツに対する意識調査を6層の市民に実施。(小学生、中学生、高校生、未 就学児童(保護者)、成人、関係団体等)				

基本方針

- (1) 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の創出
 - ① 観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充
 - ② スポーツのある風景づくり
 - ③ 家族・親子で楽しめるスポーツの促進
 - ④ 誰もが楽しめる機会の充実
- (2) ライフステージに応じたスポーツライフの形成
 - ① 子どもが親しめるプログラム等の充実
 - ② 若者から社会人向けのプログラム等の拡充
 - ③ 中高年向けのプログラム等の充実
 - ④ 高齢者向けのプログラム等の充実

2 継続するための取組【つなぐ】

- (1) 気軽にできるスポーツの普及促進
 - ① 一人でもできるスポーツの促進
 - ② 自宅でできるスポーツの促進
- (2) ステップアップできる機会の創出
 - ① ステップアップするためのプログラム
 - ② 一人多種目スポーツの推進

3 既存資源の有効活用【活かす】

- (1) 既存の施設や場の活用
 - ① 身近な公園などの活用
 - ② スポーツ関連施設の活用
 - ③ 地域の学校・民間企業等と連携
- (2)人的資源の活用
 - ① 教えることから始めるスポーツの促進
 - ② 地域におけるスポーツの担い手づくりの充実
 - ③ スポーツ功労者の表彰制度の創設
- (3) 現行プログラムを活かした工夫
 - ① スポーツ振興の視点からの把握と整理
 - ② 様々な分野を組み合わせた機会等の充実

4 ライフスタイルの構築【育む】

- (1)スポーツを通した健やかな成長
 - ① スポーツのもつ魅力の発見
 - ② スポーツを通じた社会性の形成
 - ③ 仲間づくりの促進
- (2)スポーツによる地域の活性化
 - ① スポーツによる地域の魅力づくり
 - ② 地域とのつながり・一体感の形成
 - ③ 安全・安心で元気な地域づくり

実現化方策

1 情報提供の充実【伝える】

- (1)市民ニーズの的確な把握・整理
 - ① 市民ニーズの把握
 - ② 市民が有するスポーツ情報の収集・整理
- (2)スポーツの魅力を伝える情報提供
 - ① 市民ニーズに応じた情報の整理・発信
 - ② 誰にでも分かりやすい情報提供
 - ③ 市民どうしでの情報交換の仕組みづくり

2 連携づくり【支える】

- (1) 横断的な連携
 - ① 市民による自主的な取組の促進
 - ② 市役所内のネットワークづくり
 - ③ 市、振興事業団、体協、関係機関等の連携
- (2) 安心してスポーツを楽しむための支援
 - ① スポーツ教室・人材の派遣制度の充実
 - ② スポーツ障害の予防・安全対策
 - ③ スポーツ施設の適切な管理・運営

施策の体系

現状と課題の認識

計画名称

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

平成19年度に実施した「武蔵野市スポーツ市民意識調査」及び策定委員会での調査等によりスポーツ振興における現状と課題について認識した。

- ①スポーツを楽しむ機会の充実(潜在的にスポーツに関心や興味を持ち身体を動かしたいと思っている人に対し、様々な形で実践できる機会や情報提供の充実について具体策の検討が必要である)
- ②年代に応じたスポーツのニーズの把握(年代に応じて異なるニーズや置かれている状況を踏まえたきめ細かな施策の展開が必要)
- ③気軽にスポーツが続けられる機会の創出(時間のとりづらい人に短時間で身体を動かすことのできるきっかけづくりが必要。また、スポーツを生涯続けられる取組が必要)
- ④スポーツをする場所や施設の有効活用(既存施設をスポーツの観点から整理し有効的に活用する必要がある)
- ⑤様々な形でスポーツにかかわる人の育成(人的資源をスポーツの観点から整理し育成し活用していくことが必要)
- ⑥スポーツが地域社会に果たす役割(スポーツをすることによりスポーツの魅力を実感できるよう啓発し、スポーツを通じて人が元気になり、地域交流が盛んになり、地域社会の活性化に結びつけていくことが必要である)
- ⑦情報の充実(市報以外の情報伝達の充実と誰にでも伝わりやすい情報提供方法を検討することが必要である)

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

施策の考え方ごとに基本施策を定め、市の様々な部課で実施している施策のうちスポーツ振興の観点からスポーツ関連事業を取り上げ、整理し施策の展開を図る。

- ①きっかけづくりの充実【広げる】(全ての市民がライフスタイルやライフステージに応じて、様々な形でスポーツに親しめる機会の充実を図ることが必要)
- ②継続するための取組【つなぐ】 (継続したスポーツ活動につながるように、気軽にできるスポーツを普及促進する。また、達成感や充実感などを通じて、楽しみながらステップアップしていく機会の創出を図る)
- ③既存資源の有効活用【活かす】 (スポーツが可能な施設・場の活用、市内の様々な人の活用、市の多様な分野にまたがる既存の施策の活用の視点から既存資源の有効活用を図る)
- ④ライフスタイルの構築【育む】(基本方針①~③により実現する成果として、市民一人ひとりの健やかな成長と地域の活性化に結びつけていく。日常生活のなかでスポーツを身近に行えるライフスタイルの構築へつなげていく)

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

4つの基本方針の中から基本施策を設定し、その中でも特に優先して取り組む施策を重点施策とした。

①きっかけづくりの充実【広げる】重点施策1. 誰もが楽しめる機会の充実

重点施策2.子どもが親しめるプログラム等の充実

②継続するための取組【つなぐ】

重点施策3. 自宅でできるスポーツの促進

③既存資源の有効活用【活かす】

重点施策4.身近な公園などの活用

重点施策5. 地域におけるスポーツの担い手づくりの充実

重点施策6.様々な分野を組み合わせた機会等の充実

④ライフスタイルの構築【育む】

重点施策7. スポーツのもつ魅力の発見

重点施策8. 地域とのつながり・一体感の形成

また、基本方針を支え実現化する実現化方策を2つ設定し、その中でも特に優先して取り組む施策を重点施策とした。

①情報提供の充実【伝える】

重点施策9. 誰にでも分かりやすい情報提供 重点施策10. 市、事業団、体育協会、関係機関等の連携

②連携づくり【支える】

	計画名称	武蔵野市図書館基本計画				
	所管部署	教育部 図書館				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	分野	Ⅲ 文化・市民生活				
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P.40				
	根拠法等の有無及びその名称	なし				
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市生涯学習計画				
	この計画が初めて策定された時期	平成22年度				
	計画策定の背景・目的	昭和60年の第二期長期計画・第一次調整計画において、市内3駅勢圏に図書館を1館ずつ配置する3館構想が示された。 平成23年度の武蔵野プレイス開設により、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイスによる3館構想が実現することとなる。 この3館を核とし、社会環境に見合った図書館運営を効率的・効果的に展開するとともに、相応しいサービスを展開するため、武蔵野市立図書館のあるべき姿を描くと同時に、その実現に向けて必要な施策を網羅的・体系的に整理することを目的として、「武蔵野市図書館基本計画」を策定した。 本計画は、「生涯学習計画」の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられいる。				
	現計画の策定時期	平成22年度(平成22年4月)				
	現計画の対象期間	平成22年度~平成31年度				
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市図書館基本計画策定委員会 策定期間:平成21年5月から平成22年3月まで(9回開催) ※策定委員会報告書を平成22年3月教育長へ答申後、平成22年4月「武蔵野市図書館基本計画」として教育委員会に承認された。				
策定方法	策定委員の構成	学識経験者等6名、市立中学校長1名、公募委員3名、教育部長 計11名				
	市民意見の反映方法	① 策定委員に公募市民を含めた(3名) ② 中間報告に対するパブリックコメントを実施した(8人 22件) ③ 市民及び来館者アンケートを実施した(市民アンケート調査対象1,061人、来館者アンケート調査対象798人)				

図書館運営に関する項目

- 1. 図書館施設・機能の充実
 - ①公共施設を利用した図書館機能の充実
 - ②既存施設の整備・改修
 - ③図書館業務システムの再構築
- 2. 安心して利用出来る図書館環境の構築
 - ①利用者の安全性を高める施設の充実
 - ②個人情報とプライバシーの保護
 - ③危機管理体制の構築
- 3. 質の高いサービスを支える体制整備
 - ①職員の人材育成
 - ②施設の管理・運営形態
 - ③評価システムの構築

図書館サービスに関する項目

- 4. 地域の情報拠点としての情報の蓄積
 - ①多様な情報資料の蓄積
 - 1) 一般図書
 - 2) 逐次刊行物 (新聞・雑誌等)
 - 3) 視聴覚資料 (CD・ビデオ・DVD等)
 - 4) 児童・ヤングアダルト (青少年) 資料
 - 5) 郷土·行政資料
 - 6) 障害者サービス資料 (録音・点字図書)
 - ②市民や地域の蔵書の有効活用と資料のリサイクル
- 5. 市民や関係機関と連携したサービスの充実
 - ①市民との協働
 - ②他の図書館施設、行政部局との連携・協力
 - ③その他の機関との連携・協力
 - ④学校との連携・協力
- 6. 図書館の活用と情報収集の支援
 - ①貸出・閲覧サービスの利便性の向上
 - ②本に親しめる環境の整備
 - ③市民活動支援機能の充実
- 7. 市民の学びと課題解決の支援
 - ①レファレンス・サービスの充実
 - 1) 利用者サービス
 - 2) 受付体制の整備
 - 3) 各館の役割分担
 - ②学びを支える情報の収集、提供、発信
 - ③課題解決の支援
- 8. 利用対象者別の図書館サービスの充実
 - ①一般利用者向けサービスの充実
 - ②児童サービスの充実
 - ③ヤングアダルト向けサービスの充実
 - ④シニア利用者に対するサービス
 - ⑤来館、利用困難者に対する利便性向上

施策の体系

計画名称 武蔵野市図書館基本計画 ┃計画期間 平成22年度~平成31年度 ┃所管部署 教育部 図書館

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

①インターネット等の情報通信技術の発達により、様々な情報を簡単に入手できるようになった一方、大人も子どもも読書をする機会が減少し、読書を通じて知識を得ることも少なくなっている。あらためて、人と本が出会い、読書の楽しさや読書によって新たな知識を得る喜びを生み出す機会をつくることが求められている。

- ②本市の地域特性上、様々な文化活動や学習の場を求めて、市外から多くの人が訪れている。また、高齢化が進む中、生きがいづくりとしての生涯学習の重要性が増している。こうした中、世の中に氾濫している様々な情報から正しい知識や必要な情報を入手し、活用するための情報リテラシー能力を育むことが重要となっている。
- ③これまで、日常生活において発生する様々な課題を解決するための糸口やそのための情報は近隣に居住している人たちの中から入手でき、身近なところで解決することができていた。しかし、地域のつながりが希薄になっていく中で生活に根ざした地域の情報を簡単に入手することが難しくなっている。
- ④これまで、多くの情報が集まり人々が交流する活動空間としての図書館サービスについて積極的に展開することができていなかった。市内には高校や大学が数多くあり、また多くのクリエーターが働き、居住するなど、多様な人々が活動の場を求めて集まるとともに、文化や情報を自ら生み出そうとする潜在的なエネルギーを持っている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

これまでの図書館は、いわゆる貸出サービスを中心とした取り組みが主となってきたため、図書館本来の機能を十分果たせなくなっていた。図書館がより市民や利用者にとって役に立つ機関であるためには、図書館の持つ多様な情報を活用して、市民の課題解決を支援するとともに、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っていくことが必要である。

本計画では市民活動が活発であるといった本市の特色や、本市が有する様々な地域資源の存在を踏まえて、図書館の力や図書館資料の持つ力を引き出す方策について検討を進め、武蔵野市立図書館が目指す4つの将来像を設定した。

武蔵野市立図書館が目指す4つの将来像

- ①図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館
- ②すべての人の学びを支援する図書館
- ③地域住民の課題解決を支援する図書館

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

④人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

禹	占	凸	<i>t</i> :	協	笙	事業	

	計画名称	「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた 武蔵野市の取組み方針」に基づく行動計画				
	所管部署	総合政策部 企画調整課				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	分野	Ⅲ 文化・市民生活				
	該当施策名及び該当ページ	4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援 P.37				
	- 根拠法等の有無及びその名 称	なし				
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし				
	この計画が初めて策定された 時期	平成28年度				
	計画策定の背景・目的	平成32年度に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、平成31年度に開催されるラグビーワールドカップ2019大会の開催に際し、これらの大会に向けた取組みが本市のまちづくりにとって有益なものとなり、大会後にも活かされるものとなるよう、「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取組み方針」(以下「取組み方針」という)を平成27年度に定めた。その取組み方針に基づく行政の取組みを行動計画として一覧にまとめたものが本計画である。				
	現計画の策定時期	平成30年度(平成30年5月)				
	現計画の対象期間	平成30年度~平成32年度				
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業 武蔵野市実施本部 策定期間:平成28年4月から平成28年7月まで 専門部会:実施本部の元に専門部会を設置 改 定:策定後、毎年度改定。				
策定方法	策定委員の構成	(平成28年度策定時) 市長、副市長2名、教育長、部長級職員12名、計16名。 (平成30年度改定時) 市長、副市長2名、教育長、部長級職員15名、計19名。				
	市民意見の反映方法	無し				

取組み方針(1) 「まちの魅力の再発見と国内外への発信を通して、市民の力が 活かされるまちづくりを進めます。」 ・市民とともに進める大会に向けた取組み ・武蔵野市の強み・魅力の再発見 ・多様な情報提供媒体を活用した市情報の発信 大会関連情報の発信 ・市民ボランティアの裾野の拡大 取組み方針(2) 「スポーツや文化を通した感動や交流により、一人ひとりを 大切にし、多様性を活かす市民文化を育みます。」 計 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 画 施策の体系 ・市民の国際理解、多様性の理解の促進 の ・平和に向けた取組みと国際交流・都市間交流の推進 中 ・スポーツを通じた感動体験の共有、障害者スポーツの環境整備の 身 充実などによる スポーツの振興と健康施策の充実 ・文化プログラムの展開・充実 取組み方針(3) 「誰もがまち歩きを楽しめるまち、暮らしやすいまち、 外国人にもやさしいまちをつくります。」 ・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ・次代に引き継ぐ環境の取組み ・誰もが訪れたくなる観光都市づくりの推進 ・安心・安全に向けた取組み

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、ラグビーワールドカップ2019の開催により、日本、そして東京へと人々の注目が集まる。特にオリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典とともに文化の祭典でもあり、そこにはスポーツを通じた感動体験の享受や市民の健康増進のみならず、市民文化の醸成や魅力的なまちづくり、そして共生社会の実現などの広い取組みが求められている。そこで、オリンピック・パラリンピック競技大会の持つ理念を尊重するとともに、大会に向けた取組みが本市のまちづくりにとって有益なものとなるよう、基本方針を定め、本計画を策定した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

取組み方針は多岐にわたる分野を含んでいることから、本計画では、大会を機に新たに行うもののほか、既 に各分野の計画等に基づき進めているものについても、取組み方針の視点から充実・推進を図るものについ て記載をしている。

また、オリンピック・パラリンピック等の国際大会に向けては国や都、大会組織委員会なども様々な取組みを展開させており、武蔵野市においても今後これらと連携を図りながら進めていく必要がある。今後の国や都、大会組織委員会の動向を注視しながら、必要が生じた際には本計画についても随時修正を加えていく

取組み方針に基づいて行われる様々な取組みが、大会後もレガシー(※)として本市のまちづくりに寄与するものとなるよう、行動計画の着実な推進を図る。

なお、取組み方針及びこの行動計画は、武蔵野市スポーツ振興計画の改定とあわせて平成33(2021)年度に振り返りをおこなう予定である。

(※) レガシー:「遺産」「先人の遺物」と訳される。『オリンピック憲章』においても「オリンピック競技大会のよい遺産を、開催国と開催都市に残すことを推進すること」(IOCの使命と役割)と記載されており、一般的には、建築物や都市計画、スポーツ施設、経済発展、旅行者の増加などといった有形のレガシーと、知識や文化的価値の創造、記憶、教育、共同、ボランティア、経験など無形のレガシーがあり、オリンピックが終わった後に開催都市や人々の心に残るものとされている。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

取組み方針(1)「まちの魅力の再発見と国内外への発信を通して、市民の力が活かされるまちづくりを進めます。」

- ・市民とともに大会に向けた取組みを進めるため、市内関係団体による実行委員会を設置。
- ・市民とのワークショップや、大学、(一社)武蔵野市観光機構等との連携、中高生世代広場との意見交換等を行い、本市の持つ魅力や強みをまとめてこれを発信。このことを通じて、市民の市に対する愛着心も 育ま。
- ・オリンピック・パラリンピックの取組みだけでなく、広く市政情報等についても、多様な媒体を活用した発信を進める。

取組み方針(2)「スポーツや文化を通した感動や交流により、一人ひとりを大切にし、多様性を活かす市民文化を育みます。」

- ・Sports for Allイベントによる感動体験の機会の提供をはじめ、障害者スポーツを実施・体験する機会を 充実するなどスポーツの振興を図る。
- ・ホストタウンによる国際交流の推進や、平和施策の充実、オリンピック・パラリンピック教育の実施などにより、多様性を理解し一人ひとりを大切にする市民文化を育む。
- ・武蔵野アール・ブリュットの開催や、市民の文化・芸術活動の支援、魅力的な文化・芸術プログラムの提供により、市民が文化・芸術に親しむ機会の充実を図る。

取組み方針(3)「誰もがまち歩きを楽しめるまち、暮らしやすいまち、外国人にもやさしいまちをつくります。」

- ・武蔵野市バリアフリー基本構想や、公共サインガイドラインによる取組みを進め、誰もが訪れたくなるまちを目指してユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する。
- ・外国からの旅行者など来街者を意識した観光都市としての取組みを進め、大会後も国内外から人が訪れる魅力あるまちづくりを推進する。
- ・オリンピック・パラリンピック競技大会では、スポーツ、文化に続き環境も柱に挙げられている。環境への取組みを着実に進めるとともに、防災・安全への取組みにつてもこれを進め、安心して住み続けられる 持続可能なまちづくりを推進する。

	計画名称	第四期武蔵野市環境基本計画				
	所管部署	環境部 環境政策課				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	分野	IV 緑・環境				
	該当施策名及び該当ページ	1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援 P.44				
	根拠法等の有無及びその名 称	環境基本法 第36条【努力義務】 武蔵野市環境基本条例 第5条				
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし				
情	この計画が初めて策定された 時期	平成11年度				
	計画策定の背景・目的	本市では、平成11年に環境基本条例を制定し、環境の保全についての基本理念を 定めるとともに本市の目指す環境像の実現のため、同年第一期環境基本計画を策定 した。その後も長期計画の改訂等に合わせ、逐次環境基本計画を改訂し、市内の環 境保全に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んできている。 第四期環境基本計画は、これまでの計画の進捗状況を総合的視点から評価しつ つ、環境基本条例の基本理念実現のため、現在の社会状況に照らした、新たな視 点、重点的に取り組むべき項目等を取り入れ、前計画を改訂したものである。 本市の目指す環境像				
		〜私たちがつくるスマートシティむさしの〜 主体的な行動が創り出す人と自然が調和した新たな環境都市				
	現計画の策定時期	平成27年度				
	現計画の対象期間	平成28年度~平成32年度				
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:市及び環境市民会議 環境市民会議が案を策定し市に提案、市はその提案を受け、計画案と している。 策定期間:平成26年7月から平成27年12月まで				
	策定委員の構成	環境市民会議は、市民、事業者、学識経験者及び市職員のなかから20名以内で組織する(計画策定時、計20名(うち、公募市民3名)。				
	市民意見の反映方法	①無作為抽出(1,000名)及び公募市民による市民ワークショップを開催した。 (日時:平成26年10月5日、出席:24名) ②20歳以上の市民の中で1,000名を無作為抽出し、郵送により市民アンケートを実施した(調査期間:平成27年3月17日~4月3日、送付のうち不達8通)。 回答数326通、回答率32.1%。 ③計画素案(中間のまとめ)について、パブリックコメントを実施した。(5名16件)				

【市の目指す環境像】

~私たちがつくるスマートシティむさしの~ 主体的な行動が創り出す人と自然が調和した新たな環境都市

【環境方針と施策の展開と各施策の具体的事業】

1. 環境配慮行動のしくみづくり

市民・事業者・行政(市)の自発的な行動を促す取組を進めます。

- (1)環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化
- (2)環境に関する市民活動への支援
- (3)環境に関する市民活動への支援
- (4)環境啓発施設の開設
- 2. エネルギーの地産地消

低炭素社会に向けた施策を推進します。

- (1)新しいエネルギーへの対応
- (2)家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化
- (3)民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応
- (4)公共施設における効率的なエネルギー活用
- 3. 循環型社会の構築

ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます。

- (1)市民・事業者・行政(市)の連携の再構築
- (2)ごみの発生抑制
- (3)ごみ・資源の循環利用の推進
- (4)ごみ処理のコストと環境負荷削減
- (5)新しいごみ処理施設の稼働
- 4. 自然が感じられる環境の確保

生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます。

- (1)市民・事業者との連携による緑化の推進
- (2) 潤いのある緑環境の形成
- (3) 自然に配慮した水辺環境の整備
- (4)武蔵野市らしい生物多様性の確保
- (5)周辺地域との広域的な連携
- (6)都市農業への支援
- 5. 環境と共生したまちづくり

環境に配慮した都市基盤整備を進めます。

- (1)環境に配慮したまちづくり
- (2)まちの景観保全
- (3)美しく清潔なまち
- (4)歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間
- (5)公共交通の活用と渋滞緩和
- 6. 公害対策と生活環境保全

安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。

- (1)都市型公害への対応
- (2) 生活公害への対応
- (3)新たな環境問題への対応
- (4)水の安定供給
- (5)水循環システムの確立

【計画の推進】

本計画は市民、事業者、市の各主体の協働により推進し、環境市民会議、環境管理委員会が連携しながら推進状況について審議するほか、年次報告書「武蔵野市の環境保全」において公表している。

計画名称 第四期武蔵野市環境基本計画 ┃計画期間┃ 平成28年度~平成32年度 ┃所管部署┃ 環境部環境政策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

省エネ等の考え方の社会への一定程度の定着により、これまで以上に市民・市民団体・事業者・行政の主体 的な環境配慮行動を引き出していく必要性を認識した。

低炭素化に向けた取り組みとして、また東日本大震災以降の電力使用量の削減を理由とした省エネルギーに向けた取り組みとして重要性が高まっているエネルギー施策の推進を重要項目として認識した。 これらに対応していくため、エコシティに代わる新たな環境像の設定を検討した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

長期計画の着実な推進を基軸として、第三期環境基本計画の6つの施策に加えて、市民・市民団体・事業者・行政の主体的な環境配慮行動につながる取組やそのための分かりやすい情報発信、エネルギーの地産地消等を新たな重点項目と位置づけ、スマートシティの構築を新たな環境像とした中長期的視点に立った本市の環境施策を展開する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

○環境情報を分かりやすく提供します。

市民・市民団体・事業者・行政の主体的な環境配慮行動を促すため、分かりやすい環境情報の提供を推進していく。

物事の現象とその根源を明確にした情報提供、啓発・情報プログラムの体系化、発信方法の工夫・改善により、市民や市民団体・事業者等の主体的な行動と連携を促し、環境に対する意識の向上を図る。

整備が予定されている環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」を活用した総合的な環境啓発を推進する。

○エネルギーの地産地消都市を創造します。

地球温暖化等の地球規模の環境や社会状況の変化を捉えて、エネルギーに対する課題の共有を図り、責任を持って解決していく必要がある。

市立小中学校への太陽光発電システム設置に代表される再生可能エネルギーの導入等、省エネ・創エネのこれまでの取組に加え、市域全体のエネルギー消費量の抑制とエネルギーの効率的な利用、未利用エネルギーの活用等、エネルギーの賦存量の少ない消費型都市である本市らしいエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

○緑と水に配慮したまちづくりを推進します。

従来から緑の保全・創出、水辺空間の整備や雨水の利活用を積極的に進めているが、地球温暖化対策として身近な環境保全・創出の重要性がさらに増している。

市民・事業者・行政(市)等が一体となって、暮らしやすさを意識しながら、緑の質・量、まちの景観・美観、自然環境等に配慮した都市空間の創造に向けた取組を進めるとともに、地下水利用、雨水浸透、井の頭池の湧水復活等、水の循環を意識したまちづくりを推進する。また、緑と水のネットワークを充実させ、人と生き物・植物が共生しやすいなど、生物多様性にも配慮した社会づくりを推進する。

	計画名称	第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
	所管部署	環境部 環境政策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	2 環境負荷低減施策の推進 P.45
	・ 根拠法等の有無及びその名 称	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条【義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第四期武蔵野市環境基本計画
	この計画が初めて策定された 時期	平成15年度
	計画策定の背景・目的	本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく法定計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))である。 市は市域における温室効果ガスの多量排出事業者であるため、本計画に基づき市が行う事務事業から発生する温室効果ガスの抑制、地球温暖化防止を図る義務を負っている。 計画の策定にあたっては、前計画(第三次計画)の期間満了とその後の法改正や東日本大震災の発災等社会状況の変化等を勘案し、計画の策定にあたった。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成29年4月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成32年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:環境管理委員会 策定期間:平成29年1月~29年3月
	策定委員の構成	環境政策課
	市民意見の反映方法	計画の性格上、市民意見の反映を想定していない。

現計画の中身	施策の体系	第1章 計画の概要 (1) 策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の期間と見直し (4) 基準年度 (5) 対象とする事務及び事業の範囲 (6) 対象とする温室効果ガス 第2章 削減目標 (1) 温室効果ガス排出量の削減目標 第3章 削減目標達成のための取組み (1) 機器の運用対策等による具体的な取組み (2) 設備改修等による具体的な取組み (3) 車両の走行距離・燃料使用量の削減のための取組み 第4章 計画の推進 (1) 推進体制 (2) PDCAサイクルによる進行管理 第5章 第三次計画に基づく推進の成果 (1) 削減目標の達成状況
--------	-------	--

計画名称 第四次武藏野市役所地球温暖化対策実行計 計画期間 平成29年度~平成32年度 **所管部署** 環境部 環境政策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本市は、市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成11年4月施行)に基づき、「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(平成15年3月策定)」と「第二次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(平成20年12月策定)」「第三次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画(平成25年4月策定)を策定し、環境マネジメントシステム(IS014001)等により、温室効果ガスの排出削減に取り組んできた。

一方、平成23年3月11月に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においては、震災直後から灯油等の備蓄燃料の不足や計画停電への対応が求められ、また、平成23年7月1日から9月9日までの電力使用制限令下においては公共施設を輪番休館させる等の対応を行い、改めて安全かつ十分なエネルギーの確保とともに省エネの取組みの必要性と重要性、エネルギーに関するリスク管理が公共課題になり得ることを認識した。

市は公の立場であり、かつ市内有数の温室効果ガス多量排出事業者であるため、地球温暖化の防止に資するべく、温室効果ガス排出削減の取組みを推進しなければならない。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

平成32年度における排出量を、平成27年度に比べて、エネルギー消費に由来する二酸化炭素を26.6%、温室効果ガス排出量を18.2%削減する。

市は公の立場であり、市内有数の温室効果ガス多量排出事業者であるため、地球温暖化防止のために温室効果ガス排出量削減に努めなければならない。

第三次地球温暖化対策実行計画の計画期間が終了したことを受け、より一層の効果的かつ効率的な省エネ・ 節電等の対策を推進するために、見直しを行う。

本計画においては、計画期間中の機器の運用対策や設備の改修等により削減が見込まれる温室効果ガス(二酸化炭素 $[CO_2]$ 、メタン $[CH_4]$ 、一酸化二窒素 $[N_2O]$ 、ハイドロフルオロカーボン [HFC])の排出量を算出、合算し、削減目標を設定する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、機器の運用対策、設備の省エネ改修、車両の走行距離・燃料使用量の削減のための取組みを組み合わせ、省エネ・節電等を行う。

- (1)機器の運用対策等による具体的な取組み
- ◆空調設備の適正な運用や室内の温度管理等
- ◆照明の適正な運用
- ◆0A機器の省エネ
- (2) 設備改修等による具体的な取組み
- ◆空調設備の省エネ化
- ◆LED照明等の高効率型照明の導入
- ◆建物の省エネ性能の向上
- ◆電気使用量を「見える化」する機器の導入
- ◆再生可能エネルギー利用設備導入の推進
- (3) 車両の走行距離。燃料使用量の削減のための取組み
- ◆エコドライブの推進
- ◆温室効果ガス排出量の少ない車両の利用・導入
- ◆自転車や公共交通機関の利用

	計画名称	武蔵野市地球温暖化対策地域プラン
	所管部署	環境部 環境政策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	2 環境負荷低減施策の推進 P.45
	根拠法等の有無及びその名称	地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条の2【努力義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第四期武蔵野市環境基本計画
	この計画が初めて策定された 時期	平成29年度
	計画築史の悲暑・日め	本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条の2に基づく任意計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))である。 我が国では、パリ協定に際して国連へ提出した「日本の約束草案」を基に、その達成に向けた「地球温暖化対策計画」を平成28年度に策定、温室効果ガスの削減目標を掲げ、具体的な施策を展開している。 温室効果ガス排出削減のためには、こうした世界や国レベルによる動きに加えて、住民に最も身近な存在である基礎自治体等の動きも重要であるため、本市における温室効果ガス削減目標を設定し、国と一体的に削減を推進するための施策を示した。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成29年7月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成42年度
策定方法		策定主体:市 策定期間:平成29年3月から平成29年7月まで
	策定委員の構成	環境政策課職員
	市民意見の反映方法	環境市民会議での審議パブリックコメント

現計画の中身	施策の体系	第1章 計画の基本的事項 1 策定の趣旨 2 計画の目的と位置付け 3 計画の対象と期間 第2章 削減目標 1 温室効果ガスの排出状況 2 二酸化炭素(CO2)の排出状況 3 現状の考察 第3章 武蔵野市の温室効果ガス排出削減の目標 第4章 計画の推進 1 低炭素社会づくりの取組み 2 緩和策としての取組み 3 適応策としての取組み 4 推進管理
中身		

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・本市における温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量も、二酸化炭素排出係数の変動により平成23年度から 上昇傾向にあったものの、平成25年度には減少傾向に転じている。
- ・エネルギー消費量は、平成20年度頃から平成26年度まで減少傾向にある。平成25年度には、二酸化炭素排出係数が高い状態であるにも関わらず、温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量が減少しています。これは東日本大震災以降のさらなる節電等の努力によるエネルギー消費量削減の影響が大きいと考えられる。
- ・以上から、温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量は、今後も電気の二酸化炭素排出係数の影響を大きく受けるものと考えられるが、二酸化炭素の主な発生源であるエネルギー消費量をより一層削減していくこと、そして排出係数の減少につながる太陽光発電等をはじめとした再生可能エネルギーの普及を進めていくことが、温室効果ガス排出削減の重要なポイントであると課題認識をした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市域における温室効果ガス排出量削減目標

- <基準年> 平成25年度、65万6千t-C02eq
- <目 標> 平成42年度に、26%減、48万5千t-C02eq
- ※基準年は、日本の地球温暖化対策計画に基づき平成25年度に設定
- ※長期目標として、平成62年度までに、80%減、13万1千t-C02
- ※国の方針や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量は、今後の電気の二酸化炭素排出係数や技術革新の状況等により大きく変動するため、各部門ごとの温室効果ガス排出量削減目標や、各施策による温室効果ガス排出量削減目標等の数値設定は行わない。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

環境基本計画においては目指すべき環境像の実現のため、施策の体系については6つの環境方針別に分類されているが、本章では温室効果ガスの大部分を占めている二酸化炭素の削減のための施策を「緩和策」、緑と水の施策による地球温暖化による気候の変動と影響に備える対策を「適応策」として分類、それぞれさらに、緩和策の中では7つ、適応策の中では4つの部門に整理している。以上の推進管理は、環境基本計画の進行管理の中で行っていく。

	計画名称	武蔵野市生物多様性基本方針
	所管部署	環境部 環境政策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P.46
	根拠法等の有無及びその名 称	生物多様性基本法 第13条【努力義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第四期武蔵野市環境基本計画
基礎情	この計画が初めて策定された時期	平成29年度
情 報	計画策定の背景・目的	平成4年に国際的なルールとして生物多様性条約が採択され、平成7年には国の基本計画として生物多様性国家戦略が策定された。平成20年には生物多様性に関する基本法として生物多様性基本法が制定され、その13条で生物多様性地域戦略が地方自治体の努力義務として規定されている。 平成22年に愛知で開催された第10回生物多様性条約締約国会議では、具体的な目標として愛知目標が決定された。これを受け、平成24年に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、愛知目標の達成に向けたロードマップとそれに関する具体的な施策が提示された。このように生物多様性の機運が高まる中、本市の生物多様性を総合的・計画的に保全・創出するため、平成27年に本市が策定した第四期環境基本計画において、武蔵野市生物多様性基本方針を策定することが明記された。 方針の大きな理念は、我々が生物多様性の恵みを持続的に受け続けるために、生物多様性を保全すること。それを前提に3つの目的がある。 ①武蔵野市の生物多様性の現状、課題、目指すまちの姿等を明らかにすること。②生物多様性に係る施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進すること。③生物多様性の意義や具体的対策等を広く市民に啓発すること。
	 現計画の策定時期 	平成29年度(平成29年4月)
	現計画の対象期間	平成29年度~
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:市及び環境市民会議 策定期間:平成28年6月~29年3月
	策定委員の構成	環境政策課ほか関係課職員
	市民意見の反映方法	パブリックコメント 募集期間:平成28年2月7日~28日、意見書:9通

現計画の中身	施策の体系	方針 I まもる・そだてる 人間と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性を守り、育てるまち ・生物多様性施策の推進 ・気候変動対策の推進 ・緑化の推進 ・水辺環境の整備及び水環境の推進 ・市外の森林整備等の推進 ・農地保全の推進 方針 II わかる・つたえる 武蔵野市の生物多様性の多面性を理解し、発信するまち ・自然環境に関する情報発信の推進 ・自然保境教育の推進 ・自然環境教育の推進 方針 III うごく・つながる 生物多様性について多様な主体が自発的に行動し、積極的に連携するまち ・市民・事業者の活力を借りた生物多様性の保全の推進 ・自然環境に関するリーダーシップの育成の推進 ・近隣自治体や東京都、その他市外関係者との連携の推進
--------	-------	--

計画名称 武蔵野市生物多様性基本方針 ┃計画期間 平成29年度~ ┃所管部署 環境部 環境政策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

「歴史」、「地域」、「生物種」の3つの視点から市内の生物多様性の強み・機会と弱み・課題を整理し、 生物多様性のポイントとした。

- <強み・機会として捉えることができる点>
- ◇人間と自然が共生していること
- ◇生態系ネットワークを構築するための原型があること
- ◇自然環境の保全について市民等の活力があること
- ◇生物多様性の分科・精神的サービスが充実していること
- <弱み・課題として捉えなければならない点>
- ◇自然環境が量的に減少、質的に低下していること
- ◇自然環境の種類や存在する地域に偏りがあること
- ◇侵略的な外来種が地域本来の生物多様性を脅かしていること
- ◇他自治体や都、市外各教育機関との連携が不可欠であること

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本市の生物多様性のポイントを踏まえて生物多様性のための目指すまちの姿について、以下のとおりを定めている。

- ①人間と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性をまもり、育てるまち
- ②武蔵野市の生物多様性の多面性を理解し、発信するまち
- ③生物多様性について多様な主体が自発的に行動し、積極的に連携するまち

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ◆人と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性を守り、育てていく。 自然環境の減少・偏りや気候変動、侵略的外来種の問題を前提に、生態系ネットワークを強く意識しなが ら、今ある自然環境を育て、人間と他の生き者たちの暮らしが適切に調和するまちを目指す。
- ◆武蔵野市の生物多様性の多面性を理解し、発信していく。 本市の生物多様性の文化・精神的サービスが充実していることに鑑み、市民・事業者・行政が、市民生活と生物多様性の関連について、文化・歴史・産業・教育等の様々な切り口に多面性を理解し、発信するまちを目指す。
- ◆生物多様性について多様な主体が自発的に行動し、積極的に連携していく。 本市の市民活力の強さを最大限にいかすことを念頭に置きながら、市民・事業者等が生物多様性を自ら守り、育てることができるまちを目指す。また、生物多様性に関する取り組みの有効性を高めるために、市内・市外の多様な主体が積極的に連携するまちを目指す。

	計画名称	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画
	所管部署	環境部 ごみ総合対策課
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	4 循環型社会システムづくりの推進 P.46
	根拠法等の有無及びその名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条1項【義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成10年度
	計画策定の背景・目的	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成20年度~29年度)では、市民一人が1日に出す家庭ごみ・資源物の排出量や事業系持込ごみ量等のごみの排出抑制についての目標が達成されたが、環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指すため、より一層のごみ減量の取り組みが必要となっている。そのため、社会経済状況等の変化や、新クリーンセンター(仮称)の稼働を見据え、また、平成25年度に実施したごみ排出実態調査の結果に基づき、効果的なごみ減量施策等を展開するため、基本計画の計画期間を前倒しし、平成27年度を初年度とする10年間の計画である「一般廃棄物処理基本計画」の策定を行うものである。
	現計画の策定時期	平成27年度
	現計画の対象期間	平成27年度~平成36年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市廃棄物に関する市民会議(第5期) 策定期間:平成26年3月から平成27年3月まで(10回開催)
	策定委員の構成	学識経験者2名、市民団体5名、公募市民3名、事業者4名、行政1名(環境部参事)、合計15名
	市民意見の反映方法	②市民会議に公募市民も含め(3名)、計画の策定作業を行った。 ③中間報告に関するパブリックコメントを実施した(6人 19件)。

見十町の中部	1 基本理念 『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』 2 基本方針 「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」 3 計画の目標 (1) 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計結果 (2) ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減 (3) 計画目標を達成した場合のごみ排出量推計結果 4 今後求められる取り組み (1) 連携の推進 (2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制 (3) 普及啓発の充実・拡充 (4) ごみ処理の効率化・環境負荷の低減 (5) 今後求められるごみ処理施設等 (6) 最終処分 (7) 災害時の対応
--------	---

計画名称│武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 ┃計画期間│ 平成27年度~平成36年度 ┃所管部署┃環境部ごみ総合対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1. ごみの発生抑制・再資源化にかかる課題として
 - ①市民のごみの排出者責任の明確化
 - ②ごみ減量推進体制の整備・充実
 - ③ごみ減量意識の普及啓発の充実・拡充
 - ④事業系ごみの減量・資源化へ向けての事業者への働きかけの充実・拡充
 - ⑤資源物回収の推進
 - ⑥庁舎から発生する廃棄物の分別の徹底など市役所の環境に配慮した行動の実践
- 2. 収集・運搬にかかる課題として
 - ①容器包装リサイクル法に基づく収集の推進と分別の徹底
 - ②収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減
- 3. 中間処理にかかる課題として
 - ①資源化施設の設置検討
 - ②次期中間処理施設の検討
- 4. 最終処分にかかる課題として
 - ①二ツ塚処分場への埋め立てゼロの維持

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』を基本理念として掲げており、将来にわたって発展を継続していくために、市民生活や事業活動において、エネルギー及び資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で、排出されるごみについても、必要かつ適正な資源化処理等を行うことにより、環境に与える負荷の小さい都市を目指す。

この基本理念を達成するため、本計画では「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として設定した。市民・市民団体・事業者・行政は、一人ひとりがごみ問題を含めた環境問題を自らの問題として捉えるとともに、自らの足元からライフスタイルや事業活動を見直し、自らが可能な取り組みを行うこと、あるいは、自らが他者に影響を与えること、そして、相互に連携・補完することを通じて、持続可能な都市を目指す必要がある。そのため、市民・市民団体・事業者・行政が計画に記載された各々の責務を果たしていく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ① 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減
- ② 集団回収のあり方の検討
- ③ 事業系一般廃棄物減量資源化の取り組み
- ④ 新処理施設の稼働
- ⑤ わかりやすい啓発活動

	計画名称	新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画
	所管部署	環境部 クリーンセンター
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	 分野 	IV 緑・環境 (第5章 重点施策)
	該当施策名及び該当ページ	4 循環型社会システムづくりの推進 P.47 ((5) 新クリーンセンターの建設と周辺まちづくりの推進 P.24)
	根拠法等の有無及びその名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律【その他】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
	この計画が初めて策定された時期	平成23年7月
	計画策定の背景・目的	平成21年12月に策定した「市の基本的な考え方」を基本に、新施設の建設に向けた検討を 具体化するため、「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画策定委員会」を設置 し、新施設の基本方針、基本仕様(施設規模、公害防止基準、処理設備、煙突高さ、発電 効率など)、環境影響調査計画、概算事業費、事業手法などについて検討した。この委員 会の提言を尊重した上で、市民向けの説明会などで全市民的な意見を集約しながら、市が 「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画」を策定し、新施設の建設計画を進め るための基本方針、ごみ処理施設の基本仕様、施設配置・動線計画、生活環境影響調査計 画、概算事業費と事業手法を定めた。
	現計画の策定時期	平成23年度(平成23年7月)
	現計画の対象期間	平成23年度~31年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:「(仮称)新武蔵野クリーンセンター基本計画策定委員会」(市民参加の委員会) 策定期間:平成22年3月から平成23年3月まで(委員会13回、作業部会12回開催)
	策定委員の構成	公募委員、周辺地域住民、関係団体(市商店会連合会、市コミュニティ研究連絡 会、クリーンむさしのを推進する会)、学識経験者、市
	市民意見の反映方法	①パブリックコメントの実施。 ②周辺地域説明会及びクリーンむさしのを推進する会「地域集会」での説明における市民の方々からの意見を反映。

 第定委員会 新施設建設 □. ごみ処理施設の 1. 焼却施設 2. 不燃・粗大 3. 地球温暖化 4. 災害に強い Ⅲ. 施設配置・動総 1. 施設配置 2. 動線 	 (対策) (施設づくり) 線計画 (夕一(仮称), と施設・周辺整備のデザイン 調査計画 シュール 事業手法 (整備運営)
---	--

計画名称 新武蔵野グリーンセンター(仮称) 施設基本計 計画期間 平成23年度~31年度 所管部署 環境部 クリーンセンター

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現状認識・課題認識)

- ・未曽有の大災害となった東日本大震災を受け、さらなる耐震性能を付与するとともに、ごみ発電の機能を持つことにより、災害時にも継続的に稼働が可能な施設とする。
- ・ごみ処理は都市の大きな問題であり、地球温暖化を防ぐためにも、ごみ減量が必要である。また、ごみの減量、適正な分別によって、新施設の建設に必要な経費を縮減できると考える。
- ・新施設稼働後、しかるべき時期には、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化などにより、ごみ処理の広域化や分散化が可能になることも想定される。今後、分散処理や他自治体との共同処理の可能性を模索しながら、さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みについて具体的な検討を行っていく。
- ・新施設建設エリア全体が緑と一体化したより魅力的な景観を創出し、周辺住民の方々をはじめ、武蔵野市民にとって誇りとなる施設を建設していく。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本計画において、策定委員会の「計画検討の姿勢」の考えを継承し、次の5 項目を「新施設 建設計画を進めるための基本方針」とする。

- (1) 「市民参加方式」の継続
- (2)「地球環境の保全」およびコストパフォーマンスに配慮した安全・安心な施設づくり
- (3) 災害に強い施設づくり
- (4) エコな観点からの施設「エコセンター(仮称)」、「エコプラザ(仮称)」の整備の具体化
- (5) 民間事業者の最新技術や運営ノウハウを引き出し、建設・運営コスト削減を図れる事業手法の 採用と将来にわたる安全・安心な施設づくりの確立

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

本計画に基づき、事業者選定委員会を設置し、施設基本計画に基づき、技術的な見地により安全面、安定面、環境面、コスト面などの観点から検証を行い、事業者選定手続きを進める。並行して、施設・周辺整備協議会

を再設置して、施設・周辺整備について、本年3月にまとめた提言を基本にさらに検討を進める。これら検討の支援をするため、庁内推進本部を設置する。また、現施設の監視役である「武蔵野クリーンセンター運営協議会」に対し、市は経過を報告し、協議を行う。

新施設稼働後、しかるべき時期には、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化などにより、広域化や分散化が可能になることも想定される。今後、分散処理や他自治体との共同処理の可能性を模索しながら、さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みについて具体的な検討を行い、実現に向けた事業につなげていく。

	計画名称	武蔵野市緑の基本計画2008
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P.45、46
	根拠法等の有無及びその名 称	都市緑地法 第4条【定めることができる】
基	(長期計画、調発計画を除く)	武蔵野市民緑の憲章
礎 情 報	この計画が初めて東足された 時期	平成8年度
	計画策定の背景・目的	緑の基本計画とは都市緑地法 4条(旧都市緑地保全法)に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。本市では、平成 6 年の都市緑地保全法の改正により、全国的にも先駆け平成 9 年 3 月(平成 8 年度)に平成27年度までの20年間の計画として緑の基本計画(むさしのリメイク)を策定した。この間、大きな社会情勢の変化と共に平成16年度には景観法、都市緑地法、都市公園法の改正により新たな緑化行政の転換を向かえたこと、また平成18年度が既存計画の中期目標年次(10年)にあたることから、今後10年間の計画をより一層実効性のある計画とするために、第四期長期計画・調整計画との整合を図りつつ、緑の基本計画検討委員会を設置し、緑の基本計画の見直しを行った。 今後は本計画を軸として、武蔵野市緑の憲章の理念のもと、市民と行政が目的・意識を共有し、相互の役割分担と協働で取り組みを進めていく。
	現計画の策定時期	平成20年度(平成20年4月)
	現計画の対象期間	平成20年~29年(中期目標)、~39年(長期目標)、~将来目標
策定方法		策定主体:緑の基本計画検討委員会 策定期間:平成18年11月から平成20年3月まで(15回開催)
	策定委員の構成	学識経験者3名(緑関係2名、都市計画・まちづくり関係1名)、緑化環境専門委員、学校関係者及び農業関係者各1名、実際に広い見地から緑関連の活動をしている市民2名を推薦市民、また公募市民3名 計11名
	市民意見の反映方法	① 一般市民を対象とした緑の資源情報収集(「みどりの種」の募集)を実施した。 ②計画検討委員会に公募市民を含めた(3名)。 ② 中間とりまとめ段階でのオープンハウスを実施した(1回)。 ③ パブリックコメントを実施した。

現 計 画 ഗ 中 身

1 基本理念 : 緑は市民の共有財産

2 将来像 : 緑の量、質ともに豊かな武蔵野市

3 基本方針 :①新たな緑を育む ②今ある緑を守る ③協働を推進する

4 施策の体系

①新たな緑を育む

拠点や身近な緑をつくる

施策1 公園緑地の整備・拡充

施策2 学校の緑の充実

施策3 公共施設の緑化

施策4 壁面・屋上緑化の推進

施策5 緑化指導の推進

施策6 緑の創出施策の研究と実施

緑と水のネットワークを進める

施策7 仙川水辺環境整備基本計画の推進

施策8 千川上水の整備

施策9 玉川上水沿線の緑化

施策10 道路緑化・緑道整備の推進

施策11 接道部緑化の推進

②今ある緑を守る

緑を維持し充実させる

施策12 公園緑地の適正な維持管理

施策13 街路樹の適正な維持管理

施策14 樹木・生垣の保全

施策15 樹林地の保全

施策16 農地の保全

緑を再生させる

施策17 公園の改修(リニューアル)

施策18 駅周辺の緑の充実

施策19 境山野緑地の保全

施策20 緑の循環システムの整備

③協働を推進する

協働を支える仕組みをつくる

施策21 自然環境センター(仮称)の設立

施策22 みどりのサポーター制度の運用

施策23 市民緑化基金制度の創設

施策24 緑の表彰制度の創設

施策25 緑の総合相談体制の確立

施策26 民間活力を利用した緑化の推進

協働の取組みを推進する

施策27 緑化・環境市民委員会の活用

施策28 市民主体の環境講座、啓発事業実施

施策29 緑の情報の発信と共有

施策30 緑を支える活動の支援

施策31 多様な主体による緑の維持管理

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現状認識)

本計画は、平成8年度策定の基本計画の改訂であることから、次の3点を基本認識し策定した。

- ①旧計画での目標の達成度の評価
 - ・平成27年度までに緑被率30%達成はきわめて困難であること
 - ・拠点となる緑の確保では、街区公園はほぼ目標値を達成したが、近隣公園 (2 ha)、地区公園 (4ha)の 用地確保が難しい。
- ②旧施策の進捗状況の検証
 - ・旧計画の施策の実績と考察を記載
- ③旧計画を継承する、見直し改善する、新たに取り入れるという3つの視点で改定のポイントとした。

(課題認識)

・緑の質の向上、協働の活性化、民有地の緑の保全・創出、公有地の緑の充実、地域の特長を生かした 緑化の5つの視点で課題を整理した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念として

「緑は市民の共有財産」であることを市民一人ひとりが、理解し協力して緑を守り育てる取り組みを行う。また、基本計画の施策が達成された時の武蔵野市の将来像(緑の量と質が豊か)を示すことで、本市のブランドイメージが確保される。

- ①目標(計画の区域、将来人口、目標年次、緑の確保目標)を定める。
- ②都市公園の整備の方針を定める。

計画を推進するための考え方として

- ①市民・事業者・行政の役割を明記した。
- ②成果管理型の進行管理 (PDCAサイクル) を取り入れた。
- ③評価検証は市民や専門家を交えた機関が行うことを明記し、客観性、公開性の高いものを目指している。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

重点施策としては、施策体系で示した31施策の内、長期計画に位置づけられている17施策(施策1,2,3,4,6,7,8,14,15,16,17,19,21,22,23,30,31)を重点的に取り組むこととしている。既に目標に向けて、個別計画の策定や制度の運用、委員会等の開催等、一定の取組みについて実施したものは次のとおりである。

{施策8} 千川上水整備計画(22年5月策定)

{施策12} 公園緑地の適正な維持管理

{施策17} 公園リニューアル計画(22年5月策定)

{施策24} 緑の表彰制度(21年7月策定)

{施策27} 緑化・環境市民委員会の実施(27年~28年)

	計画名称	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P.46
	根拠法等の有無及びその名 称	都市緑地法 第4条【定めることができる】
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市緑の基本計画2008
情	- の計画が切めて竿守された	平成10年度
		平成9年3月に都市緑地法に基づく緑の総合計画である「武蔵野市緑の基本計画ーむさしのリメイクー」を策定し、その中で仙川を「仙川でまちなみをリメイクする重点事業」として位置づけた。またこれと並行して、仙川を挟んで住宅・都市整備公団桜堤団地建替事業が進められ、事業に伴い市と公団(当時)で締結した基本協定の中に、仙川の水辺環境整備が盛り込まれた。この2点から、市内の仙川の水辺環境整備のあり方、整備イメージ、水源の確保などについて、東京都、住宅・都市整備公団(現独立行政法人都市再生機構)をはじめとする関係機関の計画との整合性を図るとともに、事業の具体化の方策を早急に立案する必要が生じたことから、本計画を策定した。
	現計画の策定時期	平成10年度(平成10年7月)
	現計画の対象期間	平成10年度~平成30年度
策定方法	東疋刀法	東京都、住宅都市整備公団及び市により構成する検討委員会の報告を受け、市緑化環境センター(現緑のまち推進課)にて策定。 策定期間は平成10年3月~平成10年7月。
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	仙川水辺環境整備基本計画(案)を作成し市民に公表、意見や要望等の募集を実施 した。 説明会を3回実施し、各回10名程度の市民が参加した。

- I水辺環境整備の基本方針
 - (1) 基本理念

花を愛で水辺に遊ぶ

- (2) 基本方針
 - ①水を楽しむ
 - ②歩を楽しむ
 - ③花を楽しむ
 - ④隣接地と一体的に楽しむ
- (3) 目標年次

短期目標 平成15年 長期目標 平成30年

(4) 水に関する整備目標

	短期目標	長期目標
水量	昼間 1.5ℓ/sec	$35\ell/\mathrm{sec}$
小里	夜間 0.50/sec	
水質 (BOD)	5.0mg/Q以下	2.5mg/Q以下
整備イメージ	メダカのすめる仙 川をめざす	タナゴのすめる仙 川をめざす

Ⅱ整備のイメージと方策

- (1) ゾーニング
 - ・自然生態系復活ゾーン
 - 親水ゾーン
 - ・川の道ゾーン
 - ・水辺景観形成ゾーン
- (2) 護岸の整備イメージ
 - ・緩傾斜化の整備イメージ
 - ・緩傾斜化できない整備イメージ
- (3) 各ゾーンの整備イメージ
 - ・拠点と区間の区分
 - ・現況と整備イメージ
- (4) 水の確保
 - 短期目標
 - (ア) 水量
 - (イ) 水質
 - (ウ) 水の確保の方策
 - · 長期目標
 - (ア) 水量
 - (イ) 水質
 - (ウ) 水の確保の方策

計画名称 ┃ 仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ┃ 計画期間 ┃ 平成10年度 ~平成30年度 ┃ 所管部署 ┃ 環境部 緑のまち推進課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現狀認識)

従前の仙川はコンクリートコンクリート三面張りの構造で水がほとんど流れず植物もない殺風景な川であった。市民からもコンクリートで固める前の川の形態に戻し、沿道の公園等と一体的に親水化を求める意見が寄せられていた。

(課題認識)

仙川を自然性豊かな清流の有る河川として整備するために以下の課題があげられる。

- ①水の流れる仙川を取り戻す
- ②遊歩道を確保する
- ③仙川に自然を取り戻す
- ④周辺とあわせた整備を進める
- ⑤上流に導水する水量の確保→次回の計画策定時に、「現在の課題」として記入することとする

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念

生態系豊かな仙川にし、せせらぎや四季を感じることのできる水辺にしていく。河川護岸を石積に改修し、現在は流れていない上流部に導水することにより、緑と水のネットワークを形成していく。

基本方針

- ①仙川の流れを復活させるため、上流部まで導水を確保する
- ②緑と水のネットワークを形成していくため、仙川の遊歩道の樹木や側道の街路樹などの緑を確保する
- ③地区計画で位置づけられた広場や仙川に隣接した大規模敷地などは、潤いのある空間とするため、河川と 一体的に整備をしていく

本計画は、平成8年に設置した仙川水辺環境整備検討委員会(東京都、住宅・都市整備公団及び市)が「仙川のあり方」及び「水辺環境整備の方針及び方策」について作成した報告書を尊重し取りまとめている。仙川を4つのゾーンに分け、最上流部である「自然生態系復活ゾーン」の護岸整備等は概ね終了している。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

上流に導水する水量をできるだけ多く確保することが求められる。現在導水している都水道局からの洗砂水も平日のみの放流のため安定的な維持とは言いがたく、平成19年度には第2浄水場の逆洗水も導水した。 今後も一級河川の維持水の確保を継続的に都に働きかけていく。

	計画名称	千川上水整備基本計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P.45、46
	根拠法等の有無及びその名称	都市緑地法 第4条【定めることができる】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	緑の基本計画2008
	この計画が初めて策定された 時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	本計画は、千川上水の管理が武蔵野市に移譲されたことに伴い、千川上水及び周辺の調査分析を実施し、その結果を踏まえ、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるよう整備の方向性を示したものである。 なお、計画策定に当たっては、様々な生物が生息・生育する空間としての役割や位置づけを念頭におき、上水部分と緑道部分、さらに隣接する公園緑地や公共施設とのつながりを図ることとする。
	現計画の策定時期	平成22年度(平成22年 5 月)
	現計画の対象期間	平成22年度~平成35年度
策定方法	東定力法 (築字主体・期間等)	策定主体:庁内委員会 策定期間:平成20年度より5回開催 関係機関との調整(東京都、練馬区、西東京市へのヒアリング)
	東正安貝の構成 	庁内委員会(まちづくり推進課1名、環境政策課1名、道路課1名、緑化環境セン ター(現緑のまち推進課)4名) 計7名
		隣接住民へのアンケート調査(128/300名,回収率43%) 計画案に対してパブリックコメントを行なった。 (9件)

現計画の中身

基本方針

- 1 施設整備方針
 - ●安全や防犯に配慮した施設の充実
 - ●散策や休憩機能の充実
 - ●施設(サイン等)のデザインや素材の統一
 - ●自然解説板や樹名板等の整備による自然観察の充実
 - ●老朽化している施設の改修
 - ●関連機関との調整によるアクセス・利便性の向上
- 2 景観形成方針
 - ●樹木の適正管理により、水と緑が織り成す景観の向上を図る
 - ●季節感のある花木・紅葉木・地域性樹木の補植等により、うるおいのある景観の演出を図る
 - ●景観に配慮した水路環境の整備
 - ●景観阻害要因(ごみの散在、雑草の繁茂等)の改善により、景観の向上を図る
- 3 環境形成方針
 - ●休憩、風景探勝、自然観察等のレクリエーションの場として、安全で快適に利用することのできる環境形成を図る
 - ●鳥類や昆虫類の食餌植物の補植や水路環境の整備により、生物の生息・生育環境の向上・創出を図る
- 4 歴史継承方針
 - ●歴史解説板等の設置による千川上水の歴史継承機能の充実
 - ●歴史を醸し出す、施設デザインや素材の採用

なお、区間を3つにわけそれぞれの方針を立てている。

区間① 境橋~五日市街道交差部間

区間② 五日市街道交差部間~電通研究所前交差点間

区間③ 電通研究所前交差点~吉祥寺橋間

計画名称 千川上水整備基本計画 計画期間 平成22年度~平成35年度 所管部署 環境部 緑のまち推進課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

既に一定の整備がされている千川上水は平成18年に東京都から委譲され、樹木から施設まで現状の維持管 理を武蔵野市がそのまま踏襲している状況である。

生物や植物の現状、利用形態等現状を把握するとともに、現状の特性を整理し、施設、景観、環境、歴史 継承の観点について基本方針を立てた。水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふ れあいの場として、多くの市民に親しまれるよう3つのエリアに分け整備の方向性を示した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本計画では、以下の4項目について基本コンセプトとしている。

- ①周辺の公園・緑地等とのネットワークと役割分担から、休憩・レクリエーション機能の向上を図る
- ②水と緑の景観資源として、清らかな流れや緑、鳥のさえずりや水音等の演出により、景観の向上を図る
- ③生物の生息・生育環境の向上・創出により自然環境の向上を図る
- ④300年にも及ぶ千川上水(用水路)の歴史と文化を踏まえ、未来への継承を図る

上記基本コンセプトに基づき、基本方針として4つの観点から基本方針を設定している。

「施設整備方針」では、自然解説板や樹名板の整備

「景観形成方針」では、うるおいのある景観の演出 「環境形成方針」では、地域性樹木の補植、生物の生息・生育環境の向上・創出

「歴史継承方針」では、解説板などの設置による歴史継承機能の充実

なお、武蔵野市管内の千川上水(境橋~吉祥寺橋の延長約3.8km) は、周辺の土地利用や千川上水の断面構 造、歩道の有無等の整備状況、ならびに利用形態等から、3つの区間に大別することができるため、整備課 題や基本コンセプトから導かれた基本方針を、各区間の特性を踏まえて展開し、区間方針を設定している。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

1 優先的に整備を行なう区間

千川上水内の利用拠点区間として整備効率が高い、区間②の休憩・散策施設を優先して行う。 (休憩ベン チなどの一部は老朽化し、快適性や安全性が低下しているため。)

これをモデル整備区間として位置づけ、効果的な事業展開につなげていく。

2 優先的に整備を行なう施設・環境

サイン施設は、設置時期や主体の違いから素材やデザインの統一感が低く、老朽化によりその機能を果た していないものもある。よって、現在設置されているサインを整理し、整備を行なっていく。

	計画名称	公園・緑地リニューアル計画
	所管部署	環境部 緑のまち推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	IV 緑・環境
	該当施策名及び該当ページ	3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進 P.45、46
	・ 根拠法等の有無及びその名 称	都市公園法 第3条【定めることができる】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	緑の基本計画2008
	この計画が初めて策定された 時期	平成22年度
	計画策定の背景・目的	これまで、公園・緑地の改修・再整備については、個別の公園毎に対応してきたが、本計画により公園・緑地の実態調査・評価に基づいて整備方針を明らかにし、それぞれの公園・緑地がもつ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって、体系的かつ効率的な公園事業を展開していく。本計画に基づく公園・緑地のリニューアルの推進により、「今あるストックの有効活用と公園・緑地の整備・維持の効率化」「利用者ニーズの変化に対応した公園・緑地の機能・魅力の再生」「老朽化した公園・緑地のリニューアルによる安全・安心の確保」などの効果をねらいとしている。
	現計画の策定時期	平成22年度(平成22年5月)
	現計画の対象期間	平成22年度~平成52年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	市民を交えた公園利用の懇談会や3回のシンポジウムを経て、平成20年度から 2ヵ年コンサルティング会社及び緑化環境センター(現緑のまち推進課)によるス タッフワーキングを開始し作成。
	策定委員の構成	_
	市民意見の反映方法	計画案に対するパブリックコメントを行なった。(7件)

(1) 基本理念

ずっと素敵で、ずっと使われ、ずっと愛される公園・緑地へ

(2) 基本方針

- 1. 改良により基本機能と品質を保ちます
- 2. 機能の向上を図り有効に活用します
- 3. 新たな魅力を創造し利用を促進します

(3) 目標年次

短期目標 平成27年 (27箇所) 中期目標 平成37年 (81箇所) 長期目標 平成52年 (161箇所)

(4) 具体的なメニュー

- 1. 改良により基本機能と品質を保ちます
 - ・施設の適正化
 - 植栽の適正化
 - バリアフリー化
 - ・安全・安心の向上
- 2. 機能の向上を図り有効に活用します
 - 防災機能の向上
 - ・エコアップ
 - ・子ども遊びの充実
 - 健康増進施設の充実
- 3. 新たな魅力を創造し利用を促進します
 - 美しい風景づくり
 - ・テーマのある公園づくり
 - ・使い方の工夫
 - ・地域利用の促進

回))

計画名称 公園・緑地リニューアル計画 | 計画期間 | 平成22年度~平成52年度 | 所管部署 | 環境部 緑のまち推進課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(現狀認識)

計画策定に先立ち、市が維持・管理する約160箇所の公園・緑地の利用実態調査を実施。

既存資料より個々の公園・緑地の概要・類型・整備履歴・整備内容を整理し、その後踏査調査を実施し施設・植栽の劣化状態、周辺環境や地域条件などについて把握。

これらのデータをもとに、各公園のリニューアル必要度を算出した。また、一定の範囲について「公園 区」を設定し、その区域内で公園の機能分担を効率的に行なっていく。

(課題認識)

施設、植栽、安全・安心、美観・景観、防災、バリアフリー、子ども・環境教育、高齢者・健康、市民の ニーズ、市民との関わり、ルール・マナーの視点から課題を抽出した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本理念

「ずっと素敵で、ずっと使われ、ずっと愛される公園・緑地へ」

既存の公園・緑地のポテンシャルを生かし、魅力ある公園・緑地へと再生する。市内すべての公園・緑地の機能の充足と質の向上を図るとともに、その質を将来に渡って維持していくような持続的なしくみを整え、地域の財産として守り育てていく。

基本方針

基本理念に基づき、既存ストックを有効に活用しながら、地域のニーズを踏まえ、老朽化した施設等の改修を効果的に行う。以下、三項目について基本方針とする。

- 1. 改良により基本機能と品質を保ちます
- 2. 機能の向上を図り有効に活用します
- 3. 新たな魅力を創造し利用を促進します

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

公園の改修の際は、老朽化した施設を修繕するだけでなく、機能分担や連携利用などの観点から、複数の公園を大小様々な「公園区」として東ね、地域全体のバランスをとりながら社会ニーズに対応するとともに、効率的効果的なリニューアルを行っていくことが重要である。

	計画名称	武蔵野市都市計画マスタープラン
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P.50
	根拠法等の有無及びその名称	都市計画法 第18条の2【義務】
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」東京都作成
	この計画が初めて策定された 時期	平成12年6月
	計画策定の背景・目的	平成4年6月に都市計画法が改正され、都市計画の総合的なプランとして『市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)の策定が位置づけられた。このことを受け、本市が目指すまちの将来像を明確にするとともに、まちづくりの方向性を示すプランとして都市計画マスタープランを策定する。
	現計画の策定時期	平成23年 4 月
	現計画の対象期間	平成43年3月(概ね10年または社会情勢等の大きな変化があった場合見直し)
	策定方法 (策定主体·期間等)	改定委員会が都市マスタープラン改定について検討し、検討結果を市長へ答申した。答申を基に市長が変更原案及び変更案を作成し、それぞれ都市計画審議会から意見聴取し、公告・縦覧した後に公表した。 策定期間:平成21年11月~平成23年4月
	策定委員の構成	学識経験者(大学教授等) 3 名、民間研究所研究員 1 名、武蔵野商工会議所会頭 1 名、副市長 1 名、公募市民 3 名
	市民意見の反映方法	・意見交換会の目的・スケジュールなどに関する説明会を2回開催した。 ・①課題抽出、②将来像・課題解決案、③地区別取りまとめ案 の各検討段階に合 わせ、市内3地区で地区別意見交換会を計9回開催した。 ・変更原案、変更案を作成した段階で、公告・縦覧として意見を公募した。

野計画の中身	ī 施策の体系 I	第1部 市を取り巻く状況の変化と改定の視点 1章 市を取り巻く状況の変化とこれまでの成果 2・市を取り巻く状況確認の変化 2・章 改定で野りと、主要では一次では、一方ででのでは、一方ででのでは、一方ででのでは、一方ででのでは、一方ででで、一方でで、一方でで、一方でで、一方でで、一方でで、一方でで、一
--------	-----------------	--

計画名称 武蔵野市都市計画マスタープラン 計画期間 平成43年3月(概ね10年または社会情勢等の大き **所管部署** 都市整備部 まちづくり推進課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

都市計画法が改正され、各市町村の創意工夫により都市計画に関する基本的な方針として、都市計画マスタープランを策定できるようになった。

都市基盤がある程度整備されている本市においては、今後、市民と協働による木目細かいまちづくりが重要であると考え、都市計画マスタープランの対象を都市計画だけでなく、防災、環境等の都市基盤を絡めた幅広いまちづくりとし、市民と市が共有するまちづくりのビジョンとして都市マスタープランを位置づけた

旧プランでのめざすべき都市像、生活像について、改定時点での今後20年を展望しても、その方向性は適切なものであると考え、基本的な内容は継承しつつ、社会情勢や制度、まちづくりの進捗などを踏まえた部分的な(時点的な)改定とした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

都市計画マスタープラン策定にあたっては、ワークショップ等の市民参加の基、目指すべき都市像を環境 共生・生活文化創造都市むさしのとし、環境や生活文化に配慮したまちづくりを目指し、これらを実現して いくための20年後の生活像を明確にし、まちづくりのビジョンを示した。まちづくりのビジョンは、市民の 理解しやすいよう、生活シーンによる分類とした。

都市計画マスタープランは、単に策定することが目的ではなく、従来市が中心となって進めてきたまちづくりを市民と市が適切な役割分担の基に進める、新たなまちづくりのファーストステップと考え、まちづくり条例やまちづくりルールの活用制定などにより、地区単位のまちづくりの推進を進める。

また、改定にあたっては、関連計画においても変更が見られたため、調整を図るとともに、環境や都市防災機能の強化を図る持続可能な都市構築の方向性、大規模な土地利用用途変更の対応、高さ制限の導入の方向性、3駅周辺の面的な商業業務地のあり方、景観に関する方針、まちづくり条例に基づくまちづくりの推進強化について追加した。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

都市計画マスタープランは、まちづくりのビジョンであるため、具体的なアクションプランを持たず、各分野の実行計画で進めることになっている。特に、都市計画マスタープランに基づき、地区単位のまちづくりを推進していくために、まちづくり推進体制の確立や支援制度の検討、具体化も重要である。

	計画名称	武蔵野市バリアフリー基本構想
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P.51
	根拠法等の有無及びその名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー新 法」と記載)【努力義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	移動等円滑化の促進に関する基本方針
基礎情報	この計画が初めて策定された 時期	平成15年3月 武蔵野市交通バリアフリー基本構想(高齢者、身体障害者等の公共 交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー 法」と記載)に基づく計画) 平成23年4月 武蔵野市バリアフリー基本構想(バリアフリー新法に基づく計画)
	計画策定の背景・目的	本市では、第三期長期計画第一次調整計画の優先事業として「ハイモビリティ政策」の推進を掲げ、ムーバス事業の展開やレモンキャブの導入、吉祥寺駅や三鷹駅のエスカレーターの設置などを推進してきたところである。 平成12年5月に公布された「交通バリアフリー法」に基づき、武蔵野市交通バリアフリー基本構想(以下、「旧基本構想」と記載)を策定した。 旧基本構想では、市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項について明確にするとともに、実効性を高めるための仕組みについて定め、平成22年を目標として旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきた、ハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取組みの課題が明らかになり、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年12月に施行された。本市においても旧構想が目標年次に達し、事業の評価や方向性の見直しが必要となったため、バリアフリー新法に基づき、平成23年4月武蔵野市バリアフリー基本構想を策定し、平成32年度を目標年次として市域のバリアフリー化を推進している。
	現計画の策定時期 	平成23年4月
	現計画の対象期間	平成23年度~平成32年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会(建築・福祉分野の専門家、障害者・高齢者関連団体、道路管理者等の行政関係者による委員会) 策定期間:平成22年5月から平成23年2月まで(計4回開催)
		学識経験者(建築・交通・福祉)3名、福祉関係者(障害者・高齢者等関係団体)3名、商工関係者1名、行政関係者(国土交通省、東京都、武蔵野市)4名計11名
	市民意見の反映方法	1 学識経験者、関係団体代表、NPO活動団体、福祉活動者、公募市民から構成される武蔵野市交通バリアフリー事業計画実施推進委員会による、旧基本構想の中間評価、及び提言(平成19年3月) 2 アンケート実施(平成21年12月から22年1月、約1,600通配布し、435名の回答) 3 ヒアリングの実施(平成22年2月から3月) 障害者・高齢者の団体へのヒアリング 4 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員によるまち歩きの実施(平成22年7月)

第1章 はじめに

- 1. 背景
- 2. 目的
- 3. 位置付け
- 4. 改定の手順
- 5. 武蔵野市の概況

第2章 基本的な考え方

- 1.4つの原則
- 2. 基本的な方針
- 3. 個別方針 (移動等円滑化に関する事項)
- 4. その他の事項
- 5. 目標年次

第3章 地域別構想

吉祥寺駅周辺地区

- 1. 吉祥寺駅周辺の現状
- 2. 基本的な方針
- 3. 重点整備地区の位置及び区域
- 4. 特定事業及びその他の事業
- 5. その他

三鷹駅周辺地区

- 1. 三鷹駅周辺の現状
- 2. 基本的な方針
- 3. 重点整備地区の位置及び区域
- 4. 特定事業及びその他の事業
- 5. その他

武蔵境駅周辺地区

- 1. 武蔵境駅周辺の現状
- 2. 基本的な方針
- 3. 重点整備地区の位置及び区域
- 4. 特定事業及びその他の事業
- 5. その他

第4章 実現にあたって

- 1. 特定事業計画の作成
- 2. 特定事業の実施
- 3. 進捗状況の把握及び評価
- 4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画と連携
- 5. 国や関係自治体との連携

第5章 今後の展開

- 1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進
- 2. 市内全域への拡大
- 3. 新たな技術等への取組
- 4. 基本構想の継続的な発展

計画名称 武蔵野市バリアフリー基本構想 計画期間 平成23年度~平成32年度 **所管部署** 都市整備部 まちづくり推進

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現状認識:高齢化社会となり、高齢者、障害者等の自立や積極的な社会参加が望まれていることから、

公共的性格を有する建築物を高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるようにする必要性があ

る。

また、障害のある人がない人と同等に活動するノーマライゼイションの理念のもと、障害のある人が地域で生活するうえで建物や道路の障壁などを含むすべての障害を除去する必要がある。

課題認識:移動の円滑化に際しては、個々の施設を整備するだけではなく、駅を含めた地区を一体的に

整備することが必要がある。そのためには、個々の事業者間の調整が必要不可欠である。

また施設の整備だけでは解決できない課題について、ソフト面での取り組みを推進する必要があ

る。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

4つの原則

1全ての人にやさしいまちづくりの原則

特定の人にとってのバリアフリーを超えて全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

2市民参加の原則

基本構想の策定から実現まで市民及び市内の企業・団体と市が協働で推進

3 拡大の原則

法で定める重点整備地区の特定事業と法定外でもなんらかのバリアフリー化ができるものを明示し、重 点整備地区外への広げていく。

4 実現保障の原則

事業計画及び本構想が適正に実現する保障するため、市民の参加のもとに進捗状況を把握していく仕組みを作る。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ○重点整備地区のバリアフリー化の推進
 - 3駅周辺地域をバリアフリー新法に定める重点整備地区としユニバーサルデザインによるまちづくりを着実に進めていく。
- ○全市的なバリアフリー等の推進

福祉交通や、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化などの取組みについても進めていく。

	計画名称	三鷹駅北口街づくりビジョン
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	7 三駅周辺まちづくりの推進 P.57
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	都市計画マスタープラン
	この計画が初めて策定された 時期	平成29年5月
	計画策定の背景・目的	三鷹駅北口街づくりビジョンでは、三鷹駅北口地区補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示した。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成29年5月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成38年度(概ね10年間とし、概ね5年後に長期計画、都市計画マスタープランの改定を踏まえ見直す)
	策定方法 (策定主体·期間等)	庁内検討委員会において平成27・28年度に検討し、策定。
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	【意見交換会】(計4回:延べ73名) ①現状・課題を整理した段階及び②方向性・取り組みを取りまとめた段階で、それぞれ2回、合計4回の地元意見交換会を開催した。 【パブコメ・説明会】(パブリックコメント:16通58件)(説明会:45名)素案に対してパブリックコメント及び地元説明会を実施した。

現計画の中身	施策の体系	◆交通環境の施策 基本施策1 駅から広がる安全で歩いて楽しい歩行空間の創出施策① 補助幹終道路整備の推進施策② 駅周辺の新たな交通体系の構築施策③ 駅前広場の機能整備 基本施策② 交通結節点の機能整備基本施策② 交通結節点の機能拡張とゆとりある空間の創出 ゆとりある駅前広場の創出 ◆土地利用の施策 基本施策③ 魅力ある企業立地環境の形成働きやすい業務地を維持、形成する面的な規制誘導施策⑥ 働きやすい業務地を維持、形成する面的な規制誘導施策⑥ 三鷹駅北口らしい企業展開の促進施策③ 災害時の備之の元実基本施策④ 市有地を三鷹駅北口の計算として活用市有地の有効活用 ・ 市有地の有効活用 ・ 市有地の有効活用 ・ 市有地の有効活用 ・ 京正川上水の活用と顔となる空間づくり施策⑩ 正川上水の活用と顔となる空間づくり

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) 中央線沿線における将来人口の減少と駅前の大型マンション建設

日本の人口が減少局面に入る中で、中央線沿線においても将来人口の減少が予測されているにも関わらず、 沿線駅前では大型マンションの開発が進んでいる。三鷹駅北口においても、現在は企業本社など事務所用途 が多く、住む人だけでなく働く人が利用する街となっているが、沿線各駅と同様にマンション開発が進んで いく可能性がある。

(2) 三鷹駅北口地区補助幹線道路の整備

駅前広場に流入する通過交通を迂回させるため、補助幹線道路の整備を進めており、概ね10年後には一定の整備が見込まれる状況にある。駅周辺の交通環境が大きく変わる契機となることが期待される。

(3) パブリックスペースを利用した取り組み

沿線や各地の業務・商業地では、市街地の開発と連動し、公開空地や道路空間などのパブリックスペースを利用した住民・事業者・地権者などによる自主的な取り組みとしてエリアマネジメントの導入が検討され始めている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

【目指すべき街の姿】住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街

駅前に集積している企業の就業者、中央圏の住民や都心へ向かう通勤者を主な駅利用者と捉え、交通結節点 として通過する場所となっている現状から、人々が集い、心地よく過ごす場所としていくことを掲げてい る。

【交通環境の方向性】快適に移動でき、安全で歩きやすい街

補助幹線道路の整備による三鷹駅北口の交通環境の変化を契機として、駅周辺を「歩行者を中心とするにぎわいのエリア」として位置付け、新たな交通体系を構築していく。また、交通結節点である駅前広場は、幅広い人達が日々利用する公共空間であることを踏まえ、街の玄関口としてふさわしい質の高い、ゆとりある空間となることが望まれる。

【土地利用の方向性】企業と周辺住宅が調和する街

企業の立地と周辺住宅地の生活と密着した商業店舗の連なりを誘導し、街のにぎわいや活力に繋げていく。 併せて、企業立地集積の可能性を踏まえ、都市型産業の誘導、新しい働き方に即した支援などにより気持ち よく働ける環境、健全な住環境を保護していく。

【緑・にぎわいの方向性】玉川上水の豊かな緑のもとに にぎわいが生まれる街

緑豊かな水辺空間である玉川上水を活かし、エリアマネジメントやパブリックスペースの活用などの街に関わる人たちの連携による街づくりの可能性のを探り、三鷹駅北口にふさわしいにぎわいが広がる街を目指します。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ◆補助幹線道路整備の推進
- 三鷹駅北口地区補助幹線道路(市道第129号線)について、引き続き用地取得し、整備を推進していく。
- ◆駅周辺の新たな交通体系の構築・ゆとりある駅前広場の創出

補助幹線整備後を見据え、駅周辺に歩行者を中心とするにぎわいのエリアを位置づけ、新たな交通体系と駅前広場拡張の検討を進める。

◆パブリックスペースの活用

道路や公開空地などのパブリックスペースの使い方や仕組みについて、地元関係者や利用者とともに検討を 進める。

	計画名称	武蔵野市景観ガイドライン		
	所管部署	都市整備部 まちづくり推進課		
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり		
	分野	V都市基盤		
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P.50		
	根拠法等の有無及びその名称	なし		
#	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市都市計画マスタープラン		
情	この計画が初めて策定された時期	平成29年 4 月		
· 最	計画策定の背景・目的	本市では、昭和46年から「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」により、宅地開発等に際しては、空地の確保や緑化等によって、良好な住環境の保全、創出に取り組んできた。平成21年4月からは武蔵野市まちづくり条例により、引き続きこれらに取り組んでいる。また、平成23年に改定した「武蔵野市都市計画マスタープラン」では新たに「景観まちづくりの方針」を追加し、調和や総合性に配慮しながら、景観資源や地域特性を活かした景観形成を進めていくことを示しており、これに基づき、緑化の推進や高度地区の絶対高さ制限の導入等を進めてきた。 一方、平成16年に景観法が制定されて景観形成のための行為規制を行う仕組みが整えられ、これに伴い東京都は平成19年に東京都景観計画を策定し、市区の枠組みを超えて共有する景観づくりに取り組み始めている。本市で平成26年に実施した景観に関するアンケートでも、平成17年の調査結果と比較して市民の景観への関心が高まっていることが示された。このような背景のもと、今後の景観まちづくりの具体的な方針を示し、市民等、開発等事業者、武蔵野市などのまちづくりに取り組むそれぞれの主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるため、「武蔵野市景観ガイドライン」を策定した。		
	現計画の策定時期	平成29年 4 月		
	現計画の対象期間	(都市計画マスタープランの見直し時期に合わせて内容の見直しを行う。)		
	策定方法	主体:武蔵野市まちづくり推進課		

	策定方法 (策定主体·期間等)	主体:武蔵野市まちづくり推進課 期間:平成26年2月から平成29年3月まで
	策定委員の構成	
策定方法	市民意見の反映方法	平成26年2月16日 シンポジウム開催、平成27年3~9月 景観まちづくりワークショップ開催(計5回)、平成27年9月 むさしの景観マップ展平成28年2月1日 検討素案公表・意見募集(13通)平成28年2月 意見交換会(3回・計48名参加)、平成28年2~3月 関係団体ヒアリング(8団体)平成28年7月1日 素案公表・意見募集(13通)平成28年7月 市民意見交換会(2回・計39名)、平成28年7月 関係団体ヒアリング(10団体)平成28年12月1日 案公表・意見募集(9通)平成28年12月 案説明会(2回・計16名)平成29年4月1日 景観ガイドライン公表

現計画の中身	施策の体系	はじめに (1) 景観とは (2) 景観ガイドラインについて 1 武蔵野市の景観の特性と課題 (1) 景観資源の特性と課題 (2) 地域別の景観の特性と課題 2 景観まちづくりの方針 3 景観まちづくりの方針(地域別) 4 景観まちづくりの推進 (1) 市民等主体の景観まちづくり (2) 開発等事業者による景観まちづくり (3) 市が行う景観まちづくり

所管部署

都市整備部 まちづくり推進

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

平成16年に景観法が制定されて以来、全国の自治体が景観行政団体が名乗りを上げるなか、武蔵野市では景観について特に継続的な取り組みは行ってこなかった。

一方で、市民やまちづくり組織との連携を図りながら、市内の景観資源の生かし方や望ましい景観のあり方について検討し、市民による参加や提案の機会を設けていくことが望ましいとの機運が高まりつつあった。また、まちづくり条例に基づく開発調整において、めざすべき景観像について近隣関係住民や開発事業者とイメージを共有することが難しい場面があり、まちづくり条例と併用し具体的な取組みの指針となる景観のガイドラインが必要と判断された。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

景観とは単に視覚的な眺めだけではなく、五感で感じ取る印象も要素のひとつであり、さらに人々の活動や営みもこれを構成するものと捉えると「生活環境の総合指標」であるとも言える。そこで、まず景観は人々によって共有されるものであり、多くの人々が関わって育んでいくべき市民共通の資産と位置付けている。

まちづくりを通じて、市民共通の資産である良好な景観を守り、つくり、育んでいくことが「景観まちづくり」の姿という前提のもと、市の考える景観像について市民や開発事業者との共有を目指した。

良好な景観つくることで想定される意義としては、そこに暮らす人の心に潤いや安らぎをもたらすことで生活の質を高める、文化芸術活動の誘発、観光や企業誘致等などの経済・産業面などでも重要な取り組みになる、地域の連携が強まり、市民が安心して生活することのできる将来のまちづくりにも貢献するといったことが考えられる。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

○ 開発等協議における景観協議

まちづくり条例の手続きに係る開発等事業における景観に関する協議については、景観ガイドラインに 定められた景観誘導基準に基づいて適切に行っていく。

○ 継続的な景観啓発

市民等の一人ひとりが意識・関心を持てる景観への取組みが一層進むよう、景観まちづくりに関する情報を提供するとともに、講座やワークショップ等の啓発の機会を継続的に進めていく。

	計画名称	吉祥寺グランドデザイン
	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所
	第五期長期計画・調整計画における位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	7 三駅周辺まちづくりの推進 P.56、57
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
礎	この計画が初めて策定された 時期	平成19年3月
情報		背景:吉祥寺のまちは賑わい、商業的にもなお高い地位を占めているが、近隣都市の発展などに伴いその地位は低下しつつあり、内部的にも商業業態の変化等が進行している。吉祥寺では、現在も多様な主体によりまちづくりに取り組まれているものの、それを東ねる明確な方針がなくこのままでは地位の低下が進行することも懸念される。商業的に今後とも高い地位を維持していくためには、問題に対して後追い的に対応するのではなく、将来に対する危機感を共有した上でまちづくりの確な方針を持ち、能動的にまちづくりを進めていかなければならない。本市第四期基本構想・長期計画において、「今後とも商業的に高い地位を維持するため、まちの再整備・再開発を行う。そして、このまちをさらに楽しく充実したものにするため、新たな吉祥寺の将来像(グランドデザイン)を、ハード・ソフトの両面から総合的に策定する」と示されている。目的:吉祥寺グランドデザインは商業活性化を中心課題としつつ、中長期の展望した魅力的な吉祥寺の都心形成に向けたまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、あるいは地元の商業者など、吉祥寺のまちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通の指針となることを狙うものである。
	現計画の策定時期	平成18年度(平成19年3月)
	現計画の対象期間	※2019年度中の改定に向け、平成30年5月に改定委員会が発足。
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:吉祥寺グランドデザイン委員会 策定期間:平成16年11月から平成19年1月まで(11回開催)
策定方法		武蔵野市都市計画審議会会長、前・(財)武蔵野市開発公社理事長、武蔵野商工会議所会頭、東京大学先端科学技術センター教授、前・東急百貨店吉祥寺店店長、サントリー㈱お客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト、マーケティングコンサルタント、武蔵野市商店会連合会顧問、跡見学園女子大学マネジメント学部生活環境マネジメント学科助教授、市長計10名
	市民意見の反映方法	①平成18年8月に「これまでの議論のまとめ」を公表し、意見を受け付ける(16件)とともに、意見交換会を実施した(40名)。 ②平成18年12月に「取りまとめ案」を公表し、パブリックコメントを実施した(11件)。

現計画の中身

施策の体系

吉祥寺グランドデザイン

- 1) 吉祥寺のまちづくりの基本的な方向性
- 2) まちづくりの柱と個別方針
 - (1) 商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街 商業環境と調和した居住・生活環境に係わる方針 都心アクセスに係わる方針 居住一体型の産業に係わる方針
 - (2) 巡る楽しみがある街 歩きやすい空間整備や動線整備に係わる方針 景観や緑に係わる方針 案内に係わる方針
 - (3) 上質な買物環境のある街 安全・安心なまちの環境に係わる方針 店舗構成やサービスに係わる方針
 - (4)独自の文化を育み発信する街 独自の芸術文化・生活文化に係わる方針 情報発信に係わる方針
- 3) エリアごとのまちづくりの考え方と主な取り組み方策

セントラル:商業集積と歴史性を活かした吉祥寺の顔ゾーン

ウェスト:おしゃれな個店の集まるハイセンスゾーン

イースト:ポテンシャルを活かし、新たな文化・居住スタイルを発信するゾーンパーク:井の頭公園と一体となった憩い・安らぎゾーン

- 4) まちづくりの進め方
 - (1) まちづくりを支える「ひと」づくり
 - ・まちのことを考え、まちを支える人育て・人と人との関係づくり
 - (2) まちづくりのセンター機能の強化
 - ・吉祥寺の目指すまちづくりの方向の共有・協働でまちづくりを進める体制づくり

吉祥寺の性格・まちづくりの資源

メガトレンド (社会背景) と吉祥寺の状況

吉祥寺グランドデザイン

吉祥寺のまちづくりの基本的な方向性

- (1) 「我が街・吉祥寺」
- (2) 「行ってみたい街、住んでみたい街・吉祥寺」

まちづくりの柱と個別方針

- (1) 商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街
- (2) 巡る楽しみがある街
- (3) 上質な買物環境のある街
- (4) 独自の文化を育み発信する街

まちづくりの進め方

エリアごとの まちづくり

- ・セントラル
- ・ウェスト
- ・イースト
- ・パーク

吉祥寺グランドデザインの実現に向けて

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現狀認識

計画名称

- ①吉祥寺の性格と資源
- 1) 都区部と郊外の「際」に位置し、多様な要素が共存・融合、2) 100万都市圏の中心商業地、3) 居住地としての性格があり、1) 周囲を取り囲む良質な住宅市街地と人々の暮らし、2) 回遊性が豊かで買い回りができる街場の環境、3) 井の頭公園を中心とする自然環境、4) 歴史、文化という魅力や資源がある。
- ②社会背景と吉祥寺の状況
- 1)人口減少時代における持続可能なまちづくりの要請、2)近隣都市の発展と人々の購買行動の変化、3)地域の個性をベースとした都市観光・都市間交流の時代の到来、4)身近な生活環境における安全・安心・快適への意識の高まり、5)環境に対する社会的要請の高まりといった社会背景と吉祥寺の状況がある。

課題認識

吉祥寺では、現在(当時)も多様な主体によりまちづくりに取り組まれているものの、それを東ねる明確な方針がなくこのままでは地位の低下が進行することも懸念される。商業的に今後とも高い地位を維持していくためには、問題に対して後追い的に対応するのではなく、将来に対する危機感を共有した上でまちづくりの明確な方針を持ち、能動的にまちづくりを進めていかなければならないという認識をした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本方針

- ①商業と人々の生活が一体となった「我が街」としての成熟
- ②「行ってみたい街」「住んでみたい街」としての広域的な魅力の維持・創出と都市観光の推進これらの視点にたち、吉祥寺の独自性を活かしたまちづくりを進めるため、(1)商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街(2)巡る楽しみがある街(3)上質な買物環境のある街(4)独自の文化を育み発信する街をまちづくりの柱とする。

理由

社会背景の変化を受け、吉祥寺の商業地としての地位の低下や街の性格の変化が生じている。能動的にまちづくりに取り組まなければ、この傾向はさらに進行すると考えられる。吉祥寺が今後とも高い地位を維持していくために、吉祥寺ならではの個性を活かした商業環境作りに取り組む必要があるため。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ○南口周辺の地区再編(駅前広場整備、周辺再開発等)
 - 南口駅前広場の整備を着実に進めると共に周辺街区のリニューアルに向けた取組みを進めていく。
- ○セントラル地区の更新 (ハモニカ横丁のまちづくり、回遊の拠点となる広場整備)
- 防災性の向上、マーケットの雰囲気の継承等を考慮したハモニカ横丁の更新の検討、回遊の中心となる広

場整備の研究を進めていく。

なお、「吉祥寺グランドデザイン」の策定から約11年が経過したことによる社会状況の変化、消費行動の多様化など吉祥寺を取り巻く様々な課題へ対応するため、時点修正を行うと共に、30年後の吉祥寺の将来像をわかりやすく共感・共有しやすいものとするため、2019年度の改定に向け改定委員会、ワークショップ、庁内調整会などにより議論を重ねる。

	計画名称	進化するまち「NEXT―吉祥寺」プロジェクト 一吉祥寺グランドデザイン推進計画―				
	所管部署	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	分野	V 都市基盤				
	該当施策名及び該当ページ	7 三駅周辺まちづくりの推進 P.56、57				
	根拠法等の有無及びその名称	なし				
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	吉祥寺グランドデザイン				
情	この計画が初めて策定された時期	平成22年 3 月				
	計画策定の背景・目的	本市では、近年激化する都市間競争の中で、今後とも吉祥寺が魅力を発揮し続けるため、課題の中心を、近年激化する都市間競争の中での商業活性化としつつ、中長期を展望した吉祥寺の都心形成に向けたまちづくりの方針を示すにあたって、行政のみならず地元商業者や企業などの関係主体による取組みの共通の指針とすることを目的とした「吉祥寺グランドデザイン」を策定し(平成19年3月)、これまでさまざまな施策を着実に進めてきている。しかし、吉祥寺駅舎の改良事業や吉祥寺の発展の一翼を担ってきた大型店の撤退など社会経済状況は変化しようとしている。このような状況変化を捉えた上で、今後とも吉祥寺の魅力の維持・向上していくため、「吉祥寺グランドデザイン」を踏まえた目指すべきまちづくりの視点を改めて整理し、個々の事業や施策の関連性をまとめながら、地域の多様な主体が協働となって、一体的かつ段階的に取組むためのまちづくりの進め方を実行計画(前期)・展望計画(後期)として示す計画を策定した。				
	現計画の策定時期	平成21年度(平成22年3月) ※平成26年3月に「実施状況と後期計画」発表。				
		平成21年度〜平成35年度 ※吉祥寺グランドデザインの改定を2019年度中に予定しており、引き続き本計画も 改定を行う予定。				
	策定方法 (策定主体·期間等)	吉祥寺まちづくり推進委員会(庁内組織)において平成21年度検討し、策定。				
策定方法	策定委員の構成					
	市民意見の反映方法	素案に対してパブリックコメントを実施した(5名 22件)				

1 整備方策の抽出

- (1) 協働による持続的な取組み
- ・都市観光の推進
- ・魅力あるテナントの導入
- ・まちの快適化の推進
- ・自転車駐車場対策(買物用・通勤通学用)
- ・荷捌き車両対策
- ・都市の持続性や環境への取組み
- ・歴史的資源や文化資源の活用
- ・まちのルールづくり (まちづくり憲章等)

(2) フェーズ1駅に関する取組み

■前期

- · J R 吉祥寺駅改良
- ・京王吉祥寺駅ビル建替え
- 南北自由通路整備
- ・駅周辺の歩き方マップ・サインの充実、駅周辺の将来像のPR
- ・南口駅前広場整備・交通体系の見直し (駅周辺)

■後期

・北口駅前広場の機能更新

(3) フェーズ2まちの軸に関する取組み

■前期

- 市道第298、299号線の整備
- ・市道第190号線の整備
- ・七井橋通り(市道第151号線)の整備

■後期

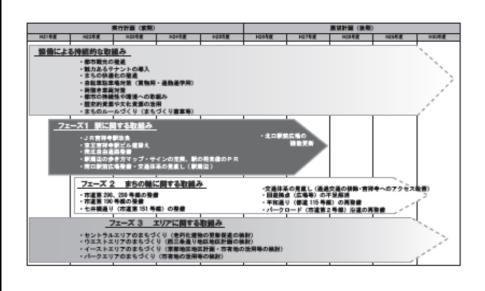
- ・交通体系の見直し (通過交通の排除・吉祥寺へのアクセス改善)
- ・回遊拠点(広場等)の不足解消
- ・平和通り(都道115号線)の再整備
- ・パークロード(市道第2号線)沿道の再整備

(4) フェーズ3エリアに関する取組み

- ・セントラルエリアのまちづくり(老朽化建物の更新促進の検討)
- ・ウエストエリアのまちづくり (西三条通り地区地区計画の検討)
- ・イーストエリアのまちづくり(東部地区地区計画・市有地の活用等の検

討)

- ・パークエリアのまちづくり (市有地の活用等の検討)
- 2 取組みスケジュール



T 回 施策の体系 P

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

|「吉祥寺グランドデザイン(平成19年3月)」策定以降、吉祥寺を取り巻く状況は大きく変化しようとして |いる。

(1) JR東日本・京王電鉄による駅改良事業

駅は、南と北を結ぶまちの結節点であり、回遊の起点であるまちの玄関口としての機能を併せ持っていることから、駅改良工事期間中は駅からまちへの動線が複雑化することにより、駅利用の来街者減少が懸念される。

(2) 大規模店舗の改修等

「吉祥寺らしさ」と謳われてきたまちの要素である、複数の大型店舗の改修等が予定されている。

(3) 社会経済情勢の変化等

平成20年9月のリーマン・ショック以降、経済情勢は依然厳しく、市の財政も厳しい状況が続いている。また、社会的な現象として、少子高齢化が依然進行している状況にある。

今後とも吉祥寺が魅力あるまちであり続けるためには、吉祥寺の魅力の維持・向上を図る施策の展開が必要である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

基本方針: 吉祥寺グランドデザインにおいて示されたまちづくりの推進

コンセプト: 吉祥寺グランドデザインを推進し、高い商業競争力や良質な居住環境を維持・向上するため、「安全で歩いて楽しいまち」というコンセプトを設定。

上記の「安全で歩いて楽しいまち」というコンセプトを十分に踏まえた上で、「回遊性の充実」と「安心安全の向上」を目指したまちづくりを展開していく。

取組み:多様な関係主体によりソフト施策を積極的に推進する。また、施策の選択と集中を図るとともに、 ソフト・ハード両面の施策により、駅・軸・エリアの整備を組み合わせて実行計画(前期)・展望計画(後期)として示し段階的(フェーズ)に進める。

理由:能動的にまちづくりに取組み、吉祥寺ならではの個性を活かした商業環境の形成を図ることを目指す 吉祥寺グランドデザインは、激化する都市間競争のなかでまちの魅力が今後とも維持・向上していくために 必須である。そこで、「吉祥寺グランドデザイン」を推進していくために、地元商業者・企業・地域住民・ 行政などの地域に係わる多様な関係主体が協働しながら、一体的かつ段階的にまちづくりに取り組むことが できるよう、その方向性、進め方を示すため本計画を策定した。

重点的な施策・事業

- ■セントラルエリアのまちづくり
- ・防災性の向上や「吉祥寺の顔ゾーン」としてのまちの雰囲気づくりなどの観点から、老朽化した建物の リニューアルや共同ビル化の誘導等の方策を推進する。
- ■ウエストエリアのまちづくり
- ・安全で快適な歩行空間・買物空間の形成等、商業地と住宅地が調和・融合した複合市街地の形成に向け、誘導や規制・緩和等を含めたまちづくり手法を検討する。
- ■イーストエリアのまちづくり
 - ・環境浄化の取組みを着実に進めるとともに、新たな魅力向上に向けた方策を検討する。
 - ・暫定自転車駐車場を含む市有地の利活用・事業化の方策を検討し、早期整備を目指す。
- ■パークエリアのまちづくり
- ・市全体におけるホール機能のあり方を検証するとともに、エリアの課題解決を視野に入れ、公会堂を含めた面的な整備の可能性を検討する。
- ・井の頭恩賜公園の雰囲気を感じられる商業地と居住地の調和・融合した複合市街地の形成に向け、公園へのアクセス強化を含めた歩行者空間の整備方策を検討する。

	計画名称	武蔵野市自転車等総合計画				
	所管部署	都市整備部 交通対策課				
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり				
	 分野 	V 都市基盤				
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P.51				
	根拠法等の有無及びその名称	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第7 条【努力義務】				
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市市民交通計画				
	この計画が初めて策定された時期	平成7年				
	計画策定の背景・目的	 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」及び「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」に基づき、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため定めたものである。 ・自転車に係わる道路交通環境の整備や交通安全活動の推進等についても定め、自転車等の利用に関する現状と課題から、自転車環境の整備方針や安全利用の方策を総合的に示したものであり、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、連携して、放置自転車のないまちづくりを目指し、自転車の利便の促進に資することを目的とする。 				
	現計画の策定時期	平成27年度(平成27年4月)				
	現計画の対象期間	平成27年度~平成31年度				
	策定方法 (策定主体·期間等)	 ・市交通対策課による策定 ・平成26年度、武蔵野市自転車対策協議会(※)への意見聴取を経て、 武蔵野市自転車等総合計画(素案)を公表し、意見を募集した後、 平成27年4月に策定した。 ※自転車等駐車対策協議会 市議会議員、学識経験者、行政機関 事業者・業界代表、市民代表、市職員 				
策定方法	策定委員の構成					
	市民意見の反映方法	平成27年2月13日から2月23日まで、パブリックコメントを実施し、3件の意見が寄せられた。				

【基本理念】 自転車等利用者の高いモラル・マナーと受益者負担原則を背景に、 秩序ある駐輪を実現するとともに、だれもが安全かつ快適に利用できる 自転車環境の整備を推進する。 地域公共交通を重視し、自転車を適正にコントロールするため、 自転車等利用・施設整備・放置自転車対策の 3つの視点から具体的な施策を推進する。 自転車等利用に関する 放置自転車対策に関する 施設整備に関する方針 方針 方針 ・整備目標台数に向けた ・関係主体の協働による ・放置自転車対策の強化 駐輪場の整備 推進 駐輪場への誘導対策① 現 ・安全利用講習会の開催 ・恒久的な駐輪場の確保 短時間無料制度の推進 計 と認定者優先制度の継 画 施策の体系 ・駅前の交通輻輳を回避 ・駐輪場への誘導対策② ഗ する駐輪場の配置計画 駐輪場の有効活用 中 ・走行環境整備の推進 身 ・駐輪場の整備・管理に ・共用自転車システムの ・自転車走行空間ネット 民間等専門機関を活用 継続 ワーク計画の策定 · 原付駐車場整備 放置自転車の再利用 ・有料駐輪場への一元化 エリアバランスへの 配慮 ・使用期間等の導入によ る制度の統一 ・行政以外の主体による 駐輪場整備の推進 ・ 市外料金の導入 (付置義務、大規模 開発等)

計画名称 武蔵野市自転車等総合計画 ┃計画期間 平成27年度~平成31年度 ┃所管部署┃ 都市整備部 交通対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

自転車利用の範囲、利用経路や交通事故の状況、駅周辺の駐輪場の収容可能台数と停留台数、 放置自転車台数などの現状を踏まえ、以下のような課題を認識した。

- ・自転車に関連する交通事故が多い
- ・自転車利用ルールの徹底・マナー向上
- ・ 走行環境の整備
- 駐輪場の不足
- ・使用期間等の導入による制度の統一
- ・市外料金の導入による制度の統一
- ・民間駐輪場整備への指導(附置義務、大規模開発時)
- ・民間駐輪場整備に対する助成制度の推進
- ・放置自転車対策の強化(商店会との連携強化)
- ・利用形態に合った駐輪場の運営への改善

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

自転車に関係する主体がそれぞれの役割と責務を果たし、連携して、放置のないまちづくりを目指し、自転車の利便の促進に資することを目的とする。

- ・自転車の利用に関すること (安全利用講習会の開催、走行環境整備の推進など)
- ・施設整備に関すること (整備目標台数に向けた駐輪場整備、恒久的な駐輪場確保、行政以外の主体による駐輪場整備の推進等)
- ・放置自転車対策に関すること (放置自転車対策の強化、駐輪場への誘導対策(短時間無料制度、有効活用)等)

重点的な施策・事業

- ・自転車の利用に関すること 安全利用講習会の開催、走行環境整備の推進などにより、自転車関連事故件数の減少を目指す
- ・施設整備に関すること 整備目標台数に向けた駐輪場整備、恒久的な駐輪場の確保、行政以外の主体による駐輪場整備の推進
- ・放置自転車対策に関すること 放置自転車対策の強化、駐輪場への誘導対策(短時間無料制度、有効活用)等

計画名称	第10次武蔵野市交通安全計画			
所管部署	都市整備部 交通対策課			
第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	なし			
分野	なし			
該当施策名及び該当ページ	なし			
根拠法等の有無及びその名称	交通安全対策基本法 第26条【努力義務】			
上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第10次東京都交通安全計画			
この計画が初めて策定された 時期	昭和46年			
計画策定の背景・目的	第10次武蔵野市交通安全計画は、第10次東京都交通安全計画に基づくとともに、 蔵野市の交通基本計画である「第3次武蔵野市市民交通計画」との整合性を図っ 一体化した。			
現計画の策定時期	平成28年度(平成28年10月)			
現計画の対象期間	平成28年度~平成32年度			
策定方法 (策定主体·期間等)	武蔵野市交通安全対策会議			
策定委員の構成	 ・武蔵野市長 ・東京労働基準局三鷹基準監督署長 ・警察庁武蔵野警察署長 ・武蔵野市教育委員会教育長 ・東京消防庁武蔵野消防署長 ・東京都北多摩南部建設事務所長 ・市の職員のうちから市長が指名する者 			
市民意見の反映方法	本計画が統合されている「第3次武蔵野市市民交通計画(平成28年修正)」を策定する際、平成28年7月1日から7月14日までパブリックコメントを実施した。			

垷
計
ĒΙ
画
$\overline{}$
0)
中
•
身

【背景と施策の方向】

- ①第10次武蔵野市交通安全計画の目標
- ②交通安全施策の方向
- (1) 道路交通環境の整備
 - ①道路等の整備
 - ②交通安全施設等の整備
 - ③安全・安心な生活道路の構築
 - ④渋滞対策
 - ⑤駐車施設の整備・拡充
 - ⑥公共交通機関への乗り換えの促進
 - ⑦その他の道路交通環境の整備
- (2) 交通安全意識の普及及び徹底
 - ①段階的・体系的な交通安全教育の推進
 - ②地域における交通安全意識の高揚
 - ③交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化
- (3) 道路交通秩序の維持
 - ①駐車秩序の維持
 - ②指導取締りの強化
- (4) 安全運転と車両の安全確保
 - ①安全運転の確保
 - ②自転車の安全性の確保
- (5) 救助・救急体制の整備
 - ①救助・救急体制の充実
 - ②救急医療体制の整備
- (6)被害者の支援
 - ①交通事故相談業務の充実
 - ②自動車損害賠償責任保険等の加入促進
- (7) 災害に備えた道路交通環境の整備等
 - ①災害に強い交通施設等の整備
 - ②災害への備え等
 - ③災害発生時における交通規制と救助体制
 - ④大規模事故時等の交通安全の確保等

施策の体系

計画名称 第10次武蔵野市交通安全計画 ┃計画期間 平成28年度~平成32年度 ┃所管部署 都市整備部 交通対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・市内の交通事故の発生件数、交通事故死者、負傷者数は平成14年度をピークとして、平成26年度に一時増加したが、全体的には減少傾向にある。
- ・交通事故の全体の件数は減少しているが、高齢者の交通事故件数はほぼ横ばいであるため、高齢者の事故の割合は年々増加している。
- ・二輪車、自転車の事故も減少傾向であるが、自転車が関与した事故が全事故件数に占める割合は、平成27年度で約50パーセントと高い割合を占めている。自転車は、環境にやさしく身近で便利な移動手段として多くの人々が活用しているが、自転車利用のマナーやルール遵守について問題視されており、自転車の安全利用の総合的な推進に努める必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

人命尊重の理念に立ち、各機関が連携、協力して各施策を着実に推進していくとともに、市民の交通安全に関する自助、共助の取組みを支援することにより交通事故が減少するよう努める。交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない安心・安全な都市の実現を目指す。当面、第10次東京都交通安全計画が掲げる目標である「平成32年度までに年間の道路交通事故死者数を125人以下とする」ことを受け、過去5年の東京都全体の交通事故死者数に占める本市の割合を考慮し、「本市における年間の交通事故死者数をゼロとする」とともに、負傷者数の減少を目指す。

また、今後、高齢化が急速に進展していく中、高齢者の事故減少を図ることには困難が伴うが、交通安全諸対策を推進することにより、「本市における高齢者の道路交通事故死者数ゼロ」を目指す。

重点的な施策・事業

- ・高齢者の交通安全の確保
- 二輪車事故の防止
- ・自転車の安全利用の推進

	計画名称	第3次武蔵野市市民交通計画(平成28年度修正)
	所管部署	都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	 分野 	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P.51
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成7年度
	計画策定の背景・目的	市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフトおよびハードの両面から指針及び施策体系を示すことを目的とする。
	現計画の策定時期	平成22年度(平成23年3月)、平成28年度(平成28年10月)修正 ※交通安全計画の改定に伴い、データ等の時点修正と基本計画の実施状況を記載した
	現計画の対象期間	平成23年度~平成32年度(平成28年修正)
	策定方法 (策定主体·期間等)	市民や交通事業者等との協働の観点などから、市民、公共交通事業者、関係機関、学識経験者等で構成されている武蔵野市地域公共交通活性化協議会に、商業者、鉄道事業者を加えた「市民交通計画等分科会」を設置し、庁内組織である「市民交通計画推進委員」と相互に連携を図りながら計画案を検討し作成。
策定方法	策定委員の構成	市民交通計画等分科会 : 市民、公共交通事業者、関係機関、学識経験者等で構成されている武蔵野市地域公共交通活性化協議会に、商業者、鉄道事業者を加えた委員市民交通計画推進委員会:関係部課長
	市民意見の反映方法	平成28年7月1日から7月14日まで、パブリックコメントを実施した。

		П	1 2 3 4 5	計画見直しの背景及び趣旨 計画の目的 計画の位置付け 計画の検討体制 計画の期間 蔵野市における交通をとりまく現状 人口・高齢化の動向 交通環境
			3	交通行動
		Ш		- 本理念・基本方針
				計画の基本理念
			2	計画の基本方針
現 計		IV	基	基本計画
画	施策の体系		1	
の 中			2	交通結節点
身			3	自転車交通
			4	鉄道・バス・タクシー交通
			5	ムーバス
			6	福祉交通
			7	自動車交通
			8	道路の整備
			9	交通安全計画(第10次武蔵野市交通安全計画)
		V	計	一画の推進・検討体制
		VI	参	*考資料
			1	市民交通計画等分科会の委員・開催概要
			2	市民交通計画推進委員会の委員・開催概要
			3	武蔵野市交通安全対策会議の委員・開催概要
		I		

5 用語集

「第3次武蔵野市市民交通計画及び平成28年修正」項目対照表

計画名称 第3次武蔵野市市民交通計画(平成28年度修 計画期間 平成23年度~平成32年度(平成28年 **所管部署** 都市整備部 交通対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

人口・高齢化の動向、交通環境、東京都市圏パーソントリップ調査(平成20年実施)等により、武蔵野市における交通をとりまく現状を認識した。

- (1)10・20年前と比べ、外出する高齢者の割合は増加し、トリップ数も増加している。また、武蔵野市民の外出率およびトリップ数は近隣自治体の中で最も高い。
- (2) 鉄道駅への交通手段は徒歩・バス・自転車の割合が多い。
- (3) 10・20年前と比べ、鉄道とバスの割合が増え、自動車と二輪車が減少している。また、バスの分担率 は東京都の全市区町村で首位となっている(平成20年)。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ①楽しく抵抗感なく歩けるようにする
- ②歩行者・自転車・自動車の秩序ある共存を図る
- ③「人間優先の歩車共存」の考え方に基づいた歩行環境や道路の整備
- ④自転車の適正な利用の推進
- ⑤公共交通の利用促進による自動車からの転換促進
- ⑥ J R 中央線高架化後、吉祥寺駅改修事業終了後の交通体系のあり方の検討
- ⑦市内全域におけるハード・ソフト両面のバリアフリーの実現
- ⑧交通安全の実現及び交通安全計画の策定

重点的な施策・事業

- 1 歩行環境の整備
 - (1) バリアフリー対応型道路改修の推進
 - (2) 生活道路の整備
 - (3) 道路上の商品・看板等のはみ出しの解消
 - (4) 信号機および横断歩道の改善
 - (5) 電線類の地中化等の推進
 - (6) ベンチ・休憩施設の整備
 - (7) ポケットパーク・接道部緑化の推進
 - (8) 楽しく歩ける道のネットワークの整備
 - (9) 交通安全施設の整備
 - (10) 分煙による快適・安全な歩行環境の確保
 - (11) 公共サインの整備
- 2 交通結節点
 - (1) 駅・駅周辺の交通機能の改善
 - (2) バス・タクシー乗り場の改善
 - (3) バス降車場所の検討
- (4) 駅施設のバリアフリー化
- 3 自転車交通
 - (1) 自転車利用
 - (2) 施設整備
 - (3) 放置自転車対策

- 4 鉄道・バス・タクシー交通
 - (1) 路線バス等の利便性の向上
 - (2) 車両の低公害化
- (3) 気軽に利用できるタクシー情報の提供
- (4) 公共交通と福祉交通の間をつなぐ新しい交通サービ スの検討
- 5 ムーバス
 - (1) ムーバスシステムの確立
 - (2) ムーバスのバリアフリー化、低公害化
- 6 福祉交通
 - (3) レモンキャブ・つながり等の維持・充実
- 7 自動車交通
 - (1) 違法駐車の防止
 - (2) 荷さばき車両対策の推進
 - (3) 公共交通機関への乗り換えの促進
- 8 道路の整備
 - (1) 都市計画道路等の整備の促進
 - (2) 交通渋滞緩和のための右折車線およびバスベイの設置
 - (3) 環境に配慮した道路舗装
- 9 市民との協働による計画の推進
 - (1) 交通マナーの向上
 - (2) 自転車安全利用の推進
 - (3) 市民の協力体制の確立

	計画名称	武蔵野市地域公共交通総合連携計画		
	所管部署	都市整備部 交通対策課		
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり (武蔵野市市民交通計画の公共交通部門)		
	分野	V都市基盤		
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P.51		
	根拠法等の有無及びその名称	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条 道路運送法(昭和26年法律第183号)【努力義務】		
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市市民交通計画		
	この計画が初めて策定された 時期	平成22年 3 月		
	計画策定の背景・目的	平成7年、全国に先駆けて交通行政の体系的な計画である「武蔵野市市民交通計画」を策定し、この計画をもとに市内のバス交通空白(不便)地域の解消を目指したコミュニティバス「ムーバス」が運行され、広域幹線交通を担う路線バスサービスと合わせて、市民の移動を担ってきた。しかし一方で、路線や系統の増大によるバス交通の分かりにくさや利用のしにくさ、交通渋滞による公共交通機関の遅延、鉄道駅への交通の集中や自転車交通なども依然問題となっている。また、今後の少子高齢化の進行を見据えた公共交通の役割や機能を位置付ける計画が必要であることから、「市民交通計画」の公共交通部門として「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」を策定することとした。		
	現計画の策定時期	平成21年度(平成22年3月)		
	現計画の対象期間	平成22年度~平成32年度		
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市地域公共交通活性化協議会 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく、市民、学 識経験者、交通通管理者、行政等で組織) 交通事業分科会		
策定方去	策定委員の構成	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民または利用者、関東運輸局 長またはその指名する者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組 織する団体、学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認める者、交通管 理者、道路管理者、武蔵野市長またはその指名する者、武蔵野市会計管理者		
	市民意見の反映方法	・市民委員等の参画 ・バス交通に関する市民アンケート調査(日常生活における外出行動調査) ・路線バス利用者アンケート調査		

序論 (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の期間 (3) 計画の区域 (4) 計画の位置付け 1 武蔵野市の公共交通の課題 (1) 市内公共交通の共通の課題 (2) 路線バス (3) ムーバス (4) タクシー (5) レモンキャブ・つながり 2 計画の基本方針 (1) 計画の目標 (2) 基本的な考え方 (3) 「武蔵野市」方式の公共交通の取組み方針 3 事業の概要及び事業の実施主体 現 計 (1) 「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす (2) 「信用・信頼され、好感を持たれる公共交通」をめざす 施策の体系 (3) 「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす の 中 4 参考資料 身 (1) 武蔵野市の人口構成と将来人口 (2) 市民の日常生活における外出行動 ~バス交通に関する市民アンケート調査結果より~ (3) ムーバス1~7号路線の検証 (4) 昼間時間帯の路線バスの利用実態 ~路線バス利用者アンケート調査結果より~ (5) 吉祥寺地区におけるタクシーの状況 (6) 交通事故の発生状況 (7) 検討体制

計画名称 | 武蔵野市地域公共交通総合連携計画 | 計画期間 | 平成22年度~平成32年度 | **| 所管部署 |** 都市整備部 交通対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

武蔵野市は、全国でも有数の人口密度と吉祥寺という首都圏を代表する商業集積地を有する都市である。 人やもの・情報が集まることによる便利さ・豊かさが生まれる一方、それらを享受するための市民の移動手 段や歩行環境の改善が課題となってきた。平成7(1995)年、全国に先駆けて交通行政の体系的な計画である 「武蔵野市市民交通計画」を策定し、この計画をもとに市内のバス交通空白(不便)地域の解消を目指したコ ミュニティバス「ムーバス」が運行され、広域幹線交通を担う路線バスサービスと合わせて、市民の移動を 担ってきた。

しかし一方で、路線や系統の増大によるバス交通の分かりにくさや利用のしにくさ、交通渋滞による公共 交通機関の遅延、鉄道駅への交通の集中や自転車交通なども依然問題となっている。また、今後の少子高齢 化の進行を見据えた公共交通の役割や機能を位置付ける計画が必要であることから、「市民交通計画」の公 共交通部門として「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」を策定することとした。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

市民交通計画の目標「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現」と6つの基本理念を公共交通部門で実現するために、次のような公共交通をめざすこととする。

- ①「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす
 - ・分かりやすさ 一 初めて利用する人でも迷わないで乗れるようにする
 - ・利用しやすさ ― 日常の外出(買物、通院、通勤・通学等)で気軽に利用できるようにする
- ②「信用・信頼され、好感を持たれる公共交通」をめざす(品質の保証)
 - ・正確で確実な公共交通サービスを提供する
 - ・安全・安心に貢献し、生活の一部として頼られる公共交通サービスを提供する
 - ・好感を持たれるような公共交通のイメージをつくる
- ③「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす
 - ・地球温暖化への影響が少ない公共交通の利用を開発・促進する
 - ・経済・社会的に継続(自立)できる仕組みをつくる
 - ・交通まちづくりとして公共交通を継続・発展させる

重点的な施策・事業

- ①「分かりやすく、利用しやすい公共交通」をめざす
 - (1) 公共交通の情報提供の改善
 - (2) 公共交通の乗場・待合環境の整備
 - (3) ムーバスのサービス水準向上に向けた改善・充実
 - (4) 近距離区間・昼間時間帯の路線バスの利用促進策
 - (5) 気軽に利用できるタクシー・サービス
- ②「信用・信頼される公共交通」をめざす
 - (1) 公共交通の走行環境の改善
 - (2) 公共交通機関のイメージ向上策
 - (3) 安心と安全を提供する交通サービス
- ③「環境・経済・社会的に持続可能な公共交通」をめざす
 - (1) まちづくり施策と連携施策
 - (2) 継続的な運行改善及び、検討・推進体制の整備
 - (3) 広報・PR活性化による公共交通の利用促進策

	計画名称	武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画
	所管部署	都市整備部 交通対策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P51
	根拠法等の有無及びその名称	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第4 条、第7条【努力義務】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市自転車等総合計画
	この計画が初めて策定された時期	平成29年
	計画策定の背景・目的	平成24年11月に、国土交通省と警視庁において「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月一部改定)が策定され、平成25年には道路交通法が改正された。このような状況のなか、本市においても歩行者・自転車・自動車が共存できるよう、自転車の走行環境整備といったハード面と、広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面の両面から、本市の実情に即した自転車走行環境づくりを推進するために、「自転車走行環境づくり推進計画」を策定した。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成29年4月)
	現計画の対象期間	平成29年度~
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	 ・市交通対策課による策定 ・平成28年度、武蔵野市自転車対策協議会(※)への意見聴取を経て、 武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画(素案)を公表し、意見を募集した後、 平成29年4月に策定した。 ※自転車等駐車対策協議会 市議会議員、学識経験者、行政機関 事業者・業界代表、市民代表、市職員
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	平成28年2月15日から2月27日まで、パブリックコメントを実施し、5件の意見が寄せられた。

現計画の中身

施策の体系

【基本理念】

- ・利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 ・自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発
 - ・歩いて楽しいまちづくりの推進

自転車走行空間整備等のハード面、交通ルール やマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面の両面ソフト面である「はしる」「まもる」「とめる・おりる」の3つの視点から具体的な施策を推進する。

「はしる」 自転車走行空間整備の 推進

・「安全で快適な自転車 利用環境創出ガイドライ ン」に基づき、自転車走 行空間整備する。

(整備が困難な場合に は、車道左側における法 定外表示の活用)

- ・市内の主要幹線道路の 多くは、都道であること から、都や関係する機関 等と協議を進める。
- ・自転車事故が多発して いる交差点箇所につい て、地元住民や学校など との連携を強化し、危険 個所を共有することで交 差点での交通事故防止に つなげる。

「まもる」 自転車に関する 安全教育の充実

- ・市外からの乗入も多い ことから、市域に限り ず、市内で自転車利用する市外の企業や学校に対 しても、積極的に働きか けを行い、近隣区市との 連携も強化する。

「とめる・おりる」 歩行者を重視した自転車 利用のあり方への転換

- ・歩行者を重視した安全 で楽しい楽しい歩行空間 づくりを推進するため、 自転車駐車場は駅から一 定程度離れた場所に配置 する。
- ・自転車の通行を禁止する運用などについても検討を進める。

- 131 -

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

自転車利用の範囲、利用経路や交通事故の状況、駅周辺の駐輪場の収容可能台数と停留台数、 放置自転車台数などの現状を踏まえ、以下のような課題を認識した。

- 自転車利用が多い
- ・市外からの利用が多い
- ・主要幹線道路での自転車交通量が多い
- ・自転車に関連する交通事故が多い
- ・自転車関与の事故が多い

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

歩行者・自転車・自動車が共存できるよう、自転車の走行環境整備といったハード面と、広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面の両面から、本市の実情に即した自転車走行環境づくりを推進するために、「自転車走行環境づくり推進計画」を策定した。

- ・自転車走行空間整備の推進に関すること (安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車走行空間整備など)
- ・自転車安全教育の充実に関すること (自転車安全利用講習会の充実、出張型講習による学校・企業との連携など)
- ・歩行者を重視した自転車利用のあり方への転換に関すること (駅から一定程度離れた場所に自転車駐車場を配置、商店街と連携した自転車押し歩きエリアの設定など)

重点的な施策・事業

- ・自転車走行空間整備の推進に関すること (安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車走行空間整備など)
- ・自転車安全教育の充実に関すること (自転車安全利用講習会の充実、出張型講習による学校・企業との連携など)
- ・歩行者を重視した自転車利用のあり方への転換に関すること (駅から一定程度離れた場所に自転車駐車場を配置、商店街と連携した自転車押し歩きエリアの設定など)

	計画名称	武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版(平成28~32年 度)
基礎情	所管部署 	都市整備部 住宅対策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	6 住宅施策の総合的な取組み P.55
	根拠法等の有無及びその名称	なし
		東京都住宅マスタープラン
	この計画が初めて策定された時期	平成7年度
	計画策定の背景・目的	第三次住宅マスタープラン(平成23~32年)に位置づけられた基本理念や目標に基づき、多様な世代・世帯に適応する住まいづくり(高齢者等の居住安定への支援等)、質の高い住まいと住環境づくり(集合住宅への支援等)、安全・安心な住まいづくり(安全性の高い住まいに向けた支援等)、環境に配慮した住まいづくり(環境に配慮した住まいづくりへの支援)等の施策を実施してきた。平成29年2月には、計画策定から5年経過したことや国や都の住宅施策の動向等の近年の社会情勢の変化を踏まえて改訂版を発行した。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成29年2月)
	現計画の対象期間	平成28年度~平成32年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:第三次住宅マスタープラン策定委員会検証委員会 策定期間:平成28年5月から平成28年10月(計4回開催)
策定方法	策定委員の構成	建築分野2人、学識経験者1人、福祉分野2人、不動産分野1人、行政1人(計7人)
	市民意見の反映方法	平成28年12月1日から15日まで、中間見直し案についてパブリックコメントを実施 した。

施策の体系

- ■多様な世代・世帯に適応する住まいづくり
 - ◇高齢者や障害者の居住安定への支援
 - ①住み替え支援制度の促進
 - ②住宅の供給安定支援と入居支援の充実
 - ③住宅のユニバーサルデザイン化の促進
 - ◇ファミリー世帯の居住安定への支援
 - ①居住安定化に向けた支援
 - ②住み替え支援制度の創設(再掲)
 - ◇多様な共同居住の普及に向けた支援
 - ①多様な共同居住の普及に向けた取り組み
 - ◇重層的な居住のセーフティネットの構築
 - ①居住セーフティネットの構築
 - ②市営住宅・福祉型住宅の適切な管理及びあり方の検討
- ■質の高い住まいと住環境づくり
 - ◇住宅ストックとしての空家の適切な管理と利活用の促進 ①管理不全空き家に対する対策の実施
 - ②管理不全空き家の予防と空家の利活用についての検討
 - ◇良質な民間住宅の供給誘導
 - ①質の高い住まいづくりの促進と情報提供の充実
 - ②まちづくり条例等による居住水準向上への指導
 - ③長期優良住宅の普及促進
 - ④住宅性能表示制度の普及促進
 - ◇集合住宅の質の確保と維持・管理、再生への支援
 - ①分譲マンションの維持・管理及び再生への支援
 - ②集合住宅への適切な指導
 - ③集合住宅の実態把握と情報の共有
 - ④集合住宅のコミュニティ形成に向けた支援
 - ◇良好な住環境の形成に向けた支援
 - ①住みたい街としての魅力発信
 - ②緑豊かな住環境の維持と創出
 - ③地域の特性に応じた住まい等のルールづくりへの支援
 - ④良好な居住環境形成に向けた対応
- ■安全・安心な住まいづくり
 - ◇安全性の高い住まい・地域づくりに向けた支援
 - ①住宅の耐震化促進等による地域の安全性の向上
 - ②住宅の安全性の向上
 - ③防災性・防犯性の高い住環境づくりへの支援
 - ④災害などへの対策の推進
 - ◇住宅に必要な最低限の質の確保
 - ①違反建築や欠陥住宅の予防への取組み
 - ◇健康に暮らせる住まいづくりへの支援
 - ①健康に暮らせる住まいづくりへの支援
- ■環境に配慮した住まいづくり
 - ◇環境に配慮した住まいづくりへの支援
 - ①環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進
 - ②住宅の長期使用

計画名称 武蔵野市第三次住宅マスターブラン改訂版 計画期間 平成28年度~平成32年度 所管部署 都市整備部 住宅対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

社会情勢や国及び都の住宅政策の方向性、住宅事情等を踏まえ、第三次住宅マスタープランの施策体系に基づき実施した主要な住宅施策とその実績を評価した。

その評価や社会状況等を踏まえ、これまで展開してきた施策を着実に実行するとともに、新たに住宅ストックとしての空家の適切な管理促進と利活用の検討を進め、更に高齢者の居住安定支援、子育て若年ファミリー世帯への居住安定支援、良質なマンションストックの形成促進を重点的に取り組む必要性を認識した。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ■基本理念 「豊かな住環境の中で、支え合いながら、にこやかに暮らしていける 住生活の実現」
- ■目標 良好な住環境を次世代に引き継ぎ、住みやすいまち、安心して住み続けることができるまちとして発展していくために、次のとおり目標を設定。
- 誰もがいきいきと住み続けられる住まいづくり。
- ・緑豊かでゆとりのある地域の特性を活かしたまちづくり。
- ・安全で人と環境にやさしい良質な住まいづくり。
- ■施策展開の基本的な考え方
- ・まちづくりや福祉・医療等の関係分野との連携を強化し、総合的な住宅政策として展開する。
- ・適切な住宅の確保などに対し、間接的な支援と誘導策を展開する。
- ・地域の特性を踏まえ、良好な住環境を維持・形成する。

改訂版においても、基本理念、目標、施策展開の考え方に変更はない。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

改訂版の重点施策の展開方針

- ・高齢者世帯や障害者世帯の居住安定への支援
- ・ファミリー世帯の居住安定への支援
- ・住宅ストックとしての空家の適切な管理と利活用の促進
- ・集合集宅の質の確保と維持・管理、再生への支援

	計画名称	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画
	所管部署	都市整備部 住宅対策課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	6 住宅施策の総合的な取組み P.55
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第三次住宅マスタープラン
	この計画が初めて策定された 時期	平成25年度
	計画東定の有京・日的	武蔵野市では110戸の市営住宅(公営住宅・改良住宅)と181戸の福祉型住宅(公営住宅・非公営住宅)を管理している。 安全で快適な住まいを長きにわたり確保するため、適正な維持管理により既存の公営住宅等を有効に活用できる中長期的な維持管理計画を策定し、標準修繕周期に配慮した定期点検及び予防保全的な改善や修繕工事を実施することで、既存住宅の長寿命化を図る。 また、長寿命化により更新コストを縮減することで財政負担を平準化し、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とする。
	現計画の策定時期	平成25年度
	現計画の対象期間	平成25年度~平成34年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	市住宅対策課による策定
策定方法	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	

■長寿命化のための維持管理計画 (1) 計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容 (2) 長寿命化のための維持管理による効果 (3) ストック活用計画	画 の 施策の体系	(1) 計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容(2) 長寿命化のための維持管理による効果
---	-----------------	--

計画名称│武蔵野市公営住宅等長寿命化計画┃計画期間│ 平成25年度~平成34年度 ┃所管部署│ 都市整備部 住宅対策課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

平成15年度に「武蔵野市市営住宅ストック総合活用計画」(2003~2012)を策定し、活用手法の選定結果で建替えとなった北町第一住宅及び西久保住宅について、平成19年度に北町第一住宅、平成21年度に桜堤住宅の新設と併せて西久保住宅の用途廃止を実施した。

また、関前住宅及び北町第二住宅は、すでに耐用年数の2分の1を経過しているが、ストック計画の2次判定結果より「改善」を選定し、各種改良工事を実施した。これらの住宅にはエレベーターやスロープはないが、昨今の財政状況から市営住宅維持管理費縮減が求められており、現状では対処療法型の修繕に頼らざるを得ない状況となっている。

今後、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な運営と更新コストの縮減を目指すため、予防保全的な維持管理を推進することにより住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げていくことが重要な課題となっている。

また、公共施設等総合管理計画(平成29年2月)において、効果的な管理運営に努めるとともに、適切な量と質の住宅が確保されるよう、民間借り上げ方式等、施設のあり方についても検討を行い、市営住宅の整備計画を平成32年度末までに策定することとなっており、その中で長寿命化計画の見直しを行うこととしている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ・管理する公営住宅等の整備、管理データを住棟単位で整理する。
- ・市営住宅の定期点検及び予防保全的な維持管理を実施し、住棟単位の修繕履歴を整備する。
- ・借り上げ住宅において、共有部分の不具合が発見された場合は所有者へ報告する。また、所有者が計画的 に維持管理を行っているかを定期的に確認する。
- ・予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・需要と将来に渡る費用対効果を見定めながら、適切な運営を実施する。

重点的な施策・事業

- ・標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行う。
- ・浴室給湯設備及び台所給湯設備の設置により、居住性を向上する。(北町第二住宅、関前住宅)
- 手摺りの設置により、バリアフリーへ対応する。(北町第二住宅)
- ・維持、改善のための改修工事を行い、長寿命化を図る。

	計画名称	道路総合管理計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	2 都市基盤の更新 P.51
	根拠法等の有無及びその名称	なし
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	公共施設等総合管理計画
基礎情	この計画が初めて策定された時期	平成29年度
報	計画策定の背景・目的	1)背景 (1) 高度経済成長期に一斉に整備された道路施設の老朽化 ・昭和30~40年代の急激な人口増加による都市化へ対応するため、他市に先駆けて 道路整備 (2) 笹子トンネル天井板落下事故を契機として道路管理者の責務が拡大 ・道路ストック総点検の実施要請(平成25年2月) ・道路法改正によるトンネルや橋りよう等の重要構造物の点検義務化(平成25年6月) ・社会資本整備総合交付金交付要綱の改正(平成28年4月) 等 (3) 自治体を取り巻く状況の変化 ・厳しい財政運営、地域課題や市民ニーズの多様化・複雑化、技術の高度化、 技術系職員の減少 等 2)目的 将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、今後の道路管理 の方向性や取組みについて定めることを目的とします。
	現計画の策定時期	平成29年度(平成30年3月)
	現計画の対象期間	平成30年度~平成39年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	 ・策定主体 道路課で策定 ・策定期間 平成27~28年度 基礎調査 平成29年度 計画策定
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	パブリックコメントを実施(平成30年1月15日〜29日)

現計画の中身

【管理方針】

- ・効果的な道路管理を実現し、ソフト・ハード両面から総合的な施策を展開することにより、将来にわたって、安全・安心な道路サービスを提供する。
- ・管理方針の実現に向け、「計画的」「効率的」「持続的」な道路管理の3つの視点に基づき、事業に取組む。
- ・様々な社会的要請を踏まえ、「コスト削減」だけでなく、「品質」の視点にも配慮して取組む。

【管理方針の実現に向けた取組み】

- 1) 計画的な道路管理
- (1) 長期的見通しの明確化

将来事業費の推計による最適な管理方法の選択や、計画的な事業推進により、事業費の削減と平準化を行う。

(2) 予防保全型の維持管理

定期的に点検し、施設が損傷する前に対処。定期点検対象の施設の拡大。

(3) 情報基盤の整備

情報の利活用方法や収集・記録方法を決定し、管理台帳の再整備。

- 2) 効率的な道路管理
- (1) 道路施設の優先度の明確化

各施設の重要度に応じて、メリハリのある道路管理を行う。

(2) 発注方法の検討

整備仕様の標準化や新たな発注方法の導入可能性の検討等を行う。

(3) 新技術の積極的な活用

ICT等の新技術の積極的な活用について検討する。

(4) 占用企業との連携

道路内に埋設している電気・ガスなどの占用企業と協力し、舗装の効率的な改修を進め、環境負荷の低減や工事数の削減を図る。

- 3) 持続的な道路管理
- (1) PDCAサイクルの導入

様々な業務に対して適用し、業務の改善を図る。

(2) 管理体制の整備

職員の技術力向上に向けた取組みとともに、柔軟な組織体制づくりを行う。

(3) 市民等への情報発信と協働・連携

積極的な情報発信を進め、市民や企業との協働・連携について検討する。

- 4) その他の道路管理
- (1) 不法占用への対策

啓発活動とともに、交通管理者と連携し、不法占用対策を強化する。

(2) 私道への対応

私道がこれまで担ってきた役割を踏まえ、管理の方向性を様々な視点から 検討する。

(3) 災害時等の取組み

危険個所を早期発見・対応するため、情報収集体制の強化や連絡・実施 体制を確立する。

施策の体系

計画名称 道路総合管理計画 **計画期間 平成30年度~平成39年度 ■所管部署** 都市整備部 道路課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

1) 将来の財政負担が増大する

各道路施設の劣化状態を踏まえた長期的な財政予測に基づき、今後の道路管理の方向性を定め、 計画的かつ効率的な道路管理の実現により、将来の財政負担の縮減が必要。

2) 施設の優先度が整理されていない

路線や施設の重要度に応じて優先度を設定し、メリハリある道路管理の実現が必要。

3) 職員の判断や対応にバラツキがある

職員の経験に基づく対応から、判断基準に基づく対応への転換が必要。

4) 施設情報の不足がみられる

管理台帳の情報不足を補うため、新たな管理方法に合わせ、情報の再整理や更新方法のルール化が必要。

5) 技術の高度化への対応が不十分である

維持管理分野におけるICTをはじめとした技術の高度化に対応するため、個人・組織双方の技術力の向上にむけた取組みが必要。

6) 市民への情報発信が不足している

道路事業や道路管理について、積極的な情報発信や啓発活動により、市民の理解や関心を高める取組み や、市民参加の促進に向けた取組みが必要。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

【管理方針】

- ・効果的な道路管理を実現し、ソフト・ハード両面から総合的な施策を展開することにより、 将来にわたって、安全・安心な道路サービスを提供する。
- ・管理方針の実現に向け、「計画的」「効率的」「持続的」な道路管理の3つの視点に基づき、 事業に取り組む。
- ・様々な社会的要請を踏まえ、「コスト削減」だけでなく、「品質」の視点にも配慮して取組む。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

・道路総合管理計画に定めた各取組の着実な推進

	計画名称	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備 P.51
基礎情報	根拠法等の有無及びその名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー新法」と記載)【努力義務】
		武蔵野市バリアフリー基本構想
		平成17年1月(交通バリアフリー法に基づく計画) 平成25年3月(バリアフリー新法に基づく計画)
	計画策定の背景・目的	平成6年に公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)」、平成12年に駅を中心とした地域のバリアフリー施策の推進を目的として、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」が施行された。ハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取り組みを、より一体的・総合的なバリアフリー施策として推進するため、2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年12月に施行され、平成23年4月に同法に基づき武蔵野市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」)が策定された。武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画(以下「本計画」)は基本構想に基づき策定されており、移動等円滑化に向けた道路のバリアフリー整備に関する事業計画である。その後基本構想の中間評価を平成28年に行い、平成32年度までの後期特定事業計画を更新、平成29年6月に公表したことに伴い、本計画の後期事業計画についても平成30年3月に更新した。
	現計画の策定時期	平成24年度(平成25年3月)
	現計画の対象期間	平成24年度~平成32年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	道路管理者である東京都(北多摩南部建設事務所)及び武蔵野市で協議のうえ平成24年度に策定した。
策定方法	策定委員の構成	_
	市民意見の反映方法	基本構想策定段階で行った「市民アンケート調査」、「障害者や高齢者の団体へのヒアリング」等の結果を反映した。

現計画の中身

1. 道路特定事業計画の位置づけ

平成18年12月にバリアフリー新法が施行され、武蔵野市交通バリアフリー基本構想が目標年次を達成したことから、事業の評価や方針の見直しを実施し、平成23年4月に「武蔵野市バリアフリー基本構想」の改訂を行った。武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画は、基本構想に基づき策定されており、移動等円滑化に向けた道路のバリアフリー整備に関する事業計画である。

2. 道路特定事業計画の目的

歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間を整備することにより、「歩いて楽しいみちづくり」を推進する。

3. バリアフリー整備の基本的な考え方(抜粋)

- ・3駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路を優先して整備。
- ・景観整備事業や狭あい道路拡幅整備事業等の事業実施に合わせてバリアフリー化を推進。
- ・「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例」を整備基準とし、可能な範囲で移動等円滑化を図る。 等

施策の体系

4. 目標年次

平成32年を目標年次

前期を平成24~27年度、後期を平成28~32年度、平成33年度以降を展望期

5. バリアフリー整備のメニュー

①セミフラット化、②歩道幅員の確保、③スムース横断歩道、④セーフティブロック(ゼロ段差ブロック)、⑤舗装の構造、⑥狭小L形側溝、⑦電柱の共架・細径化、⑧電線類地中化、⑨視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)、⑩案内標識、⑪ベンチ

6. 生活関連経路の整備内容

都道及び市道の各路線に関する事業内容及び実施予定期間を記載

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

現状認識:

道路に関するバリアフリー化基準である「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例(平成 25年4月1日施行)」に定める基準への適合。

(特定道路:義務、それ以外:努力義務)

課題認識:

抽出された生活関連経路の道路状況を調査した結果、上記基準を全て適合する整備が困難なため、計画対象期間中において実現可能な整備内容の検討が求められた。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ①3駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路を優先して整備する。
- ②「道路新設改良事業」のほか、電線類地中化等を整備する「景観整備路線道路事業」、幅員4m未満の道路拡幅を実施する「狭あい道路拡幅整備事業」等、各整備事業と併せてバリアフリー化を推進する。
- ③「武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例(平成25年4月1日施行)」を整備基準とし、可能な範囲で移動等円滑化を図る。 等

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

3駅周辺の重点整備地区内の生活関連経路における着実な整備の推進。

	計画名称	景観整備路線事業計画(第2次)
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P.50
	根拠法等の有無及びその名称	なし
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画
愭	この計画が初めて策定された時期	平成22年2月
	計画策定の背景・目的	昭和51年度から吉祥寺駅周辺の再開発、昭和61年度から電線管理者による施工等により、駅周辺を中心に電線類地中化を推進。 平成19年度に中町三丁目をモデル地区として無電柱化を検討し、面的整備ではなく、優先的に整備する路線を選定し事業化を実施。 平成20年度には、既に事業化されていた路線も含め、「景観」「通行機能」「防災」の側面から事業効果の高い路線を絞り込み、平成21年度には電線類地中化のほか、舗装のカラー化、街路樹や植樹帯、装飾街路灯等の景観整備を優先的に推進する路線を定めた「景観整備路線事業計画」を策定。 平成28年度には、当初計画に計上した路線のうち8路線の事業が完了したことから、新たな地中化路線を追加した「景観整備路線事業計画(第2次)」を策定。 本事業計画の推進により、「美しい道路景観」、「安全・安心なまちづくり」、「歩いて楽しい道づくり」を目指す。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成28年12月)
	現計画の対象期間	平成29年度~33年度(早期)、平成34年度以降(中長期)
	策定方法 (策定主体·期間等)	道路課で策定。 平成28年度策定の2次計画は、当初計画同様に、景観的要素(自然的景観資源、 生活文化景観資源、歴史的文化景観資源)、交通機能、防災機能の5つの側面から 路線評価(2次計画では、交通機能と防災機能の評価点を高めた。)するととも に、整備による事業効果を踏まえ、6路線を新たに選定した。当初計画において未 整備の5路線を追加し、計11路線を事業計画に位置付けた。
策定方法	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	_

1 事業計画の位置づけ

「景観」、「安全・安心」、「歩行」の向上を目的に、景観上・安全上重要な路 線を対象に電線類の地中化を推進。

今後も、計画的かつ継続的に景観整備を推進し、第五期長期計画・調整計画に掲 げる「地域の特性に合ったまちづくりの推進」、「利用者の視点を重視した安全で 円滑な交通環境の整備」、「道路ネットワークの整備」を進めていく。

2 事業計画の目的

- (1) 美しい道路景観を目指す
- (2) 安全・安心なまちづくりを目指す
- (3) 歩いて楽しい道づくりを目指す

3 基本的な考え方

市道のうち、「景観」、「安全・安心」、「歩行」という側面から優先的に整備 する路線を景観整備優先路線と位置づけ、早期に事業着手が可能な路線を早期事業 化路線とし、平成33年度を目途に事業化を図る。また、中長期にわたり用地買収を 伴う路線や関係機関等と継続協議が必要な路線等を中長期事業化路線とし、概ね平 成34年度以降に事業化を図る。

4 整備目標

・電線類地中化の目標

	現状(29年度末現在)	事業完成後		
市道	整備延長 約10.1km	整備延長 約14.6km		
1111垣	(地中化率 約8%)	(地中化率 約11%)		

5 景観整備優先路線及び整備スケジュール

- ■景観整備優先路線(11路線:約4,465m) ※市道129号線は1路線とみなす。
- (1) 早期事業化路線(約1,090m) 平成29年度から概ね5ヶ年

市道第16号線・177号線(文化会館通り) 約470m 市道第85号線(亜大通り) 約430m 市道第129号線(幅員16m区間) 約 55m 市道第151号線(七井橋通り) 約135m

(2) 中長期事業化路線(約3,375m) 平成34年度以降

市道第2号線(中道通り) 約570m 市道第12号線(御殿山通り) 約400m 市道第17号線(中央通り) 約970m 市道第41号線 約650m 市道第129号線(幅員12m区間) 約165m 市道第151号線(パープル通り) 約235m 約280m 市道第298号線(本町稲荷通り) 都市計画道路3・4・27号線 約105m

施策の体系

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

●電線類地中化の課題

- ・電線類地中化はイニシャルコストが高く、全ての路線での実施は困難なため、事業効果の高い路線を選定 する必要がある。
- ・電線類地中化は、電線共同溝方式を前提とするため、道路法上の道路(市道)での整備が前提となる。
- ・電線共同溝方式の実施にあたり、地上機器の設置位置の可否検討が必要となり、交通管理者・電線管理者 等との協議が必要である。また、沿道住民の理解と協力が必要となる。

●その他景観整備の課題

・インターロッキングブロックや装飾街路灯等は、将来にわたる同一製品の供給体制に不安があるため、後 年の維持管理が課題となる。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

- ・「景観」、「安全・安心」、「歩行」という側面から、優先的に景観整備する路線を計画に位置づけ、早期に事業着手が可能な路線を早期事業化路線とし、平成33年度完成を目途に事業化を図る。また、中長期にわたり用地買収を伴う路線や関係機関等と継続協議が必要な路線等を中長期事業化路線とし、概ね平成34年度以降に事業化を図る。
- ・計画段階から、沿道の市民等に整備計画案を提示して意見を聞くなど、市民参加を図りながら事業を推進する。
- ・本計画は電線共同溝方式による整備を前提としているが、各路線の状況を踏まえ、適切な手法により 整備を行う。低コスト手法については、その詳細が判明した段階で、適宜、整備手法の見直しを行う。
- ・舗装や街路灯等の選定にあたっては、道路景観に配慮するとともに、今後の維持管理を踏まえて仕様等を決定する。
- ・今後の市の財政状況、関係機関との協議、各路線の課題解決の状況等に応じて、柔軟な整備スケジュールで事業化を進める。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・早期事業化路線の着実な事業推進
- ・中長期事業化路線の事業化に向けた課題解決
- ・東京都は、H29年度より区市町村の無電柱化を推進するため、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」 を創設し、低コスト手法等を活用する場合の市への財政及び技術支援を実施。 武蔵野市は、H30年度よりチャレンジ支援事業に着手し、低コスト手法等の新技術等を活用して、 無電柱化の更なる推進を図る。

	計画名称	御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画						
	所管部署	都市整備部 道路課						
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり						
	分野	V 都市基盤						
	該当施策名及び該当ページ	4 道路ネットワークの整備 P.52						
	根拠法等の有無及びその名称	なし						
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野都市計画マスタープラン (P. 64)						
	この計画が初めて策定された時期	平成17年度						
	計画策定の背景・目的	御殿山通り(昭和37年度に都市計画決定)は、、その沿道に史跡指定された玉川上水が並行して流れ、かつ三鷹駅から井の頭公園へのアクセス動線でもあるため、玉川上水の緑豊かな景観に配慮した人に優しい道づくりが求められている。また、沿道住民の意向を反映し愛着がもてる道づくりを進めていくために、「御殿山通り道づくり研究会」を設置し、ワークショップ形式により、地域住民と共に検討を進めてきた。 三鷹市側の道路整備状況等を踏まえるとともに、市民の意見や提案をできる限り反映させ、本整備基本計画を策定した。						
	現計画の策定時期	平成17年度(平成17年6月)						
	現計画の対象期間							
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体: 地域住民による「御殿山通り道づくり研究会」を組織 まちづくり推進課が計画を策定 策定期間: 平成13年度に地元事業説明会を開催~平成17年6月まで						
策定方法	策定委員の構成	御殿山通り道づくり研究会(市民:30名)						
	市民意見の反映方法	平成13年度 地元事業説明会 平成15年度 住民参加によるワークショップ(全5回) 平成17年4月 市基本計画案についてワークショップ参加者との意見交換会 平成17年5月 御殿山地域住民を対象に市基本計画案報告会、整備基本計画策定						

見計

■御殿山通りの道づくり基本方針

- ①玉川上水の自然・文化を活かした道路景観の整備
- ・玉川上水の景観を活かした道路景観づくり、電線類の地中化を推進する。
- ・全区間の一体的整備にむけて、一方通行化を目指す。
- ②歩道空間の確保とバリアフリーによる歩行者主体の道路整備
- ・安心して歩きやすい歩行空間を確保し、車道の速度抑制を図る。
- ・バリアフリーに配慮した、段差の少ない歩道の整備を推進する。
- ③玉川上水の空間と沿道住宅地の調和のとれた一体的な空間づくり
- ・素材や色彩等に配慮した道路整備を推進する。
- ・ 人道橋の設置等、沿道と一体となった空間づくりを目指す。

■御殿山通りの整備イメージ

- ①車道整備について
- ・緊急車両通行のため、5mの車道幅員を確保する。
- ・車道線形は、フォルトによるスラローム形状とし、速度抑制を図る。
- ②歩道整備について
- ・宅地側の歩道幅員は、最低3.5m、フォルト部は最大4.5mを確保。
- ・歩道と車道の段差を5cm 程度とし、バリアフリー化を図る。
- ③游歩道整備について
- ・遊歩道の幅員は、最低1.5m、フォルト部は最大2.5mを確保。
- ・玉川上水の堤への影響を配慮し、歩道の高さを検討。
- ④玉川上水側整備につて
- ・人道橋設置に向けて基本計画に位置づけ目的等を整理し、関係機関との協議を進める。
- ⑤電線類の地中化について
- ・拡幅区間(みたか橋~むらさき橋)は、電線類の地中化を図る。
- ・改良区間(むらさき橋〜万助橋)は、相互通行のままでは整備が困難なため、 将来的に一方通行化を実現した段階で実施予定。

■改良区間の段階整備と暫定計画

- ①街路灯の改良
 - ・拡幅区間については、13 本の水銀灯の照度アップ
 - ・改良区間については、14 本のハイウェイ灯に歩道用街路灯を設置(共架)する。
- ②歩道舗装の統一とスムース化
 - ・拡幅区間の歩道舗装との調和を図り、三鷹駅から井の頭公園までの歩行動線 の一貫性や景観の統一を図る。
 - ・人にやさしい道づくりをめざし歩道のスムース化を検討し、可能な部分については歩行動線上の段差を無くす。
 - ・井の頭自然文化園の協力などによる相互通行のままでの、改良区間の改善整備方策について研究する。

③駐車違反対策

・改良区間の駐車違反については、注意看板等による啓発活動を進めている が、交通管理者とも相談しながら、さらに可能な対策について検討する。

加策の体系

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 沿道状況
 - ・三鷹橋からむらさき橋の区間は通過交通の速度が速く、歩車分離されておらず、電柱が張り出しているため 歩行者にとって歩きにくく、危険な道となっている。
 - ・対象区間の玉川上水側には歩道がなく、歩行者の安全確保ができていない。また、玉川上水側に大型トラック などの違法駐車が多々見られ、交通の阻害となっている。
- 2 玉川上水
 - ・玉川上水(国の史跡に指定)には昔の武蔵野の風景を偲ばせる自然が残されている。しかし、水面からの現道地盤の高さが3m程度あり、上水内に樹木が繁茂していることから、近づかないと水面が意識できない状況である。
 - ・史跡である玉川上水内への人道橋の設置については、設置の必要性に関し、関係機関(文化庁・教育庁)との協議 が難航している状況にある。
- 3 ワークショップによる市民意見
 - ・平成14年度から15年度に実施した沿道住民によるワークショップにおいて、車の走行速度の抑制、歩道のバリアフリー化、玉川上水側への歩道の設置、人道橋の設置、電線類の地中化等の意見が寄せられた。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

上記の現状や課題を踏まえ、「武蔵野市らしさ」、「歩行者にやさしい」、「まちづくりへの配慮」を理念とし、3つの基本方針を定めた。

- 1 玉川上水の自然・文化を活かした道路景観の整備
 - ・玉川上水の景観を活かした道路景観づくりと、電線類の地中化を進める。
 - ・全区間の一体的整備にむけて、一方通行化を目指す。
- 2 歩道空間の確保とバリアフリーによる歩行者主体の道路整備
 - ・安心して歩行できる歩道空間を確保し、車道の速度抑制を図る。
 - ・バリアフリーに配慮した段差の少ない歩道の整備を進める。
- 3 玉川上水の空間と沿道住宅地の調和のとれた一体的な空間づくり
 - ・素材や色彩等に配慮した道路整備を進める。
 - ・人道橋の設置など沿道と一体となった空間づくりを目指す。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- ・拡幅区間(三鷹橋~むらさき橋)については、平成14年度に事業認可を取得し、平成28年度に用地買収が完了し、平成29年度に道路整備を完了した。
- ・改良区間(むらさき橋〜万助橋)については、景観整備路線事業計画に位置付けていることから、電線類の地中化の検討と合わせて、当該路線の事業化に向けて関係機関との協議・調整を進める。

	計画名称	橋りょう長寿命化計画
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	2 都市基盤の更新 P. 51
基	根拠法等の有無及びその名称	道路法 第42条【その他】 道路法施行令 第35条の2【その他】 道路法施行規則 第4条の5の5【その他】
礎 情	【(長期計画、調整計画を除く)	公共施設等総合管理計画
報	この計画が初めて策定された時期	平成24年1月
	計画策定の背景・目的	高度経済成長期に整備された社会資本ストックが同時期に高齢化を迎えている中で、本市で管理する橋りょうも例外なく老朽化且つ高齢化が著しく進んでいる。橋りようは一般的に建設後概ね50年で架替えが行われるが、本市においても建設後50年を超える橋りょうは今後増加を続けて一斉に更新を行わなければならないことになり、更新のための財政負担が大きくなることが懸念される。限られた予算の中で、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換して橋りょうの長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理コストの縮減を行う。これにより、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保していく。
	現計画の策定時期	平成23年度(平成24年1月)
	現計画の対象期間	平成24年度~28年度(第1次)、平成29年度~33年度(第2次)
	策定方法 (策定主体·期間等)	平成24年度(第1次計画)に車道橋32橋を対象に、予防保全型管理を用いて長寿命化を図り、修繕や架替えに係わる財政の負担を軽減させる内容とした。 平成29年度(第2次計画)では第1次計画の内容を踏襲するとともに、第1次計画策定以降に実施した健全度調査(コンクリート詳細調査)の点検結果に基づき、現状の橋りょうの健全度を再確認し、短期の点検・修繕計画を更新した。また、管理する全43橋を長寿命化計画に位置付け、跨道橋など、第三者被害が懸念される橋りょうについては、リスク管理を重視した管理を行うため、管理区分の細分化を図った。
策定方法	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	

1 計画の位置づけ

高度経済成長期に整備された社会資本ストックが老朽化する中で、本市で管理する橋りょうが今後一斉に更新されることにより財政負担が大きくなるため、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換することで橋りょうの長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理コストの縮減を行うものである。

- 2 計画の目的
 - (1) 事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応への転換
 - (2) 橋りょうの長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理コストの縮減を行う
- 3 基本的な考え方

5年毎に実施する橋りょうの定期点検(法定点検)の結果に基づき、管理区分や管理水準で順位付けした橋りょうの補修時期を定め、10年間の短期計画に反映している。

4 法定点検及び設計・工事スケジュール

路線名	年度別計画				備考	
正 百/水/口	29	30	31	32	33	池
① 計画見直し検討					0	次回は38年度
② 法定点検(定期点検)	○ 9橋	○ 8橋	〇 10橋	○ 8橋	○ 8橋	
③ 予備設計		○ 1橋				H30 よろず橋
④ 詳細設計			○ 1橋			H31 よろず橋
⑤ 補修設計				○ 2橋		H32 うど橋 本村南橋
⑥ 工事(改修・補修)	〇 2橋			〇 1橋	〇 2橋	H29 無名橋9 無名橋10 H32 よろず橋 H33 うど橋 H33 本村南橋

計画の中

身

施策の体系

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本市が管理する橋りょう43橋を分析すると、最も古い橋りょうで1939年に建設されているものがあり、その後、1950年代後半から1970年代後半にかけて多くの橋りょうが整備されている。2017年(2次計画策定時)を基準にすると、建設後50年を迎える橋りょうは11橋で管理橋りょう全体の26パーセントとなっているが、10年後には15橋で35パーセント、20年後には31橋で72パーセントもの橋りょうが50年を経過し高齢化に至ることになる。このため、橋りょうを放置しておけば架替え時期を一斉に迎えることになり、短期間に大きな財政負担が生じることが予想される。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

【基本的な考え方】

- ・橋りょうの健全性を把握するため、5年に1度の定期点検を実施し、点検結果はホームページ等により公表する。
- ・事後保全的橋りょう管理から、劣化の進行を予測した上で、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全的橋りょう管理へ転換し、橋りょうの長寿命化を図るとともに、修繕・架替えに係わる費用の縮減を図る。
- ・点検結果より健全度評価を行い、交差条件や緊急輸送道路など、路線の重要性を考慮し各橋りょうの重要度を決定した上で、修繕・架替えの優先順位付を行う。
- ・ライフサイクルコストのシミュレーションを実施し、最適な修繕・架替え計画を策定し、橋りょうに係る維持管理コストの平準化を図る。また、5年毎に事業計画を見直す。
- ・架替えや修繕、定期点検の実施にあたっては、国庫補助制度等を活用することを原則とする。
- ・最新技術の動向について注視し、橋りょうの維持管理に取り入れていく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

・橋りょう長寿命化計画の点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期に定めたスケジュールに沿った、橋りょうの点検及び修繕等の着実な実施

	計画名称	路上看板等の改善指導
	所管部署	都市整備部 道路課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	V 都市基盤
	該当施策名及び該当ページ	1 地域の特性に合ったまちづくりの推進 P.50
		道路法 第32条【その他】、43条【その他】、71条【その他】 道路交通法 第76条【その他】、77条【その他】
基礎情	【長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市生活安全計画
	この計画が知めて等党された	平成16年度
	計画策定の背景・目的	市内(特に駅至近)の路上に置かれる看板等については、周囲の良好な景観を損なうとともに、道路の通行空間を阻害する要因になっている。現在は、市、警察、商店会等と連携し、路上の看板等について指導や勧告を進めている。路上看板の問題点を設置者(店舗等)に投げかけ、景観面や交通安全の弊害になることについて自覚させるよう指導している。
	現計画の策定時期	平成30年度(平成30年4月)
	現計画の対象期間	平成30年度(毎年度改定)
	策定方法 (策定主体·期間等)	武蔵野市生活安全条例にもとづき組織した武蔵野市生活安全会議が策定主体となり、関係機関との協議により毎年度計画を策定する。
策定方法		生活安全会議:市長(会長)、武蔵野警察署長、武蔵野消防署長、多摩府中保健所長、武蔵野市消防団長(計5名)
	市民意見の反映方法	

1 計画の位置づけ 生活安全条例 (H14) に基づき、まちの景観、歩行者や車両の安全・安心な通行を図るため、屋外広告物や路上看板等の路上での宣伝行為を根絶する。 2 計画の目的 ・まちの景観の向上を目指す ・安全・安心な交通環境を目指す 3 基本的な考え方 路上に違法に設置または放置される看板を防止するため、市、警察、商店会が連 携してパトロールを実施する。看板を設置や放置をする事業者に対して、違法性に ついて粘り強く説明し、指導や警告を推し進める。 現 計 画 施策の体系 の 中 身

計画名称 所管部署 路上看板等の改善指導 計画期間 平成30年度(毎年度改定) 都市整備部 道路課 現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

【現状課題】

- ・道路法や道路交通法が営業する事業者に浸透していない。
- ・路上看板を設置する事業者が違法性について認識していない。 (商売優先になっている。)
- 事業者が違法性と理解していても路上看板の設置を止めない。(モラルがない。)

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

・「景観」「歩行」「安心・安全」という側面から、特に路上看板の設置が著しい駅周辺を重点的に市、警 察、商店会と連携してパトロールを強化していく。長期的には駅から離れた地域においてもパトロールを強 化し、路上看板を根絶する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

吉祥寺地区で実施している環境浄化作戦や盛り場対策等といった地域合同の活動を他の地区にも波及させ ることについて検討が必要と思われる。また、各地域の看板設置者等、事業者に対し不法占用防止に向けた 啓発活動を充実させる。

	計画名称	武蔵野市下水道総合計画(2018)				
	所管部署	環境部 下水道課				
	第五期長期計画・調整計画にお ける位置づけの有無	あり				
	分野	V 都市基盤				
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P. 54~55				
	根拠法等の有無及びその名称					
基礎情報	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画(東京都) 公共下水道事業計画(武蔵野市) 都市計画マスタープラン(武蔵野市) 環境基本計画(武蔵野市)				
羊収	-の計画が知めて筆完された時	平成21年度				
	計画策定の背景・目的	本市の下水道は、昭和27年に事業着手してから半世紀が過ぎ、本格的な改築時期を迎えようとしている。今後は、現状の課題の解決を図るとともに、新たな役割にも対応していかなければならない。 下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、湧水復活等の多様な課題がある中で、限られた財源で着実な対応を行い、継続的にサービスを提供していくため、下水道全体を総合的に捉え、計画的かつ重点的に事業を推進することを目的とし、本計画を策定したものである。				
	現計画の策定時期	平成30年度(平成30年4月)				
	現計画の対象期間	平成30年度~平成49年度				
	(策定主体・期間等)	【下水道総合計画(2018)】 策定主体:武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会からの計画案の報告を受けて市が策定(改定) 委員会設置期間:平成29年7月から平成30年3月まで(3回開催)				
策定方法	策定委員の構成	武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会 ・学識経験者3名 ・行政関係者(財務部長、環境部長)2名				
	市民意見の反映方法	平成30年2月15日から3月7日まで計画案についての意見募集を実施。 計2通の意見が寄せられ、意見に対する市の対応・見解とあわせて市ホーム ページで公表。				

坊
計
迪
σ
中
身

施策の体系

笜	1 音	下水道の現状と課題
#		

- 1. 事業の現状と課題
 - (1) 汚水処理·雨水排水
 - (2) 改築
 - (3) 維持管理
 - (4) 地震対策
 - (5) 浸水対策
 - (6) 水循環
 - (7) 臭気対策
 - (8) 合流式下水道改善

第2章 基本方針

- 1. 下水道の基本理念
- 2. 下水道の基本方針

第3章 主な施策

- 1. 安全・安心なまちづくり
 - (1) 下水道施設のストックマネジメント
 - (2) 浸水対策
 - (3) 広域的な汚水処理
- 2. 良好な環境への貢献
 - (1) 水環境への保全・創出
 - (2) 臭気対策
 - (3) 合流式下水道改善
- 3. 持続的な下水道経営
 - (1) 健全な経営
 - (2) 執行体制の確保
 - (3) 公営企業会計の運用
- 4. 市民・事業者等とのパートナーシップ
 - (1) 啓発の推進
 - (2) 各種助成制度の推進
 - (3) わかりやすい下水道情報の提供

第4章 持続的な下水道経営

- 1. 短期計画 (平成30~34年度)
- 2. 中期計画 (平成35~39年度)
- 3. 長期計画 (平成40~49年度)

第5章 収支計画

- 1. 歳出の見通し
- 2. 歳入の見通し
- 3. 収支計画

第6章 経営戦略

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

本計画は、武蔵野市下水道総合計画(2014)の策定から4年が経過したことを受け、これまでの事業の進捗を評価し た上で、法制度の改正や社会動向等を踏まえ、改めて計画を見直したものである。

○送水・放流先の変化

汚水は、東京都の水再生センターに処理を依存しており、雨水は、下水道を通じて市外の河川へ放流している。これ らの送水・放流先では、処理区の再編や河川改修が予定されているため、状況の変化に対応しながら、送水先切替えの ための幹線整備や雨水排水施設の整備水準の向上を図っていく必要がある。

○集中する下水道施設の改築

昭和40年代に集中的に整備された下水道施設が一斉に改築時期を迎えるため、限られた財源の中で適切に対応してい かなければならない。長寿命化基本計画をさらに発展させ、ストックマネジメント計画(平成31年度策定予定)を策定 することにより、予防保全型の維持管理をさらに推進し、着実な改築を行う必要がある。

○多様化する下水道の役割

近年、都市化の進展や気候変動に伴う局所的豪雨による都市型浸水及び地震による被害の危険性が増大している。さ らに、地下水涵養による井の頭池の湧水復活といった望ましい水環境の保全・創出等、多様化する下水道の役割を果た していく必要がある。

○厳しい財政の見通し

施設の改築や下水道の役割の多様化により費用の増大が予想される一方で、有収水量の減少が見込まれるとともに、 国、都の補助金の引き下げの可能性もあるため、使用料や一般会計繰入金への影響を十分に踏まえ、一層の健全な経営 が求められる。

○市民・事業者等とのパートナーシップ

下水道として質の高いサービスを持続し、課題を解決していくためには、下水道事業の展開に対する市民・事業者等 の理解と協力が不可欠である。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本計画の基本理念である"次世代へつなぐ、くらし支える下水道"を踏まえ、以下の4つを基本方針として掲げる。 ○「安全・安心なまちづくり」

下水道施設の機能の維持・向上、防災に関する地域、流域等との一体的な取り組みにより、安全・安心なまちづくり に貢献する

○「良好な環境への貢献」

水環境の保全、創出や臭気対策等に関する地域との一体的な取り組みにより、良好な都市環境の保全・創出に貢献す

○「持続的な下水道経営」

財政見通しに基づく下水道の経営基盤強化、そして公営企業会計の移行・運用により、安定したサービスと下水道の 経営を持続させる

○「市民・事業者等とのパートナーシップ」

水環境や下水道施設の果たしている重要な役割を市民にわかりやすく伝えるとともに、事業者や市民団体、近隣自治 体等と連携を図りながら下水道への多様化するニーズへ対応する。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

【4つの重点項目】

○下水道施設のストックマネジメントの確立

本市の下水道施設(ストック)は昭和40年代に集中的に整備をしたため、今後改築時期のピークを迎える。一方で、 人口減少等による使用料収入の減少も見込まれる厳しい財政状況の中、今後も安定的・持続的に良質な下水道サービス を提供していくためには、施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設全体を計 画的かつ効率的に管理すること(ストックマネジメント)がますます重要となる。これを踏まえ、平成31年度までに改 築・修繕及び点検・調査に係る計画・実施方針(ストックマネジメント計画)を策定し、運用する。

○浸水対策と水環境創出・保全施策による総合的な環境問題の解決

気候変動等による突発的な豪雨は浸水被害をもたらしており、その対策が求められる一方で、うるおいのある暮らし を実現するための水環境の創出・保全もあわせて期待されている。このように、市民の下水道に対するニーズが多様化 する中で、地球規模の環境への貢献を念頭に置きつつ、浸水対策や水環境の創出・保全を総合的な環境問題の解決策と 捉えながら、平成33 年度までに全ての市立小中学校への雨水貯留浸透施設の設置を完了するとともに、公有地への貯 留・浸透施設の設置を促進する。また、住宅への雨水浸透施設等の助成も引き続き推進する。

○公営企業会計への移行を軸とした持続的経営への取り組み

有収水量の減少や管路施設の改築時期の一斉到来等、下水道事業の経営は厳しさを増すことが見込まれる。このよう な中で、保有する固定資産の整理、評価等により減価償却費を算出し、経営状態の実態を把握した上で、平成32年度に 公営企業会計に移行し、発生主義・複式簿記に基づく経営の明確化等を図る。またあわせて、企業経営にとって重要な 経営資源の1つであるとともに、最も複雑な要素である「ヒト(体制・人材)」の確保・育成を継続的に実施するとと もに、経営の安定化を図るための手法について検討する。

○「水の学校」を中心とする市民の深い理解を促す啓発の推進

下水道事業の安定的な持続のためには、市民・事業者等とのパートナーシップが不可欠である。特に、行政からの-方向的な情報発信だけでなく、市民と行政、そして市民と市民の双方向的な関わりは、下水道への深い理解のためには 欠かせない。このため、平成26年度に開講した水環境連続講座「水の学校」を発展させ、水環境・水循環への学びを通 して市民の下水道に対する深い理解を促す。また、事業者や他団体等との柔軟な連携の手法についても研究するととも に、平成32年度に開設予定の環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」を活用した啓発のあり方についても検討する。

	計画名称	武蔵野市下水道長寿命化計画					
	所管部署	環境部 下水道課					
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり					
	分野	V 都市基盤					
	該当施策名及び該当ページ	5 下水道の再整備 P.54、55					
	根拠法等の有無及びその名 称	社会資本整備総合交付金交付要綱における下水道長寿命化支援制度【交付金の要件 として計画を策定】					
基礎情報	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	武蔵野市下水道総合計画 武蔵野市公共下水道事業計画 社会資本整備総合計画(武蔵野市下水道計画の推進(第2期含む))					
報	この計画が初めて策定された 時期	平成24年度					
	計画策定の背景・目的	本市の下水道は、昭和26年に「多摩地区初の下水道」として都市計画決定を受け、昭和27年度より整備を進め、昭和62 年度には普及率100%を達成した。管きよの整備に関しては、昭和40年代に集中的に整備されたため、初期に布設したものは既に一般的な耐用年数(50年)を超えており、今後は多くの管きょが一気に更新時期を迎えることが想定される。これまでの対処療法的な手法では多大な時間と財源が必要となり、財政上も大きな影響を与えることになる。本計画を策定することにより、予防保全型の維持管理へ転換し、施設の延命化を図り、ライフサイクルコストの低減及び更新時期の平準化を図ることにより、着実な再整備を実施するものである。					
	現計画の策定時期	平成24年度					
	現計画の対象期間	平成25年度~平成30年度					
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:庁內					
策定方法	策定委員の構成	_					
	市民意見の反映方法						

現計画の中身	施策の体系	1. 下水道管路施設の概要(現況) 2. 管路施設点檢測查結果の概要 3. 改築事金的持來予測 4. 長寿命化計画(短期計画)の詳細 ①対象路線方法 ③管路診断方法 ③使全度評価結果 5. 改築工法・部分修繕の選定 力法 ①改築工法・部分修繕の選定 ②対策スペンの全体図 ②対策スペンのを検図 ③対策スペンの概要 ④ 順算事業費の設定 ⑤事業判別シート 6. 長寿命化対策の検討 ①修繕・改築の判定及び概算費用算出 ②改築事計画(公英の年次計画及び年割額) ③長寿命化対策の実施効果(ライフサイクルコストの縮減額)
--------	-------	---

計画名称 | 武蔵野市下水道長寿命化計画 |計画期間 | 平成25年度~平成30年度 | | | | | | | | | | | 環境部 下水道課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・昭和27 年度より下水道管きょの敷設を開始したため、古いもので約60 年が経過しており、市内延長約252 kmのうち、約30 年前の昭和53 年度までに全体の約8割が敷設されている。
- ・現在、耐用年数 (50 年) を超えている管きょについては、全体の9%だが、10年後には約50%となり、20 年後には80%程度となる。
- ・全体の約9割がヒューム管等のコンクリート管となっている。
- ・平成17~20 年度にかけて口径800mm以上の幹線管きょ $47 \,\mathrm{k}\,\mathrm{m}$ について、 $\mathrm{T}\,\mathrm{V}\,\mathrm{D}\,\mathrm{J}\,\mathrm{J}$ 調査・目視調査を実施した結果、対策が必要な管きょは約 $4.2 \,\mathrm{k}\,\mathrm{m}$ (約9%)であった。
- ・不具合がおきる可能性や不具合が起きた場合の影響度等により路線の優先度を評価し、優先度の高い重要路線から順次改築を行っていく必要がある。
- ・総事業費の縮減や改築事業費の平準化を図る必要がある。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

下水道施設の劣化度に関する点検・調査の結果に基づき、予防保全型の維持管理を前提とした下水道長寿命化計画を策定し、計画的な事業展開を図る。

- ①国土交通省の長寿命化支援制度を活用し、国庫補助事業として推進する。
- ②平成17~20年度に実施した点検調査結果をもとに、下水道管きょ1スパン毎(ϕ 800mm以上)に評価を行い、緊急度(健全度)を判定する。
- ③非開削工法(管更生工法)によって改築を行うこととする。一方、比較的緊急性が低いと判断された路線については、経過観察及び部分的修繕を行うものとする。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

武蔵野第1処理区(善福寺川排水区)の最下流部である女子大通り幹線は、昭和39~43年度に布設されたボックスカルバートであり、老朽化が著しく、また緊急輸送路及び避難所等の下流に位置しているため、破損時の影響が大きいことから、女子大通り幹線の約800mを平成25年度~30年度の6か年で更生工法により管渠の再構築を図る。

女子大通り幹線:ボックスカルバート □3,300×2,970~4,400×2,700 L≒0.81km

年次計画

年 度	25	26	27	28	29	30	計
管渠延長(m)	115	185	182	99	119	114	814
事業費(百万円)	176.4	324.0	356.4	192.2	272.0	294.9	1,615.9

※長寿命化計画終了後は、ストックマネジメント計画(平成31年度策定予定)に基づき、予防保全型の維持 管理をさらに推進し、緊急度Ⅰ・Ⅱの管渠について優先度をつけて着実な改築を行っていく。

	計画名称	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針(平 成29~32年度)
	所管部署	総合政策部 企画調整課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 P.59、60 2 市民視点に立ったサービスの提供 P.60 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり P.60、61 4 公共施設の再配置・私有財産の有効活用 P.61 5 社会の変化に対応していく行財政運営 P.62、63 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.63、64
基礎	根拠法等の有無及びその名称	なし
情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成24年度
	計画策定の背景・目的	我が国においては、人口減少、高齢化の進行、インフラの老朽化等の課題を抱え、本市も歳入の減、社会保障費の増、都市基盤更新費用の増大が見込まれ、財政硬直化の恐れがある。 平成57年度までの財政シミュレーションでは、長期的には基金が枯渇し財源不足に陥る可能性があることが示されている。 持続可能な市政運営を実現していくために、時代の変化に対応した重点施策への資源配分、経常経費の抑制等、財源不足を防ぐ対策が必要である。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成28年9月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成32年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体: 行財政改革推進本部 (本庁)
	策定委員の構成	市長(本部長)、副市長及び教育長(副本部長)、主管者会議構成員(各主管部長)
	市民意見の反映方法	

現計画の中身施策の体系	1 背景 2 第五次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け 3 課題 基本課題:市政運営における中長期的に予測されるリスクへの対応 (1) より高い経営意識が求められる行政運営 (2) 公共サービスの拡大と担う主体の多様化 (3) 今後減少する歳入と増大する歳出 (4) 経常経費の増大と市民ニーズの複雑化・多様化 4 基本方針 大方針:持続可能な市政運営のための経営力向上 (1) 効率的・効果的な行政運営の推進 (2) 行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築 (3) さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底 (4) 資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応
-------------	---

計画名称	第五次武蔵野巾行財政改革を推進するため	計画期間	亚战90年度~亚战39年度	正管如果	総合政策部	心面調敕舞
可圖石亦	の基本方針(平成29~32年度)	可圖物间	十八八八十八八八十八八八十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	171 6 01/1	心口以水印	正凹则正的

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) 「より高い経営意識が求められる行政運営」

今後財政が厳しくなる中で新たな公共課題への対応が必要。明確な経営意識、限られた資源で最大の効果を発揮するための業務のあり方の検討、仕事環境の整備が必要。

(2) 「公共サービスの拡大と担う主体の多様化」

公共サービスを担う主体の増加・多様化、市民ニーズの複雑化・多様化に対応し、公共サービスの担い手の 役割分担見直しが必要。

(3)「今後減少する歳入と増大する歳出」

生産年齢人口の減少に伴う歳入の減、社会保障費の増、都市基盤・公共施設の更新に対応するため、財政支出のスリム化、財源確保が必要。

(4) 「経常経費の増大と市民ニーズの複雑化・多様化」

経常経費の増大、市民ニーズの複雑化・多様化への対応のため、サービス水準の見直しや分野をまたぐ施策 のあり方の検討が必要。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

(1)「効率的・効果的な行政運営の推進」

行政目的の達成に向けて、業務手順の標準化や外部化、他自治体との連携等、取り得る最適な手段を選択していく。

(2) 「行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築」

行政は多様な主体との積極的な連携や補完する役割へのシフトにより、新たな役割分担を構築し、公共サービスの質と量を担保していく。

(3)「さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底」

持続可能な財政運営のため、事業の必要性・効率性に注視し、歳出抑制の徹底と様々な歳入確保を行う。

(4)「資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応」

政策再編の推進と分野の枠を超えた事業を積極的に導入し、多様化する市民ニーズに応えていく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

|本基本方針を受けて策定された「武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成29~32年度)」のとおり。

	計画名称	武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成29~32年度)
	所管部署	総合政策部 企画調整課
	データ (デール・データ) データ (デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・	あり
	おける位置づけの有無	<i>あり</i>
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進 P.59、60 2 市民視点に立ったサービスの提供 P.60 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり P.60、61 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用 P.61 5 社会の変化に対応していく行財政運営 P.62、63 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.63、64
礎		なし
情報	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
	この計画が初めて策定された 時期	平成24年度
		今後4年間の行財政分野の施策を推進していくための方針として「第五次行財政改革を推進するための基本方針(平成29~32年度)」を平成28年9月に策定した。本アクションプランは、この方針において示された4つの基本方針に基づき、第五期長期計画・調整計画の行財政分野の施策を推進していくための具体的な取組みである。これらの取り組みを着実に推進し、第五期長期計画と調整計画が目指している「次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市」を実現していくことが目的である。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成28年12月)
	現計画の対象期間	平成29年度~32年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:行財政改革推進本部(本庁)
策定方法	策定委員の構成	市長(本部長)、副市長及び教育長(副本部長)、主管者会議構成員(各主管部長)
	市民意見の反映方法	

現計画の

- I:市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進
 - 1 市政運営の基本的枠組みの整備
 - (1)自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討
 - (2)新しい時代の市民参加のあり方の追究
 - (3)男女共同参画の推進
 - 2 多様な主体間における連携と協働の推進
 - (1)主体間の柔軟なネットワークの構築
 - (2)市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援
- Ⅱ:市民視点に立ったサービスの提供
 - 1 効率的・効果的なサービスの推進
 - (1)市民サービスの拡充整備
 - (2)近隣自治体との広域連携の推進
- Ⅲ:市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり
 - 1 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり
 - (1)市民視点に立った市政情報の提供
 - (2)公共サービスの一覧性の向上
 - (3)広聴の充実と広報との連携
- IV:公共施設の再配置・市有財産の有効活用
 - 1 公共施設の再配置・市有財産の有効活用
 - (1)公共施設等の再編
- V:社会の変化に対応していく行財政運営
 - 1 効率的・効果的な行政運営の推進
 - (1)業務の外部化の推進
 - (2)適正なサービス水準の検討と政策再編の推進
 - (3)施設維持管理の効率化
 - (4)業務の効率化
 - (5)業務の広域化
 - 2 健全な財政運営の維持
 - (1)新たな会計制度の導入
 - (2)入札及び契約制度改革のさらなる推進
 - (3)歳入の確保
 - (4)受益者負担の適正化
 - 3 財政援助出資団体の見直し
 - (1)財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し
 - (2)財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援
 - (3)財政援助出資団体に対する指導監督と経営改革等の支援
- VI: チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営
 - 1 組織マネジメント
 - (1)市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討
 - (2)組織マネジメントの強化
 - (3)職員定数適正化計画の実施
 - (4)リスクマネジメントの強化
 - 2 人材マネジメント
 - (1)チャレンジする組織風土の醸成
 - (2)職員の活力を引き出す人事制度の確立
 - (3)臨時・非常勤職員制度のあり方の検討

計画名称 | 武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成 | 計画期間 | 平成29年度~32年度 | 所管部署 | 総合政策部 企画調整課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) 「より高い経営意識が求められる行政運営」

今後財政が厳しくなる中で新たな公共課題への対応が必要。明確な経営意識、限られた資源で最大の効果を発揮するための業務のあり方の検討、仕事環境の整備が必要。

(2) 「公共サービスの拡大と担う主体の多様化」

公共サービスを担う主体の増加・多様化、市民ニーズの複雑化・多様化に対応し、公共サービスの担い手の 役割分担見直しが必要。

(3)「今後減少する歳入と増大する歳出」

生産年齢人口の減少に伴う歳入の減、社会保障費の増、都市基盤・公共施設の更新に対応するため、財政支出のスリム化、財源確保が必要。

(4) 「経常経費の増大と市民ニーズの複雑化・多様化」

経常経費の増大、市民ニーズの複雑化・多様化への対応のため、サービス水準の見直しや分野をまたぐ施策 のあり方の検討が必要。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

(1)「効率的・効果的な行政運営の推進」

行政目的の達成に向けて、業務手順の標準化や外部化、他自治体との連携等、取り得る最適な手段を選択していく。

(2) 「行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築」

行政は多様な主体との積極的な連携や補完する役割へのシフトにより、新たな役割分担を構築し、公共サービスの質と量を担保していく。

(3)「さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底」

持続可能な財政運営のため、事業の必要性・効率性に注視し、歳出抑制の徹底と様々な歳入確保を行う。

(4)「資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応」

政策再編の推進と分野の枠を超えた事業を積極的に導入し、多様化する市民ニーズに応えていく。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

4つの基本方針、「(1)効率的・効果的な行政運営の推進」、「(2)行政の担うべき役割の明確化と連携による新たな役割分担の構築」、「(3)さらなる歳出抑制と歳入確保の徹底」、「(4)資源配分の全体最適化と新たなニーズへの対応」に基づく6つの基本施策と事業群は、本アクションプランにおいていずれも重要な施策・事業である。

	計画名称	武蔵野市公共施設等総合管理計画
	所管部署	総合政策部 資産活用課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用
	根拠法等の有無及びその名称	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成26年4月22日付け総財 務第74号) 【要請(技術的助言)】
	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	この計画が初めて策定された時期	平成29年2月
基礎情報		【背景】本市では、昭和30~40年代の急激な人口増加や市民のニーズに対応して、早期から計画的に、公共施設及び都市基盤施設(以下「公共施設等」という。)を整備・拡充してきた。一方、近年における少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少により税収の増加が望めないことや社会保障関連費が増加することなど、将来は厳しい財政状況になることが予測され、すべての公共施設等をこれまでどおり整備・更新することは困難である。今後、これまでに整備してきた公共施設等が、平成40年前後から大量に更新時期を迎え、多額の費用負担が集中することから、様々な工夫をしながら計画的な整備・更新を行う必要があり、すべての公共施設等を俯瞰する計画として「武蔵野市公共施設等総合管理計画」を策定した。 【目的】将来的に厳しい財政状況が予測される中で、将来世代に健全な財政と魅力あるまちを引き継いでいくことは、現世代の市民・行政の責務である。 財政負担の低減・平準化を図りつつ、安全で時代のニーズに合った公共施設等にしていくとともに、本市の未来につながるまちづくりという大きな視点で考えていくことが重要である。 (1) 長期的な健全財政と公共施設等の維持・更新将来も健全な財政状況を維持し、次世代に過大な負担を残さないために、既存公共施設については予防保全による計画的な維持管理で長寿命化を図る。また、更新等に際しては統廃合、複合化、多機能化、転用等による総量の縮減や整備水準等の適正化を図る維持・更新を行っていく。 (2) 安全性や利便性に優れた公共施設等の再整備市民が安全に、安心して利用できる公共施設等であることはもとより、バリアフリーや省エネルギーなどの適切な公共性のほか、利用者の満足度にも着目し、時代のニーズに合った利便性の高い、一定の質と量を確保すると共施設等の再整備を行っていく。 (3) 魅力あるまちづくりを目指した新たな価値の創造と共施設等は、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素であり、個々の公共施設等の維持・更新や再整備に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた大きな視点を持って、新たな価値を創造していく。
	現計画の策定時期	平成28年度(平成29年2月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成38年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	策定主体:武蔵野市公共施設等総合管理計画策定本部(本部長:市長)
策定方法	策定委員の構成	市長、副市長、総合政策部長、総務部長、財務部長、市民部長、市民活動担当部 長、防災安全部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、水 道部長、教育部長
	市民意見の反映方法	①パブリックコメントの実施 ②公共施設等総合管理計画策定に関する特別委員会を議会に設置 ③各コミュニティセンターにおける意見交換会、3圏域別の意見交換会を実施

計画名称 | 武蔵野市公共施設等総合管理計画 | 計画期間 | 平成29年度~平成38年度 | **| 所管部署 |** 総合政策部 資産活用課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- 1 公共施設等の現状
- ○公共施設の総延べ床面積は、約307,000㎡である(平成28年10月1日現在)。
- ○施設類型別では、多くの自治体と同様に学校教育施設が床面積の概ね半分を占めている。
- ○老朽化が進んでおり、更新時期(原則築後60年)を迎える施設が平成40年頃から急増する。
- 2 人口の予測
- ○市の人口は当面は横ばいから微増で推移し、平成55年に14.8万人程度となったのち、減少する見込み。
- ○年少人口(0~14歳)は昭和50年から平成27年までに約4割減少している。
- ○生産年齢人口(15~64歳)は昭和45年をピークに減少している。
- ○老年人口(65歳以上)は増加傾向が続き、平成57年には平成27年の約1.58倍になると予測。
- ○現在の公共施設等が整備され始めた昭和40~50年頃と現在・将来とでは人口構成が大きく異なる。人口構成の変化は、施設へのニーズや財政状況に大きく影響するため、公共施設等の更新や統廃合、維持管理を考える上で重要な要素となる。
- 3 市財政の長期予測
- ○歳入は、生産年齢人口の減により市税が減少し、国庫支出金も国の財源不足で増加は厳しいと見込まれる。
- ○歳出は、特に高齢者人口の増を背景に扶助費などが増加し、また都市基盤施設の再整備や老朽化した公共 施設の建替えなどに多額の費用が必要となる。
- ○第六期長期計画期間中の平成38年度までは基金残高は増えるが、それ以降は減少に転じ、平成52年度には 基金がなくなり、平成57年度には累積で369億円の財源不足となる。
- ○財政状況は当面は良好だが、長期的には非常に厳しくなる可能性がある。時代の変化に対応した重点施策への資源配分、経常経費・投資的経費のさらなる縮減により、持続可能な財政運営を図らなければならない。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

10の基本方針

- 1 三層構造に基づく効率的・効果的な施設配置
- 2 既存施設の長寿命化
- 3 既存施設の有効活用と総量縮減
- 4 『100年利用できる』新たな施設建設
- 5 行政と民間等の役割分担の整理とPPPの活用
- 6 駅周辺の面的整備
- 7 低・未利用地の利活用及び整理
- 8 受益者負担の適正化
- 9 将来を見据えた整備水準の選択
- 10 持続可能な管理水準の設定

<理由>

・財政負担の低減・平準化を図りつつ、安全で時代のニーズにあった公共施設等にしていくとともに、本市の未来につながるまちづくりという大きな視点で考えていくことが重要であるため。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

- 1 類型別施設整備計画の策定・見直し
- 2 計画推進体制の整備

	計画名称	武蔵野市人材育成基本方針		
	所管部署	総務部 人事課		
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり		
	分野	VI 行・財政		
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.64、65		
	根拠法等の有無及びその名称	なし		
基礎情	【長期計画 調整計画を除く)	なし		
	この計画が知めて筆字された	平成23年度		
次の3点を人材育成の基本理念としている。 計画策定の背景・目的 (1) 「市民感覚で現場の課題を捉え、解注 (2) 「仕事の目的を考え、挑戦と改革を結		「持続可能な都市」の創造に向けたまちづくりを担う職員の育成を目指して策定した。 次の3点を人材育成の基本理念としている。 (1) 「市民感覚で現場の課題を捉え、解決する職員」 (2) 「仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員」 (3) 「一人ひとりの強みを引き出しあい、組織力の向上に貢献する職員」		
	現計画の策定時期	平成28年度(平28年5月)		
	現計画の対象期間	平成28年度~平成32年度		
	策定方法 (策定主体·期間等)	武蔵野市総務部人事課		
策定方法	策定委員の構成			
	市民意見の反映方法			

- 人材育成システム (個の力の向上)
 - 1 各職位の職員が果たすべき役割と求められる能力
 - (1) 職位ごとに果たすべき役割(2) 職位ごとに求められる能力

 - (3) 求められる能力に対応した人材育成の取組み
 - 2 採用 (多様な人材の確保)
 - 3 能力開発、伸長
 - (1) 0JT (職場内研修) ~仕事を通じた人材育成~
 - (2) Off -JT (職場外研修)
 - (3) 自己啓発への支援
 - 4 キャリア形成
 - (1) ジョブローテーション
 - (2) 昇任制度
 - (3) 専門職の育成、複線型人事制度
 - 5 人事評価
- 6 給与(職務・職責、成果に応じた給与制度へ)
- 7 嘱託(非常勤)職員の育成と能力活用
- 組織風土づくり (チーム力・組織力の向上)
 - 1 個の力をチームへとつなげる仕組みづくり
 - (1) チャレンジする組織風土の醸成
 - (2) チームマネジメントと経営力の強化
 - 2 コンプライアスとリクマネジメトの推進
 - 3 労働安全衛生
 - (1) メンタルヘルス
 - (2) ハラスメント対策の強化
- ワーク・ライフ・マネジメント
 - 1 職員それぞれの仕事と生活の調和
 - 2 柔軟かつ多様な働き方とキャリア形成ができる環境整備
 - (1) 柔軟かつ多様な働き方とキャリア形成支援
 - (2) 女性の活躍の機会の拡大

計画名称 | 武蔵野市人材育成基本方針 | 計画期間 | 平成28年度~平成32年度 | **所管部署** | 総務部 人事課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- (1) 市民生活に根ざした先進的な市政
- (2) 第五期長期計画・調整計画と人材育成基本方針改訂の関わり
- (3) 多様化する市政をめぐる状況
- (4)職員の現状
- (5)職員、組織風土の課題
- (6) 武蔵野市職員の使命
- (7) 人材育成基本方針で目指すもの
- (8) 人材育成基本方針の構成

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

職員は、多様化する市民ニーズなど、多くの課題に向き合い、解決しなければならない状況にある。 こうした状況に的確に対応できる職員を育成していくため、以下の3点を基本理念とする。

- (1) 市民感覚で現場の課題を捉え、解決する職員
- ①現場主義による課題発見が重要
- ②公共課題の解決には地域をコーディネートする力が必要
- (2) 仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員
- ①仕事の目的を考える~何のためにやるのか~
- ②効果的かつ効率的な業務遂行を目指す
- ③チャレンジする職員の育成
- (3) 一人ひとりの強みを引き出しあい、組織力の向上に貢献する職員
- ①「強み」を引き出しあう〇JTを推進
- ②ワーク・ライフ・マネジメントの推進

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

■チャレンジする組織風土の醸成

本市の組織の課題として挙げられている「チャレンジ意欲の欠如」や「意見発信が少ない」といった課題を克服するため、仕事のプロセスにおいてチャレンジする姿勢や粘り強く取り組んだ姿勢を表彰することや、コーチングの手法を活用しながら自発性を育むことで、チャレンジする組織風土の醸成を図っている。

■ワーク・ライフ・マネジメントの推進

第二次特定事業主行動計画の推進と長時間労働改善のための「業務改善に関するプロジェクト」の実施をしている。

	計画名称	第7次職員定数適正化計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI行・財政
	該当施策名及び該当ページ	チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.64
	根拠法等の有無及びその名称	武蔵野市職員定数条例
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	第5次行財政改革を推進するための基本方針及び武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成29~32年度)、武蔵野市人材育成基本方針
	この計画が初めて策定された 時期	平成7年度。職員定数適正化計画(平成8~12年度)
	計画策定の背景・目的	第五期長期計画・調整計画における行財政分野の施策を推進していくための方針として、平成28年9月に「第五次行財政改革を推進するための基本方針(平成29~32年度)」(以下「行財政改革基本方針」という。)が策定され、平成28年12月にはこの基本方針の実行計画として「武蔵野市行財政改革アクションプラン(平成29~32年度)」が策定された。また、平成28年5月には今後10年間の人材育成の方針とそれに基づいた行動計画である「武蔵野市人材育成基本方針」を改訂した。本計画はこれらの方針等に基づき、計画的に職員定数を適正な水準に維持するために策定するもの。
	現計画の策定時期	平成28年度
	現計画の対象期間	平成29年度~平成32年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	人事課。平成28年4月~平成29年2月
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	

- 1 職員数適正化の考え方
- (1) 職員定数適正化の方針
- ①外部化の推進
- ②効率化・政策再編・分野をまたぐ施策の展開
- ③連携の推進
- (2) 財政援助出資団体への職員派遣に関する方針
- 2 計画期間中の主な課題への取組み
- (1) 職廃止の方針が決定している技能労務系職員などの派遣先団体への身分移管のルール化を図る。
- (2) 住基・戸籍、税、福祉、保険業務など市役所基幹業務の事務の標準化を図り、それに伴う定数見直しを図る。
- (3) 管理職層のマネジメント力の強化を図るため、課長補佐の職のあり方について検討する。
- (4) 市政センターについては、事務の内容の見直しや外部化等について検討する。
- (5) 児童館については、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を検討する。
- (6) 市立保育園については、第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野におけるあり方の方向性を踏まえて検討する。
- 3 年次計画

年次計画による86人の職員数の純減を目指すが、年度ごとに生じる個別の業務の増減や機動的な職員配置に関する定数調整については、各年次の定数査定時に行う。

計画名称 第7次職員定数適正化計画 ┃計画期間 平成29年度~平成32年度 ┃所管部署 総務部 人事課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

これまでも平成8年度から6次にわたる職員定数適正化計画により、749人の職員定数(実数364人)を削減してきたが、人口あたりの職員数は多摩地域26市の中で2番目に多い(平成28年4月1日現在。消防・病院部門を除く)状況となっている。

本市では、吉祥寺図書館の指定管理化など、業務を外部化する等の取組みを進めてきているが、その一方で公共施設の維持更新や自治基本条例への対応など、市として取り組むべき新たな課題も発生している。また、育児休業や長期休職の職員が生じた場合には機動的職員配置を行っている。

今後も健全財政を維持しつつ市民サービスを向上していくためには、市(常勤職員)が直接執行すべき業務を精査した上で、必要な部署には適切な人員を配置し、より効果的・効率的に行政課題を解決できる組織・職員体制を作り上げる努力が求められている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

「市が行うべきサービスか」「市(職員)が直接執行すべき業務か」「市(職員)が直接執行すべき業務であっても、それが適正な業務水準か」「財政援助出資団体への関与は適切か」「既存事業の見直しや政策の再編等の取り組みか」といった視点に立ち、事務事業、職員体制及び財政援助出資団体への人的関与等の見直しを行う。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

	計画名称	武蔵野市特定事業主行動計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.64、65
次世代育成支援対策推進法 【義務】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法		次世代育成支援対策推進法 【義務】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 【義務】
基礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
情		平成17年4月
	計画策定の背景・目的	わが国の急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行された。同法第19条の規定に基づいて、自治体は「特定事業主」として、次世代育成支援対策に関する計画を策定することとされ、本市では職員それぞれの「仕事と生活の調和」を支援する環境の整備を進めるため、本計画を策定した。また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」が制定され、地方公共団体等に対して、女性の活躍推進に関する事業主行動計画の策定義務が課せられ、これまでの「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画と一体的に策定することが可能とされた。法の制定を受け、女性職員の活躍の一層の推進を図るため、新たに「女性職員の活躍推進に向けた取組み」として具体的な項目を盛り込み、平成28年3月に本計画を一部改訂した。
	現計画の策定時期	平成26年4月~平成27年3月
	現計画の対象期間	平成27年度~平成31年度
	策定方法 (策定主体·期間等)	武蔵野市特定事業主行動計画推進員委員会を平成26年度の8月、11月、12月、2月 に4回開催。そのほか、全職員に向けた計画案の意見聴取を1月~2月に実施。
策定方法	策定委員の構成	総務部長(委員長)、子ども家庭部長(副委員長)、企画調整課長、総務課長、人事課長、男女平等推進担当課長、高齢者支援課長、子ども政策課長、子ども育成課長、子ども家庭支援センター所長、児童青少年課長、教育企画課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長
	市民意見の反映方法	なし

	T	
		制度の周知と活用
		┃ ①妊娠・子育てと仕事の両立支援
		~妊娠から子育て期まで切れ目ない支援~
		~男性の子育てのための休暇等の取得促進~
		②介護支援策の強化
		~制度の周知・見直し~
		~休暇取得の後押し~
		ワーク・ライフ・バランスの実現
		③超過勤務の縮減
		~業務改善の推進~
		~意識啓発~
		④年次有給休暇等の取得促進
		~休暇を取得しやすい雰囲気の醸成~
		~記念日休暇・連続休暇・子育てに関する休暇取得の促進
		⑤多様な人材の活躍推進
Ŧ	 	~柔軟な働き方の検討~
玛	計 画 施策の体系	~女性職員の活躍の推進~
匪		⑥地域への貢献
U.)]	~市民・地域への働きかけ~
身	ł	~地域活動への参加促進~

計画名称 | 武蔵野市特定事業主行動計画 ┃計画期間┃ 平成27年度~平成31年度 ┃所管部署┃ 総務部 人事課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

(1) 子育てや介護をする職員の現状について

女性職員の育児休業は近年100%であり、機動的配置を行うことで職場のマンパワー不足の不安解消に努めている。しかし、仕事復帰への不安や復帰後の仕事と子育ての両立に悩みを抱える職員も多いことから、仕事復帰をスムーズにできるような支援が必要である。男性の育児休業取得者は、年に数名と少ない状況であるが、組織全体で休業を後押しする雰囲気を醸成していくことで、取得者の増加につながることが期待できる。長期の介護休暇に関しては取得したいと考えている職員が多くいるにもかかわらず、実際の取得者は年に数名と少ない。取得の機を逃さないよう、適切な時期に休暇を取得できるよう、制度のあり方も含めて検討が必要である。今後、晩婚化・出産年齢の高齢化や、介護を行う職員の増加により部課長職や係長職などの職責を担う職員の長期的な休業に対応することも大きな課題である。

(2) 効率と生産性を上げる働き方について

超過勤務に関しては、総職員数の減少や業務レベルの高度化により増加傾向にある。一部の職場や職員に超過勤務が集中している。

年次有給休暇は、特に管理職の職員の取得率は著しく少ない傾向にある。

(3)組織の風土について

「武蔵野市職員行動指針」でも掲げている「強いチームワークで活気のある組織」を作り、働きやすい風土の醸成により仕事の成果を上げることが求められている。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

仕事と家庭生活を両立しやすい環境を整えていくことは、子育てや介護中の職員のみならず、全職員に とってより働きやすい職場を作ることになる。

この計画は、職員一人ひとりが仕事と家庭生活を含めたプライベートの時間のバランスをうまくとり、それぞれを充実させ連係することにより、自分の人生をより豊かなものへとマネジメントすることを推進するために策定する。

また、そうした職員同士が日ごろからよくコミュニケーションをとり、支えあい、お互いのワーク・ライフ・バランスを向上させていく組織風土の醸成を目標とする。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

①男性の子育てのための休暇等の取得促進

- ・出産予定報告書により配偶者の出産をひかえている男性職員を早期に把握し、出産支援休暇や育児休業など、子育てのための制度を案内して取得を促進する。
- ・出産前後に取得できる「育児参加のための休暇」の制度導入について検討する。
- ・男性職員の子育ての状況や育児休業を取得した経験談を情報提供する機会を設けて、男性職員の子育てを 応援する。

②超過勤務の縮減

- ・業務改善を推進する「業務改善に関するプロジェクト」を実施
- ・意識啓発(所属ごとに月1日以上の一斉定時退庁日を推奨する「カエルデー」及び管理職や係長級のマネジメントに対する研修の実施)

③柔軟な働き方の検討

・在宅勤務やテレワークによる通勤負担の軽減や、育児短時間勤務、育児・介護による時差勤務や中抜け休暇等による勤務時間の緩和などの柔軟な働き方の検討。

	計画名称	職員研修計画
	所管部署	総務部 人事課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営 P.64、65
	根拠法等の有無及びその名称	地方公務員法第39条【その他(定めるものとする)】、武蔵野市職員研修要綱、武 蔵野市人材育成基本方針
基礎情	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
	- の計画が知りて生ウナッナ。味	不明
	計画策定の背景・目的	公共の課題を解決するために、本市の行政を担う職員の資質の向上を図る必要がある。職務の遂行に必要な知識及び技能を習得し、自ら考え自律的に行動する職員の養成に向けて計画的に研修を進めるために研修計画を定めている。
	現計画の策定時期	平成30年4月
	現計画の対象期間	平成30年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	武蔵野市総務部人事課
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	

		1	研修計画の考え方
		2	研修体系
		3	求められる能力と研修体系
		4	市主催研修日程
		5	研修概要
		6	東京都市町村職員研修所 研修体系
		7	東京都市町村職員研修所 研修一覧
玛	1		
野計画の中身	Ī		
Ø.	施策の体系		
身	· -		

計画名称 職員研修計画 ┃計画期間 平成30年度 ┃所管部署 総務部 人事課

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

- ・平成30年度予算は「誰もが住み続けられるまちへ 新たな未来につなぐ予算」と位置付けられた。第五期長期計画・調整計画の事業を積極的に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら持続可能な市政運営を行っていくため、限られた財源を効果的かつ効率的に生かしながら、各事業を着実に推進していく必要がある。
- ・防災・減災への備え、循環型の都市づくり、保育園の待機児童対策、社会保障制度改革への対応など、さまざまな社会の変化に柔軟に対応するには、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政の課題を大局的にとらえ、職員一人ひとりがその解決に向けて、課題を自分事と捉え、前向きに取り組む姿勢が必要である。
- ・第五期長期計画・調整計画では「チャレンジする組織風土の醸成」と「柔軟な組織運営」を掲げている。 職員一人ひとりの個の力を高めるとともに、チームとしてその能力を活かせる組織への変革及びチャレンジ する組織風土の醸成を目指す。
- ・個々の職員が組織から求められる役割を認識し、強みを最大限に発揮できるよう、OJTの実施、Off -JT及び自己啓発の支援について、「人材育成基本方針」に基づき、体系的・計画的に研修を実施していく。

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

・「市民感覚で現場を捉え、解決する職員」「仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員」「一人ひとりの強みを引き出しあい、組織力の向上に貢献する職員」という人材育成基本方針に掲げる3つの基本理念に基づき、それを達成するために職員が身につけるべき能力を体系的・計画的に修得するために策定された実施計画である。

重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

組織における能力開発は、大きく分けて以下の3本柱で進めている。

■0.JT (職場内研修)

上司や先輩職員が、部下や後輩職員に対して、職場内の具体的な業務を通じて、実践的に指導・育成をする。新規採用職員を指導・育成する新人指導員に対しての支援などを実施している。

■Off-JT (職場外研修)

日常業務を離れて、職場外の会場で集合的・体系的に行う研修として、人事課等が主催する集合研修(職層別研修、特別研修)、外部の各種教育機関へ派遣する派遣研修などを実施している。

■自己啓発(自主研修)

通信教育受講料の助成、自主グループへの支援等、職員自らが自主的に学習に取り組むことへの支援を実施している。

	計画名称	武蔵野市第五次総合情報化基本計画
	所管部署	総務部 情報管理課
	第五期長期計画・調整計画に おける位置づけの有無	あり
	分野	VI 行・財政
	該当施策名及び該当ページ	2 (3) ICTを利用したサービスの拡大 P.625 (3) 情報セキュリティ対策の強化 P.646 (2) ICT化による業務の効率化の推進 P.64
	根拠法等の有無及びその名称	なし
礎	上位計画の有無及びその名称 (長期計画、調整計画を除く)	なし
情 報	この計画が初めて策定された 時期	平成17年5月
	計画策定の背景・目的	市では、平成26年3月に「第四次総合情報化基本計画」を策定し、本市の情報化を推進してきた。また、平成28年度からを計画期間とする「第五期長期計画・調整計画」において、全庁的に「ICTを活用したまちづくり」を推進しているところである。そのような背景のもと、日本年金機構へのサイバー攻撃による情報漏洩や、社会保障・税番号制度の施行を契機に、国は三層からなる対策で「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」を示し、地方公共団体に高いレベルでの情報セキュリティ確保を要請している状況である。これらの状況を踏まえ、強靭な情報セキュリティ環境の実現を大前提とした上で、調整計画において掲げるまちづくりの目標である「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の達成に向けて、ICTの側面から寄与するために、第五次総合情報化基本計画を策定した。
	現計画の策定時期	平成28年度(29年 2 月)
	現計画の対象期間	平成29年度~平成31年度
策定方法	策定方法 (策定主体·期間等)	〈策定主体〉 総務部情報管理課 〈策定方法〉 ・情報管理課において原案を作成(28年5月) ・各主管課で施策を精査(平成28年8月) ・市民アンケート実施(平成28年10月) ・施策一覧及び計画素案の最終化(平成28年12月) ・パブリックコメント実施(平成29年1~2月) ・庁内会議であるICT戦略会議にて、計5回審議を行い、最終的には29年2月に承認
	策定委員の構成	
	市民意見の反映方法	市民アンケートとパブリックコメントを実施した。

重点的・優先的に取り組むべき施策については別紙参照 計画 画施策の体系 中身			国や東京都、他の地方公共団体の情報化における動向調査や、前計画の実施状況の振り返りから現状課題の抽出を行った。また、市民アンケートを実施し、そこから伺える市民の視点についても踏まえた上で、現状分析・課題抽出を行った。そして、計画においては、各分析によって抽出された課題を整理し、課題解決の方向性と目指すべき姿を明確にし、その課題解決の手法・手段として具体的な I C T 施策を取りまとめた。それらを着実に進捗させ、目標を達成するための推進体制もあわせて示している。
	画の中	施策の体系	重点的・優先的に取り組むべき施策については別紙参照

現状と課題の認識

(本計画を策定するにあたり、どのような現状認識、課題認識をしたのか)

各調査で抽出された課題

- ○国・都の動向調査
- 「総務省報告」の指針で示されたインターネット分離等の抜本的強化に対応する必要がある。
- ・公式ウェブサイトについて、平成30年3月までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠する必要がある。
- ・本市がICT施策ではない手法で対応する方針を取っている施策について、情報化の効果等を検討し、対応要否を検 討する必要がある。
- ○本市の動向調査
- ・各担当課で管理されている個別システムについても、ICTガバナンスを強化していく必要がある。 ・役職ごとに職員に求めるICTスキルを体系化して整理する必要がある。
- ○市民ニーズの動向調査

〈市民ニーズの高かった項目〉

- ・情報セキュリティ対策
- ・災害時の情報収集・情報発信
- ・防犯に関する緊急情報の収集・発信
- ・災害時要援護者の避難のための仕組みづくり
- ・保育・子育てに役立つ情報発信
- ・学校教育における情報化社会に対応する力をつける教育

基本方針・考え方

(上記の現状認識・課題認識を踏まえ、本計画の基本となる方針や考え方及びその理由)

本計画は、調整計画に掲げている4つのまちづくりの目標(「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐま ちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」)の達成に対してICTの側面から寄与す るために、「ICTを使ってまちの課題を解決し、ICTの側面からまちづくりを推し進める」という考え方に基づい て策定している。

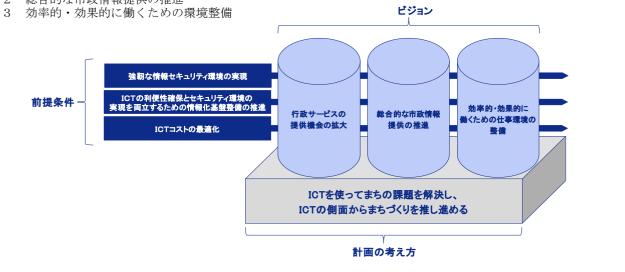
この考え方に基づき、より高品質な行政サービスの迅速かつ低コストで実現するために、①の3点の前提条件をもと に、②の3つをビジョンとして掲げ、各施策を実施していく。

①〈前提条件〉

- 1 強靭な情報セキュリティ環境の実現
- 2 ICTの利便性確保とセキュリティ環境の実現を両立するための情報化基盤の整備の推進
- 3 ICTコストの最適化

②〈ビジョン〉

- 1 行政サービスの提供機会の拡大
- 2 総合的な市政情報提供の推進



重点的な施策・事業

(特に優先して取り組むべき施策・事業について)

別紙施策一覧のとおり

第五次総合情報化基本計画において重点的・優先的に取り組むべきとされている情報化施策一覧

71211		化基本計画におい(里点的・愛先的	担当課		ビジョン		
番号	分野	施策名			サービス		仕事 環境
1	健康·福祉	ウェブアクセシビリティの向上推進	秘書広報課	各課		0	
2		ICTの導入による母子保健事業の効率化	健康課	子ども政策課、 子ども家庭支援センター			0
3	フじゃ 地本	ICTの導入による公立保育園業務の効率化	子ども育成課		0		0
4	・子ども・教育	子育て支援情報発信の充実	子ども政策課	健康課、子ども育成課、 秘書広報課	0	0	0
5		効果的な学習環境の整備	指導課	教育支援課	0		
6		オープンデータの推進	企画調整課	秘書広報課、情報管理課		0	
7		災害時における市民への情報発信手法の向上	秘書広報課	防災課		0	
8	文化·市民生 活	災害時の情報収集・意思決定体制の向上	防災課	秘書広報課			0
9		被災者再建支援体制の向上	防災課	企画調整課、情報管理 課、資産税課、市民課			0
10		オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けたまち の魅力等の情報発信の向上	企画調整課	秘書広報課		0	
11	緑•環境	公共施設のエネルギー見える化の推進	環境政策課			0	0
12	都市基盤	駐車場・駐輪場の満空情報発信体制整備	交通対策課			0	
13		行政評価システム導入の検討	企画調整課	情報管理課、財政課			0
14		市ホームページ等を利用した市政情報の発信・提供の仕組みの充実	秘書広報課	各課		0	
15		公共Wi-Fiの整備の検討	秘書広報課	防災課、生活経済課		0	
16		ブッシュ型による市政情報の提供手法導入の検討	秘書広報課	各課	0	0	
17		文書の電子化の推進	総務課、情報管理課	各課			0
18	行·財政 - - -	I C T を利活用した業務や意思決定の効率化、 情報共有等の促進	企画調整課、総務課、情 報管理課	各課			0
19		重要な文書の保管・取り扱いに関するセキュリティ 向上	総務課、情報管理課、市 民活動推進課	各課			0
20		社会保障・税番号制度への対応	情報管理課	利用事務運用部署	0		0
21		情報システム基盤の最適化の推進	情報管理課		0		0
22		情報セキュリティの向上	情報管理課				0
23		電子署名等を添付した個人住民税特別徴収税 額通知の電子送付の実施	市民税課	情報管理課			0
24		各種税目・保険料等の納付の多チャンネル化	納税課	情報管理課、保険課、高 齢者支援課、会計課	0		0
25		下水道事業における公営企業会計システムの導入	下水道課	企画調整課、自治法務課、情報管理課、財政課、管財課、会計課、水道部総務課、人事課			0